

基本政策

4

活力と魅力あふれる
力強い都市づくり



世界に広がる Made in KAWASAKI!

世界をリードする川崎のビジネスを、
力強くサポートします。

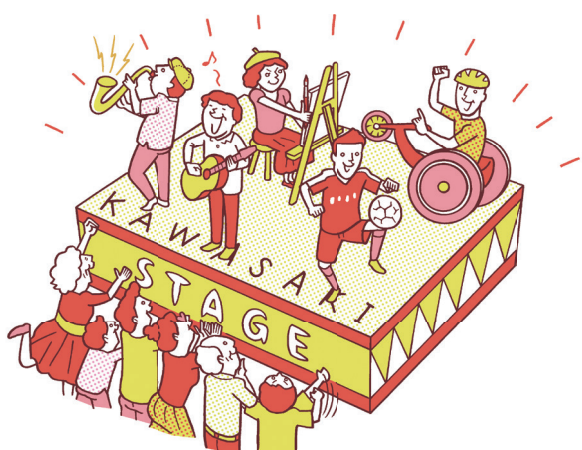
つながる便利。 広がる快適。

首都圏の中で便利につながり、
魅力ある暮らしやすいまちをつくります。



まちがステージ、 みんなが主役!

スポーツや文化活動が盛んな
ワクワクできるまちを、
未来へとつなぎます。



市民のみなさんとともに、さらに住みやすいまちへ。

基本政策

4

活力と魅力あふれる 力強い都市づくり

- 我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりを進めます。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会の実現をめざします。
- 首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人々が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めます。
- また、これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備を進めます。
- さらに、それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信します。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりを進めます。

(川崎市基本構想)

政策の体系

基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興

政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

政策4-4 臨海部を活性化する

政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する

政策4-6 良好な都市環境の形成を推進する

政策4-7 総合的な交通体系を構築する

政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

政策4-9 戦略的なシティプロモーション

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興

1 政策の方向性

- 新興国の急成長により国際競争が激化し、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長著しいアジアの中での国際競争力の強化に向けた取組を推進します。
- また、産学交流・企業間連携の更なる深化による市内企業の競争力強化をはじめとして、本市のものづくりを支える中小企業の振興や、地域全体の賑わいを創出する商業地域の活性化、地産地消による都市農業の振興などにより、市内経済の好循環に支えられた産業の振興を図ります。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市内産業に活力があり、事業者が元気なまちだ と思う市民の割合 (市民アンケート)	28.3%	33.6%	35%以上

3 施策の体系

政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興

施策4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化

施策4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成

施策4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

施策4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化

施策4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化



**KAWASAKI
SDGs**

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 海外展開に係る相談の窓口として「川崎市海外ビジネス支援センター（略称：KOBIS（コブス）」を設置し、専門のコーディネーターによる対応を行うとともに、ASEAN地域等の海外商談会の開催や展示会・越境EC（電子商取引）等に関する支援、市内企業のニーズに応じたセミナーによる情報提供等により、市内中小企業の海外展開を支援しています。
- 川崎国際環境技術展における国内外のビジネスマッチングの場の提供や、市内企業や関係団体等で構成するグリーンイノベーションクラスターにおけるリーディングプロジェクト等の実施により、国内外における市内企業の環境関連ビジネスの展開を支援しています。また、オンラインを活用したビジネスマッチングの開催など、新しいビジネスモデルへの意識転換も促進しています。
- 世界の水環境は、人口増加、経済発展等により、水資源の不足や水質汚濁などの問題を抱えています。国際社会の共通の課題である水環境改善に向け、「かわさき水ビジネスネットワーク」を通じた水関連企業の海外展開の支援や、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じた専門家派遣や研修生・視察者の受入れ等の技術協力の取組を進めています。



海外オンラインビジネス商談会



川崎国際環境技術展（令和3（2021）年度のオンライン開催）

2 施策の主な課題

- 市内企業の海外展開については、国内外の社会経済環境の変化を的確に捉え、市内企業のニーズに対応した支援の実施が求められています。
- 市内産業の競争力強化と脱炭素化の両立に向けて、市内企業の新たな技術やシステムの社会実装によるイノベーション創出が求められています。
- 水環境にかかる国際展開の推進にあたっては、官民連携による国際展開の取組と技術協力による国際貢献の取組を効果的に連携させる必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 新型コロナウイルス感染症の影響により多様化した、市内中小企業のニーズ等に対応した海外へのビジネス展開支援の実施
- ★ 脱炭素社会実現に向けた環境分野における国内外でのビジネス展開の支援の実施
- ★ 水関連企業の海外展開支援による上下水道分野の国際展開の推進

4 直接目標

- 海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数 (経済労働局調べ)	581 件 (平成26 (2014) 年度)	371 件 (令和2 (2020) 年度)	630 件以上 (平成29 (2017) 年度)	800 件以上 (令和3 (2021) 年度)	800 件以上 (令和7 (2025) 年度)
グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数 (経済労働局調べ)	2 件 (平成27 (2015) 年度)	8 件 (令和3 (2021) 年度)	5 件以上 (平成29 (2017) 年度)	7 件以上 (令和3 (2021) 年度)	10 件以上 (令和7 (2025) 年度)
上下水道分野の国際展開活動件数 (上下水道局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	92 件 (令和2 (2020) 年度)	—	—	100 件以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状		事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
海外展開支援事業 海外での販路開拓等に向けた商談機会の創出、国内外でのフォローアップ等を通じ、市内企業の海外展開を促進します。	● 海外販路の開拓に向けた商談会等の市内企業の活動支援					→ 事業推進
	・支援の実施	・多様化するニーズに対応した海外展開の活動支援などの実施				
	R2支援企業数：42社	支援企業数：40社以上	支援企業数：40社以上	支援企業数：40社以上	支援企業数：40社以上	
	● 川崎市海外ビジネス支援センター（KOBIS）における海外展開支援					→
・ワンストップ窓口によるサービスの提供	・海外展開状況に応じたコーディネーター等による支援の実施					
R2支援数：441件						
	● 市内企業のニーズに基づく海外展開に向けたセミナー等の開催					→
・セミナー等の開催	・川崎市産業振興財団、川崎商工会議所、日本貿易振興機構（JETRO）、中小企業基盤整備機構などの関係支援機関と連携したセミナー等の開催					
R2開催数：2件						

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
グリーンイノベーション推進事業 市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場を提供するとともに、環境関連の多様な主体によるネットワーク組織であるグリーンイノベーションクラスターを通じて、環境産業の発展や脱炭素化の促進、国際競争力の強化を図ります。	●環境関連ビジネスの創出やビジネスマッチングに向けた場の提供					
	・川崎国際環境技術展の開催 ・マッチング・フォローアップの実施 ビジネスマッチング件数：356件 (R1：562件)	・環境関連ビジネス創出やビジネスマッチングの場を提供による支援の実施 ビジネスマッチング件数：600件以上	ビジネスマッチング件数：600件以上	ビジネスマッチング件数：600件以上	ビジネスマッチング件数：600件以上	事業推進
	●グリーンイノベーションクラスターによるプロジェクトや環境ビジネスの創出支援					
	・支援の実施 プロジェクト件数：8件以上	・プロジェクトや環境ビジネス創出支援の実施 プロジェクト件数：7件以上	プロジェクト件数：7件以上	プロジェクト件数：7件以上	プロジェクト件数：10件以上	
●市内中小企業の脱炭素化の支援						
		・脱炭素化の支援の実施・検証 ・ESG投融資の普及による脱炭素経営等の促進 ESG投融資の活用意欲が高い企業：10%以上	ESG投融資の活用意欲が高い企業：15%以上	ESG投融資の活用意欲が高い企業：20%以上	ESG投融資の活用意欲が高い企業：25%以上	
上下水道分野における国際展開推進事業 水関連企業の海外展開支援や上下水道分野の技術協力等を通じて、世界の水環境改善への貢献に向けた国際展開を推進します。	●かわさき水ビジネスネットワークを通じた海外展開支援の推進					
	・調査事業等への支援や情報提供・情報発信の推進 R2国際展開活動件数：92件	継続実施 国際展開活動件数：100件以上	国際展開活動件数：100件以上	国際展開活動件数：100件以上	国際展開活動件数：100件以上	事業推進
	●川崎の上下水道技術の世界への発信					
	・専門家派遣や研修生・視察者の受入れの推進	継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

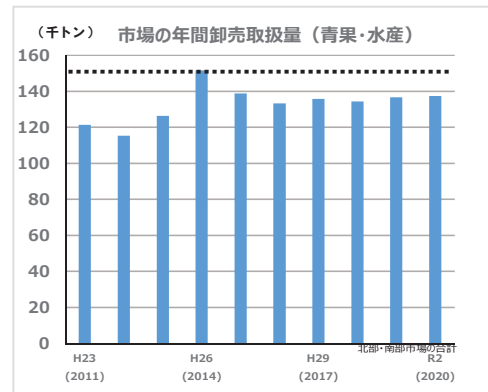


1 これまでの主な取組状況

- 商店街等の魅力向上や地域課題の解決を図るため、専門家を派遣し、商店街等が行う研究会の開催やイベントの実施等を支援しています。また、魅力あふれる個店を創出するため、意欲ある商業者等に対して新商品や新サービスの開発等の取組を支援しています。
- 駅周辺における集客や回遊性の向上、賑わいの創出を図るため、地元主体のイベント等に対して支援を行うことで、中心市街地としての魅力を市内外にPRするとともに、活力のある商業集積地の形成に取り組んでいます。
- 令和元（2019）年度の消費税引上げに伴う消費喚起策「プレミアム付商品券事業」の実施や、新型コロナウイルス感染症に対する市内経済回復策「川崎じもと応援券事業」等の取組を進めています。
- 卸売市場法見直しの動向を踏まえ、食品流通の拠点機能の発揮に向けて、「卸売市場経営プラン改訂版」に基づき市場関係者と連携を図りながら、市場の活性化や効率的な管理運営に向けた取組を進めています。



モトスミ・プレーメン通り商店街



資料：経済労働局調べ

2 施策の主な課題

- 商業者の高齢化や後継者不足等により、市内商店街数は減少傾向にあります。商業の活性化に向けては、地域商業の新たな担い手を生み出すための施策が求められており、開業希望者への積極的な支援が必要です。
- 将来にわたり持続的に活力ある商業地域を形成していくためには、地域のまちづくりの視点からさまざまな取組を実践している事業者等と、密接な連携強化を図っていく必要があります。
- 電子商取引の増加やキャッシュレス決済の拡大、スマートフォンの普及など、消費者のデジタル利用が拡大しており、商店街・個店ともに、デジタル化への対応を進めていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響や新たな社会経済環境の変化などを的確に把握し、引き続き、機動的に市内経済対策を進める必要があります。
- 卸売市場については、少子高齢化や人口減少、取引ルールや運営に関する規制緩和、加工食材や食の安全・安心への要請の高まりなど、市場を取り巻く環境が変化する中でも、生鮮食料品の安定的な供給や災害時のライフラインとしての機能等を継続するため、変化するニーズ等に対応した機能強化や効率的・効果的な管理運営による持続可能な経営の確保が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 川崎に愛着を持ちエリアを牽引する事業者が、多様な主体を巻き込み、自主的・自立的に再活性化を図るしくみの構築
- ★ 事業者のデジタル化など社会経済環境の変化を踏まえた地域課題への対応や、魅力ある個店の集積による、活力ある商業地域の形成
- ★ 持続可能な卸売市場の構築や効率的な管理運営手法の確立及び施設の機能強化に向けた取組の推進

4 直接目標

- 魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
経済構造実態調査による小売業 年間商品販売額 (経済構造実態調査をもとに経済 労働局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	12,233 億円 (令和元(2019)年)	—	—	12,233 億円以上 (令和7(2025)年)
市内商店街で行われる新たな顧客 の創出や商店街の回遊性を高める イベントの開催数 (経済労働局調べ)	第2期実施計画 から新たに設定	3 回 (令和2(2020)年度)	—	22 回以上 (令和3(2021)年度)	25 回以上 (令和7(2025)年度)
市の支援を受けて市内で開業した 事業者累計数 (経済労働局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	第3期実施計画 から新たに実施	—	—	30 件以上 (令和7(2025)年度)
市場の年間卸売取扱量 (経済労働局調べ)	151,433 t (平成26(2014)年)	135,996 t (令和3(2021)年)	151,433 t以上 (平成29(2017)年)	151,433 t以上 (令和3(2021)年)	151,433 t以上 (令和7(2025)年)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
商店街活性化・まちづくり運動事業 商店街の課題解決や更なる機能向上を支援し、商業課題への対応を図るとともに、商店街や地域が主体となって取り組むイベント等への支援により、まちづくりと運動しながら、魅力ある商業地域の形成を図ります。	●商店街の機能向上に向けた施設整備等支援事業の実施					事業推進
	・街路灯のLED化等の支援の実施	継続実施				
	・防犯カメラ、AED等の設置支援の実施	継続実施				
	・商店街の老朽化した街路灯等の撤去支援の実施	継続実施				
	R2支援件数：累計188件					
	●商店街等への専門家（アドバイザー）派遣等による課題解決の支援					
	・専門家派遣の実施	・専門家派遣等による支援の実施				
	・エリアプロデュース事業の実施					
	●商店街やエリアの魅力を高めるイベント事業や地域課題対応等への支援					
	・商店街イベント等への支援の実施	・商店街におけるイベントや地域課題対応等への支援の実施				
R2支援件数：2件（R1：19件）	支援件数：20件以上	支援件数：20件以上	支援件数：20件以上	支援件数：20件以上		
・川崎駅周辺の活性化事業への支援の実施	・広域からの誘客を図り、駅周辺エリアの賑わいを創出するイベント支援の実施					
R2支援件数：3件	支援件数：7件以上	支援件数：7件以上	支援件数：7件以上	支援件数：7件以上		
●地域活性化による魅力あるまちづくりの推進						
・川崎駅周辺の活性化事業への支援	・まちづくりと運動した商業の活性化の取組の実施					
●商店街連合会の活動支援を通じた商店街の育成・発展						
・活動支援の実施	継続実施					
●大規模小売店舗立地法の運用による周辺環境の保持						
・大規模小売店舗立地法の適正な運用による店舗周辺環境の保持	継続実施					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
商業力強化事業 魅力ある個店の集積に向けた取組や事業者のデジタル化の支援等により、まちの価値を高める商業地域の形成を推進し、商業の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 意欲ある事業者の発掘・育成等の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核的な担い手による開業希望者の育成支援事業の試行実施 支援件数：10件以上 ・地域メディア等と連携した市民参加型PRの実施 ● 事業者のデジタル化等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化支援の実施 ・講習会の開催 ・非接触型サービスの導入等支援の実施 ● 事業者・商業団体等のネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークづくりに向けた取組の実施 ・ワークショップの開催 ● Buyかわさきフェスティバルの実施を通じた市内製品の販売促進・消費拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・Buyかわさきフェスティバルの実施 継続実施 ● 市内公衆浴場の経営安定等の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・支援の実施 支援件数：35件 ・大田区との連携事業の実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業希望者の育成支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業希望者の育成支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業希望者の育成支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業希望者の育成支援事業の実施 	事業推進
卸売市場の管理運営事業 南北市場のそれぞれの特性を活かした活性化や市場運営の効率化、経営の健全化を通じて、これからの社会にふさわしい持続可能な卸売市場の構築をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 南北市場の活性化に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「卸売市場経営プラン改訂版」に基づくそれぞれの特性を活かした活性化策の実施 R2店舗等稼働率：97% ● 南北市場の効率的な管理運営に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市場業務の簡素化・削減に向けた取組の実施 継続実施 ○ 北部市場における効率的かつ持続可能な管理運営に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な管理運営及び検証の実施 継続実施 ○ 南部市場における効率的な管理運営に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入効果の検証及び検証結果を踏まえた取組の実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業希望者の育成支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業希望者の育成支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業希望者の育成支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業希望者の育成支援事業の実施 	事業推進
卸売市場施設整備事業 老朽化した施設の補修・改修や市場機能強化に向けた取組を推進することで、市場機能の維持・向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場機能強化に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「卸売市場経営プラン改訂版」に基づく市場機能強化に向けた取組の推進 継続実施 ● 市場施設の老朽化対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・補修・改修の実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業希望者の育成支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業希望者の育成支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業希望者の育成支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業希望者の育成支援事業の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価

施策4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成



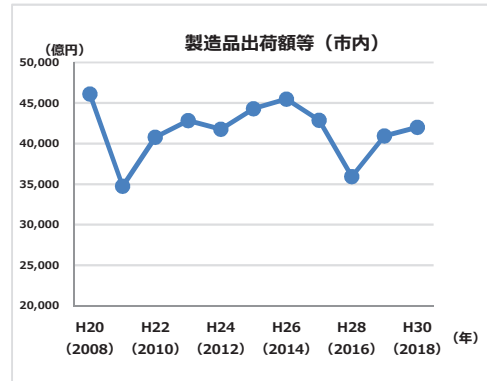
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 「中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、中小企業が行う新製品・新技術開発や生産性向上への支援による競争力強化、「川崎ものづくりブランド」制度を活用した情報発信や販路拡大の支援、円滑な事業活動の継続に向けた事業承継・事業継続力強化支援などを行い、中小企業の活性化に取り組んでいます。
- 企業等が保有する特許やノウハウ等の知的財産を活用し、中小企業の新事業展開を促進するためのビジネスマッチングを行うとともに、ライセンス契約後の製品化、販路開拓までの一貫した支援を実施しています。
- 「川崎市働き方改革・生産性革命推進プラットフォーム」を設置し、市内中小企業の働き方改革・生産性向上を一体的に支援しています。
- 住宅化が進む内陸部工業系用途地域において、地域住民のものづくりへの理解を深め、工業者と住民の相互理解を促進するため、住工共生のまちづくりに向けたイベントや操業環境の改善を図る取組に対する支援を行うなど、市内製造業者が継続的に操業していけるようさまざまな角度から取組を推進しています。



資料：「川崎市統計書」、「川崎市の工業」



工業者と地域住民の交流イベント
オープンファクトリー (住工共生地域交流事業)

2 施策の主な課題

- 経営者の高齢化や災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症の影響等により、中小企業の経営環境は大きく変動しています。中小企業は、雇用創出や地域経済の発展面で地域社会に欠かせない存在であることから、販路拡大や新技術・新製品開発等による経営革新及び知的財産を活用した新事業展開に対する支援に加え、事業承継・事業継続力強化支援や、事業転換に対する支援を実施していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響等により、新しいワークスタイルへの対応が求められる中、デジタル化の推進やICTの活用による設備投資など、幅広い業種において、市内中小企業の生産性向上に向けた取組を進める必要があります。
- 市内の多くの中小製造業が事業所の老朽化や近隣の住宅地化などの立地上の課題を抱えていますが、市内の限られた工業系用途地域においても、工場跡地の住宅地化等により工場を操業できる場所が減少していることから、中小製造業者の操業環境を整備し、市内における中小製造業の集積を維持・強化していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 市内中小企業の活性化に向けた経営力・技術力強化及び事業承継・事業継続力強化のための支援の推進
- ★ 知的財産マッチングの取組など知的財産戦略の推進による市内中小企業の新事業展開の促進
- ★ デジタル化やICT活用等による市内中小企業の働き方改革・生産性向上に向けた取組の推進
- ★ 工業系用途地域における製造業等による持続的な土地利用と、中小製造業者による操業環境整備に向けた取組の推進

4 直接目標

- 市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
製造品出荷額等 (工業統計調査)	4兆2,968 億円 (平成23(2011)～25 (2013)年平均)	4兆1,256 億円 (平成29(2017)～令和元 (2019)年平均)	4兆2,968 億円以上 (平成27(2015)～29 (2017)年平均)	4兆2,968 億円以上 (令和元(2019)～3 (2021)年平均)	4兆2,968 億円以上 (令和5(2023)～7 (2025)年平均)
知的財産交流会におけるマッチング の年間成立件数 (経済労働局調べ)	4 件 (平成26(2014)年度)	2 件 (令和2(2020)年度)	4 件以上 (平成29(2017)年度)	4 件以上 (令和3(2021)年度)	4 件以上 (令和7(2025)年度)
専門家派遣等の経営支援件数 (経済労働局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	842 件 (令和2(2020)年度)	—	—	900 件以上 (令和7(2025)年度)
中小製造業者と工業用物件との マッチング件数 (経済労働局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	0 件 (令和2(2020)年度)	—	—	15 件以上 (令和7(2025)年度)
事業承継の累計支援企業数 (経済労働局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	30 社 (令和2(2020)年度)	—	—	180 社以上 (令和7(2025)年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
知的財産戦略推進事業 大企業等が保有する特許やノウハウ等の知的財産を活用し、中小企業の新事業展開を促進するためのビジネスマッチングを支援するとともに、ライセンス契約後の製品化、販路開拓までの一貫した支援を行います。	●企業間連携等による新事業の開発に向けた知的財産交流会等の開催 ・交流会等の開催 R2開催数：4回 (R1：10回)	継続実施				事業推進
	●知的財産マッチング後のフォローアップを通じた新製品開発・新事業創出の推進 ・事業化・市場化支援 によるフォローアップの実施	継続実施				
	●知的財産シンポジウムの開催等による知的財産活用の推進 ○オープンイノベーションと知的財産の創造・保護・活用に向けた知的財産シンポジウムの開催 R2来場者数：685人(オンライン) (R1：81人)	来場者数：85人以上	来場者数：85人以上	来場者数：85人以上	来場者数：85人以上	
	○知的財産交流のネットワーク拡大を通じたオープンイノベーションの促進 ・他自治体と連携したネットワーク拡大による企業間連携の促進	継続実施				
	●知的財産スクールを通じた知的財産交流の活性化 ・スクール開催による特許活用・検索等に関する実務講座等の実施 開催数：6回	継続実施				
	●「知的財産戦略」の運用 ・知的財産戦略に基づく取組の推進	継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
中小企業経営支援事業 市内中小企業の抱えるさまざまな課題に対して、ニーズに応じた支援を実施します。	●研究開発、経営安定、販路拡大等のニーズに応じた中小企業への支援						
	・支援の実施 R2支援件数：計11件 (R1：29件)	・ニーズに応じた支援の実施 ・SDGs等に取り組む企業を包括的に支援するしよみの検討・支援の実施 セミナー等の参加者数：100名以上 ・受注機会の拡大に向けた支援の実施	セミナー等の参加者数：100名以上	セミナー等の参加者数：100名以上	セミナー等の参加者数：100名以上	セミナー等の参加者数：100名以上	事業推進
	●展示会等への多様な主体と連携した共同出展						
	・市外で開催される展示会等への多様な主体と連携した共同出展の実施	継続実施					
	●川崎商工会議所との連携による「川崎ものづくりブランド」制度の推進						
	・製品の認定と認定製品の情報発信、価値向上に向けた取組 新規認定数：5件 (R1：12件)	継続実施					
●製造業等のデジタル化対応の支援及びICT産業との連携促進							
・技術開発支援の実施	・セミナーの開催 ・専門家による伴走支援 ・ICT産業との連携による技術開発支援の実施						
●川崎市産業振興会館の施設修繕							
・施設修繕の実施	継続実施						
●事業承継・事業継続力強化の支援							
・事業承継やBCP策定の支援の実施	・事業承継やBCP策定に向けた啓発セミナーの実施 ・専門家派遣の実施 ・後継者育成等の支援の実施						
R2支援企業数：30社	支援企業数：30社以上	支援企業数：30社以上	支援企業数：30社以上	支援企業数：30社以上	支援企業数：30社以上		
川崎市産業振興財団運営支援事業 中小企業の経営力・技術力の高度化や新事業創出を促進するため、国や県、地域の産業支援機関等と連携を図り、多面的な支援を展開します。	●IoTやAI等の対応など、中小企業の経営・技術面に関する支援による経営力・技術力の高度化						
	・窓口相談、ワンデー・コンサルティング、専門家派遣等の支援の実施	継続実施					事業推進
	●新事業分野でのビジネスマッチング等のコーディネート支援活動						
・出張キャラバン隊によるビジネスマッチング等のコーディネート支援活動の推進 R2出張キャラバン隊活動数：464件	継続実施 出張キャラバン隊活動数：470件以上	出張キャラバン隊活動数：470件以上	出張キャラバン隊活動数：470件以上	出張キャラバン隊活動数：470件以上	出張キャラバン隊活動数：470件以上		
●中小企業の技術の高度化、新分野進出、人材育成等の支援							
・セミナー、研修等の開催による支援の実施 R2セミナー等開催数：21回	継続実施						

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価

施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
中小企業融資制度事業 市信用保証協会や取扱金融機関との連携による間接融資制度の実施及び市信用保証協会の事業推進により、中小企業等の資金調達円滑化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業者等への安定的な資金供給 <ul style="list-style-type: none"> ・制度融資による安定的な資金供給の促進 ● 中小企業者等の資金調達の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等に対する信用保証料補助による資金調達支援の実施 ● 円滑な融資の促進に向けた市信用保証協会の経営基盤の安定化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市信用保証協会に対する代位弁済補助による経営基盤の安定化支援の実施 	継続実施				事業推進
対内投資促進事業 地理的優位性や環境技術の蓄積など、本市ビジネス環境情報を外資系企業等に対して効果的に情報発信し、対内投資を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外ミッション、展示会等における本市プロモーションの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・外資系企業等の本市来訪や本市の外国訪問の機会を捉えたプロモーションの実施 ● 対内投資連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・日本貿易振興機構(JETRO)、神奈川県等との連携による連絡会議の開催 	継続実施				事業推進
操業環境保全対策事業 中小製造業の操業環境と住民の住環境の調和を図りながら、工業集積の維持・発展を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 住工共生のまちづくり活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・イベントの実施 ● 操業環境の整備・改善の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・操業環境の整備・改善等に向けた支援の実施 ● 積極的な産業立地の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な産業立地誘導の推進に向けた工業用地等需給情報の収集と活用 ・民間活力による工場や研究開発施設等が入居可能な施設整備の促進 ・都市計画道路「宮内新横浜線」建設に伴う移転対象事業者の市内立地促進 	継続実施				事業推進
生産性向上推進事業 働きやすい環境の整備や生産性革命の推進を通じ、市内中小企業等の生産性の向上・競争力の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内中小企業等の生産性革命の実現に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資の促進等、中小企業等の生産性向上に向けた支援の実施 ● プラットフォームを基盤とした取組の推進 	R2支援件数：423件 R2先導設備等導入計画の認定数：53件 専門家等派遣件数：423件	マッチング件数：2件以上	マッチング件数：4件以上	マッチング件数：9件以上	マッチング件数：15件以上 事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

施策4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化



KAWASAKI
SDGs



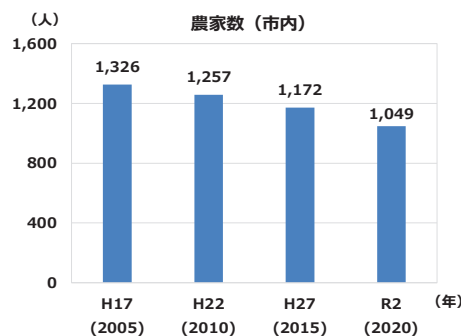
川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 都市農業振興基本法の改正や国の動向を踏まえ、新たな課題や市内農業への期待に応えるため、「農業振興計画」に基づき、川崎らしい持続可能な農業経営の実現に向けた取組を推進しています。
- 市内農業者の持続的・自立的な農業経営の向上・高収益化に資する農業技術の支援・研究、普及に取り組んでいます。また、市内産農産物の付加価値向上・農作業の効率化のため、多様な主体との連携を図る場として「都市農業活性化連携フォーラム」を開催するとともに、連携推進に向けた支援を行っています。
- 農業の担い手を確保・育成するため、青年農業者団体・女性農業者団体などの活動やネットワークづくりの支援のほか、川崎の農業を牽引する認定農業者の確保・支援や、新規就農者の発掘や技術及び経営支援を行っています。また、農業者を手助けする援農ボランティアの育成・活用などに取り組んでいます。



農業技術支援センターで栽培される梨の様子



資料：「農林業センサス」

2 施策の主な課題

- 都市化の影響による営農環境の変化や生産者の高齢化、労働力不足、後継者育成等の課題に対応するため、生産力の維持・向上のための技術的支援や担い手確保の支援など、農業経営の強化に向けた取組が求められています。
- 市内産農産物の付加価値や生産性の向上等のため、企業や大学等の多様な主体との連携やAI・ICT等と融合した農業における生産性の向上により、農業経営の持続的発展を図るなど、従来手法に縛られない取組が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 都市農業の振興に向けた新規就農者等の多様な担い手の発掘・育成の推進
- ★ 農業者の経営改善のための高収益作物生産に向けた技術・経営支援の実施
- ★ 企業や大学等との連携やAI・ICT等と融合した農業における生産性向上に向けた取組の推進

4 直接目標

- 市内農家の農業経営を安定化・健全化させる

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
認定農業者（経営体）累計数 (経済労働局調べ)	25 人 (平成26(2014)年度)	54 人 (令和2(2020)年度)	30 人以上 (平成29(2017)年度)	40 人以上 (令和3(2021)年度)	62 人以上 (令和7(2025)年度)
援農ボランティアの年間延べ活動日数 (経済労働局調べ)	400 日 (平成26(2014)年度)	992 日 (令和2(2020)年度)	440 日以上 (平成29(2017)年度)	520 日以上 (令和3(2021)年度)	1,000 日以上 (令和7(2025)年度)
新規就農者数 (経済労働局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	6 人 (令和2(2020)年度)	—	—	6 人以上 (令和7(2025)年度)
都市農業活性化連携フォーラムの 参加者数 (経済労働局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	40 人 (令和3(2021)年度)	—	—	45 人以上 (令和7(2025)年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
担い手育成・多様な連携推進事業 今後の本市農業を担う経営感覚に優れた農業者(担い手)の育成・確保を目的として、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じ、農業者同士のネットワークづくりを図るとともに、研修会の開催や認定農業者等の経営改善計画の達成に向けた支援を実施します。また、多様な主体との共創による新たな農業価値の創造を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体の連携による地域農業の活性化の推進 ・フォーラムの運営やマッチング・フォローの実施 ・「かわさきさだちワイン特区」の事業推進 	継続実施				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●「早野里地山づくり推進計画」に基づく早野地区の活性化に向けた支援 ・推進計画に基づく早野地区活性化懇談会の開催や協働事業の推進 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ●女性農業者及び青年農業者組織の活動支援 ・支援の実施 支援回数：15回 ・ファーマーズクラブの開催 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ●経営能力の向上を目的とした研修会の開催 ・研修会の開催 R2研修会：0回(中止) (R1：1回) 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ●担い手育成に向けた農業経営高度化支援の実施 ・支援事業の実施 支援件数：2件 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善に向けた支援の実施 ・AI、ICT等と融合した生産性向上等の取組支援 ・市内産農産物の付加価値の向上・高収益化の取組 ・都市農業の特性を活かした新規就農の促進 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●農業支援のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の経営安定を図る新たな支援策や効率的・効果的な支援の実施手法、支援機能・施設の検討 				検討結果の取りまとめ
農業経営支援・研究事業 農作物の生産技術の向上に向けた支援や、農業経営の効率化・安定化のための支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●農産物の栽培技術向上のための取組 ・各種試験研究、農産物等の実証栽培の実施 	継続実施				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●生産者向け講習会・巡回等の実施 ・環境保全型農業技術講習会などの講習会等の開催 R2開催数：111回 (R1：136回) 	継続実施	開催数：145回以上	開催数：145回以上	開催数：145回以上	開催数：145回以上
	<ul style="list-style-type: none"> ●経験の浅い農業者を主な対象とした講習会等の技術指導の実施 ・講習会等の開催 R2開催：0回(中止) (R1：27回) 	継続実施	開催数：10回以上	開催数：10回以上	開催数：10回以上	開催数：10回以上
	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境保全型農業推進方針」に基づく環境保全型農業の普及推進 ・環境保全型農業の普及に向けた取組の推進 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ●農業用施設の整備、農業機械等の共同購入に対する支援 ・支援の実施 	継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
農業生産基盤維持・管理事業 安定した農業生産基盤を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を行います。	●「農業振興地域整備計画」に基づく農用地区域の適正管理の実施 ・農用地区域の適正管理、違反転用地の違反解消に向けた活動の推進	継続実施				事業推進
	●農業振興地域の農業用水利施設等ストックの計画的改修の実施 ・計画的な改修の実施	継続実施				
	●黒川東土地改良事業共同施行の換地事業完了に伴う農道の維持管理 ・黒川東地区の農道の適正な維持管理の実施	継続実施				
援農ボランティア育成・活用事業 都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少に対応するため、市民ボランティアの育成・活用を推進します。	●援農ボランティアの育成 ・ボランティアの育成 R2ボランティア数：累計136人	継続実施 ボランティア数：累計156人以上	ボランティア数：累計156人以上	ボランティア数：累計176人以上	ボランティア数：累計176人以上	事業推進
	●講座修了後の援農ボランティアの活用促進に向けた支援 ・援農ボランティアの活用促進支援の実施	継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

1 政策の方向性

- 高齢化の進行やICT（情報通信技術）の進展、国内外のエネルギー政策の大きな転換など、社会環境の変化を的確に捉えながら、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざして取組を進めていくことが、これからは重要です。
- 医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するとともに、コンベンション機能の創出等によって多様で創造性のある人材の交流を促進し、市内企業の競争力の向上を図ります。
- また、いつでもICTを使える環境や、誰でも公的機関のデータが活用できる環境を整備するなど、市民生活の更なる利便性の向上や、地域経済の活性化を図ります。

（川崎市基本計画）

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
新しいビジネスの生まれているまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	24.4%	22.5%	30%以上
行政サービスでインターネットやスマートフォンなどのICTの活用が進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	22.9%	27.5%	35%以上

3 施策の体系

政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

施策4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進

施策4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援

施策4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化

施策4-2-4 スマートシティの推進

施策4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上

施策4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 平成 31（2019）年 3 月に起業家支援拠点「Kawasaki-NEDO Innovation Center（K-NIC）」を開設し、主に起業前後の起業家やベンチャー企業を対象として、相談対応やビジネスマッチング支援、起業に関するセミナー等を実施しています。
- 起業意欲の醸成から起業準備、事業化に至るまでの創業段階に応じた支援として、川崎市産業振興財団と連携した、起業家オーディション、起業家塾等の開催を通じて創業しやすい環境づくりを行っています。
- 「かわさき新産業創造センター（KBIC）」については、指定管理者と連携して、施設の積極的な広報を行うとともに、新たに創業する個人、創業間もないベンチャー企業等への事業スペースの提供や専門家による技術開発・販路拡大の支援など、入居者の成長につながる質の高いサービス提供等を実施しています。



Kawasaki-NEDO Innovation Center（K-NIC）
におけるセミナー



かわさき新産業創造センター（KBIC）

2 施策の主な課題

- 技術革新や働き方の多様化等により、幅広い分野において事業を立ち上げる起業希望者への対応が求められています。また、近年の本市の開業率は、政令指定都市の中では中位で推移していますが、市内産業の活性化を図るためには、起業が盛んな都市として上位をめざし、開業率を高めていく必要があります。
- かわさき新産業創造センター（KBIC）における成長支援については、入居企業等が大きく成長・発展可能となる質の高いサービスの提供を行っていく必要があります。
- 市内企業の経営を支え、成長につなげるためには、企業のニーズを踏まえながら講習や専門家による技術開発・販路拡大等の多様な支援を通じて、基盤技術の高度化に取り組んでいく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 開業率の向上に向けた市内での起業の促進
- ★ 「かわさき新産業創造センター（KBIC）」を拠点とした新産業の創出に挑戦する市内ベンチャー企業等に対する成長支援の推進

4 直接目標

- 次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
起業支援による年間市内起業件数 (経済労働局調べ)	62 件 (平成26 (2014) 年度)	201 件 (令和 2 (2020) 年度)	80 件以上 (平成29 (2017) 年度)	100 件以上 (令和 3 (2021) 年度)	150 件以上 (令和 7 (2025) 年度)
かわさき新産業創造センターの入居率 (経済労働局調べ)	90 % (平成26 (2014) 年度)	91 % (令和 2 (2020) 年度)	90 %以上 (平成29 (2017) 年度)	90 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	90 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
かわさき新産業創造センター入居 中小企業における、雇用増加につ なかつた企業の割合 (経済労働局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	27.3 % (令和 2 (2020) 年度)	—	—	30 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
起業化総合支援事業 産業競争力強化法に基づく国の認定を受けた川崎市創業支援事業計画に基づき、市内創業支援機関10団体等との連携のもと、創業しやすい環境作りを行うとともに、有望なベンチャー企業等に対して個別・集中的の支援を行うなど、市内での起業を促進します。	● 起業促進イベント等の開催を通じた創業しやすい環境づくりの促進					
	・創業フォーラム及び起業家オーディション等の開催 R2創業フォーラム実施数：2回 R2起業家オーディション実施数：4回	・起業関係セミナー・イベントの開催				事業推進
	● ベンチャー企業等への集中的支援の実施					
・集中的支援の実施	継続実施 支援件数：10件	継続実施 支援件数：5件以上	支援件数：5件以上	支援件数：5件以上	支援件数：5件以上	
● 「創業支援事業計画」に基づく起業の促進						
・創業支援事業計画に基づくK-NICを拠点とした起業支援の実施	継続実施					
R2支援を通じた起業件数：201件	支援を通じた起業件数：113件以上	支援を通じた起業件数：125件以上	支援を通じた起業件数：137件以上	支援を通じた起業件数：150件以上		

施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進

事務事業名	事業内容・目標						
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
新産業創造支援事業 かわさき新産業創造センター(KBIC)を拠点として、新たな事業分野への進出をめざす市内中小・ベンチャー企業等に対して事業スペースの提供やインキュベーションマネージャーによる成長支援を実施するとともに、センター内の工作機器等を活用した市内企業の基盤技術の高度化支援に取り組みます。	●かわさき新産業創造センター(KBIC)入居者に対するニーズや成長過程を踏まえた支援の実施						
	・インキュベーションマネージャー等による技術相談・資金調達支援等の実施 R2相談件数：826件 (R1：588件)	継続実施 相談件数：650件以上	相談件数：650件以上	相談件数：650件以上	相談件数：650件以上	相談件数：650件以上	事業推進
	●かわさき新産業創造センター(KBIC)の効率的・効果的な運営						
	効率的・効果的な運営の実施	継続実施					
	・新たな指定管理者の公募と選定 R2入居率：91%	入居率：90%以上	入居率：90%以上	入居率：90%以上	入居率：90%以上	入居率：90%以上	
	●市内企業の基盤技術高度化支援						
	・かわさき新産業創造センター(KBIC)内の工作機器等を活用した講座等による支援の実施 R2講座・実習数：21回	継続実施 講座・実習数：20回以上	講座・実習数：20回以上	講座・実習数：20回以上	講座・実習数：20回以上	講座・実習数：20回以上	
	●快適な作業環境の提供に向けたかわさき新産業創造センター(KBIC)の修繕・機能維持						
	・計画的な修繕・機能維持の実施	継続実施					
	●子どもたちのものづくりへの興味・関心を醸成するイベントの実施						
・新川崎地区の事業者等が一体となったイベントの実施 参加者数：0人(オンライン配信により実施) (R1：1,400人)	継続実施 参加者数：1,500人以上	参加者数：1,500人以上	参加者数：1,500人以上	参加者数：1,500人以上	参加者数：1,500人以上		

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 産業と福祉の融合による新たな活力と社会的価値の創造をめざして取組を進めています。約360の企業・福祉事業者・大学・研究機関などさまざまな主体によるネットワークを形成しながら、福祉課題に対応した、当事者視点での新たな製品・サービスの「創出」「活用」に向けた取組を進めています。
- 当事者視点による自立支援を中心概念とする「かわさき基準」(KIS) 認証事業を通じ、福祉課題に対応する製品等の創出を支援するとともに、「Kawasaki Welfare Technology Lab (通称：ウェルテック)」を設置し、福祉現場のニーズを的確に捉えた福祉製品等の開発・改良に向けた伴走支援を実施しています。
- 子育て支援や高齢者のサポートなどの地域や社会の課題に対して、ビジネス手法で解決に取り組む、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの起業や就業、経営支援を促進しています。



かわさき基準で認証された福祉製品
視力に依存しない網膜投影ディスプレイ
「RETISSA Display II」



Kawasaki Welfare Technology Lab
(通称：ウェルテック)

2 施策の主な課題

- 福祉製品・サービスの開発には、介護支援者と利用者の両方のニーズを把握するとともに、福祉製品・サービスの担い手である中小・ベンチャー企業に対して、製品開発の技術的助言を行うなど、伴走して支援を行い、製品等の創出機能を強化する必要があります。また、企業の福祉産業分野への参入促進や将来的な立地誘導を図り、市内産業の振興につなげていくことが求められています。
- 高齢者支援や子育て支援、地域活性化など、多様化する地域課題の解決手法としてコミュニティビジネスやソーシャルビジネスに関わる起業を促進することが求められています。

3 施策の方向性

- ★ 超高齢社会を見据え、「Kawasaki Welfare Technology Lab (通称：ウェルテック)」を核とした優れた福祉製品等の創出と、かわさき基準 (KIS) の認証によるウェルフェアイノベーションの推進
- ★ コミュニティビジネスやソーシャルビジネスに係る起業の促進

4 直接目標

- 成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
福祉製品等開発・改良プロジェクト 累計件数 (経済労働局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	令和 3 (2021) 年度 から新たに実施	—	—	16 件以上 (令和 7 (2025) 年度)
福祉製品・サービスの市場化累計 件数 (経済労働局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	令和 3 (2021) 年度 から新たに実施	—	—	8 件以上 (令和 7 (2025) 年度)
コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス の年間起案件数 (経済労働局調べ)	4 件 (平成 26 (2014) 年度)	5 件 (令和 2 (2020) 年度)	5 件以上 (平成 29 (2017) 年度)	6 件以上 (令和 3 (2021) 年度)	7 件以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
ウェルフェアイノベーション 推進事業 産業と福祉の融合で新たな 活力と社会的価値を創造する ウェルフェアイノベーションの 推進に向けて、「ウェルテック」 を拠点とした福祉課題に対 応する新たな製品・サービスの 創出、活用の支援を行うとと もに、新たに生み出された製 品等の普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉の現場における課題解決に資する新たな製品等の創出・活用に向けた取組の推進 ○ Kawasaki Welfare Technology Lab (通称：ウェルテック) の運営及びラボを活用した開発事業者支援 ・開設・運営開始 	効率的運営と製品開 発支援 プロジェクト参画打診件 数：60件以上 相談件数：15件以 上 改良・開発プロジェクト 件数：4件以上	プロジェクト参画打診件 数：60件以上 相談件数：15件以 上 改良・開発プロジェクト 件数：4件以上	プロジェクト参画打診件 数：60件以上 相談件数：15件以 上 改良・開発プロジェクト 件数：4件以上	プロジェクト参画打診件 数：60件以上 相談件数：15件以 上 改良・開発プロジェクト 件数：4件以上	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○ かわさき基準 (KIS) による福祉製品の認証 ・福祉製品の認証の推 進 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな社会モデルの創造・発信 ・将来を先取りする新 たなライフスタイル・ワー クスタイルなどの社会モ デルの創造・発信 ・かわさき基準 (KIS) 認証製品の 活用プロジェクトの推進 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ○ かわさき基準 (KIS) 認証製品の活用プロジェクトの推進 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ● ウェルフェアイノベーションフォーラムの開催 ・多様な主体から構成 されるウェルフェアイノ ベーションフォーラムの開 催・運営 	継続実施				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
ソーシャルビジネス振興事業 コミュニティビジネス（以下CB）やソーシャルビジネス（以下SB）の起業・創業、就業を促進するとともに、CB/SB事業者や団体の経営の安定化、認知度向上や交流・連携の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●CB/SBの起業・創業・就業・経営支援 ○Kawasaki-NEDO Innovation Center (K-NIC) を活用した起業・創業・就業・経営支援 ・相談窓口の開設・運営、経営支援等の実施 R2年間起業件数：5件 ○認知度向上に向けた、ポータルサイト等による情報発信 ・情報発信の推進 ●先駆的社会起業家や市内CB/SB事業者間の交流・連携を促進させる場の提供 ・セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の運営、経営支援等の実施 起業件数：6件以上 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 起業件数：6件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 起業件数：7件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 起業件数：7件以上 	事業推進
クリエイティブ産業活用促進事業 さまざまな産業においてクリエイターやデザイナーの活用を促すことにより、市内事業者の情報発信力の強化や既存製品の改良、新製品開発等へとつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市内事業者を対象としたセミナー等の開催によるクリエイター・デザイナーの活用促進 ・セミナー等の開催 R2セミナー参加人数：92人 ・マッチング等の支援の実施 ●市内事業者と連携可能なクリエイター・デザイナーに係る情報の収集及び発信 ・情報収集及び情報発信による連携の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 継続実施 				事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 「新川崎・創造のもり」を拠点として、4 大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアム[※]と協力し、ナノ・マイクロ技術を核とした産学連携による研究開発を進めるとともに、「産学交流・研究開発施設 (AIRBIC)」において、新たな技術・産業の創出に向けて取り組むなど、オープンイノベーションを推進しています。
- 令和 3 (2021) 年 7 月に、「ナノ・マイクロ産学官共同研究施設 (NANOBIC)」において、日本初のゲート型商用量子コンピューティングシステムが設置され、稼働を開始しています。
- 「ナノ医療イノベーションセンター (iCONM)」では、一つ屋根のもとに産学官が集うオープンイノベーション拠点として、異分野融合体制による難治がんやアルツハイマー病の治療技術をはじめ、新たな感染症のワクチン開発等の研究が行われています。また、ナノ医療イノベーションセンター (iCONM) の運営に対する支援を通じて、研究成果の実用化に向けた研究開発の推進を図っています。
- 川崎市コンベンションホールをオープンイノベーションの交流拠点として、産業交流の促進を図っています。

※ 4 大学：慶應義塾大学、早稲田大学、東京工業大学、東京大学



産学交流・研究開発施設 (AIRBIC)



ナノ医療イノベーションセンター (iCONM)

2 施策の主な課題

- 市内中小企業等による新たな製品・サービスの実用化や、持続的な産業の活性化を担う新産業の創出を一層加速させるために、量子コンピューティング技術の普及に向けた取組やデジタルトランスフォーメーション (DX) への対応など、社会経済状況を踏まえた産学・産産連携などのオープンイノベーションの推進による研究開発への支援や、良好な研究環境の維持向上に向けた取組を行うことが求められています。
- 世界的に高齢化が進むとともに、新たな感染症への対応等が社会的課題となっている中、健康・医療分野の研究開発の成果を実用化することにより、均質・高付加価値な医療の実現と生活の質の向上を図るため、最先端医療関連産業の創出に向けた取組が求められています。
- 市内に集積する大小さまざまな分野の企業等に加え、今後更なる集積が見込まれる先端分野の企業・大学等の研究者・技術者等の交流によるイノベーションの創出に向け、「新川崎・創造のもり」等において産業交流を促進し、地域の活性化につなげていくことが求められています。

3 施策の方向性

- ★ 新川崎・創造のもりを拠点としたオープンイノベーションの推進による新たな技術・産業の創出
- ★ 量子コンピューティング技術の普及・発展に向けた企業や研究機関の参画推進
- ★ ライフイノベーションの推進に向けたナノ医療イノベーションセンター（iCONM）の運営及び研究活動支援
- ★ 川崎市コンベンションホールにおける民間のノウハウを活用した産業交流の促進

4 直接目標

- 先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数 (経済労働局調べ)	94 件 (平成26 (2014) 年度)	156 件 (令和2 (2020) 年度)	96 件以上 (平成29 (2017) 年度)	160 件以上 (令和3 (2021) 年度)	180 件以上 (令和7 (2025) 年度)
量子コンピューティング技術関連イベント等への企業の参加数 (経済労働局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	第3期実施計画 から新たに実施	—	—	50 事業者以上 (令和7 (2025) 年度)
ナノ医療イノベーションセンターの入居率 (臨海部国際戦略本部調べ)	44 % (平成27 (2015) 年12月)	80 % (令和2 (2020) 年度)	60 %以上 (平成29 (2017) 年度)	90 %以上 (令和3 (2021) 年度)	90 %以上 (令和7 (2025) 年度)
川崎市コンベンションホールの稼働率 (経済労働局調べ)	—	21 % (令和2 (2020) 年度)	—	55 %以上 (令和3 (2021) 年度)	60 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
新川崎・創造のもり推進事業 「新川崎・創造のもり」を拠点として、4大学ナノ・マイクロアプリケーションコンソーシアムと連携し、ナノ・マイクロ技術を核とした産学連携による研究開発を推進します。また、新たな産業の創出や新製品の開発を促進するため、産学交流・研究開発施設(AIRBIC)を拠点としてオープンイノベーションを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●K2タウンキャンパスの管理・運営 ・管理・運営の実施 ●K2タウンキャンパスと連携したセミナー等の実施による産学交流の機会創出の促進 ・セミナー等の開催 ・技術講座の開催 R2セミナー等開催数：8回 R2技術講座開催数：11回 ●新川崎地区ネットワーク協議会や4大学ナノ・マイクロアプリケーションコンソーシアムと連携したオープンイノベーションの推進 ・「新川崎地区ネットワーク協議会」及び研修会等の開催による連携の促進 ・オープンイノベーションの推進と研究機器等の利用促進に向けた企業マッチングの実施 ●量子コンピューティング技術の普及の促進 ・かわさき新産業創造センター(KBIC)への量子コンピューティングシステムの設置 ●産学交流・研究開発施設(AIRBIC)を拠点としたオープンイノベーションの推進 ・産学・産産連携による新技術・新産業の創出促進 	継続実施				事業推進
ナノ医療イノベーション推進事業 ライフイノベーションの推進に向けて、ナノ医療イノベーションセンター(iCONM)の運営及び研究活動を支援し、キングスカイフロントの中核施設として最先端医療関連の産業振興に貢献するとともに、市民の生活の質の向上につながる研究開発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●ナノ医療イノベーションセンター(iCONM)の運営支援 ・運営支援の実施 ・立ち上げ期間の支援 R2入居率：80% ●ナノ医療イノベーションセンター(iCONM)の研究支援 ・研究支援の実施 ・研究費獲得支援の実施 ・視察対応・研究活動の広報支援の実施 R2特許出願件数：24(累計87)件 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営に関わる指導助言・企業誘致支援の実施 ・研究成果の早期実用化に向けた支援の実施 ・国等からの研究費獲得支援の実施 継続実施 特許出願件数：5(累計98)件以上	入居率：90%以上	入居率：90%以上	入居率：90%以上	入居率：90%以上 特許出願件数：20(累計143)件以上
川崎市コンベンションホール管理運営事業 オープンイノベーションの交流拠点として、川崎市コンベンションホールの管理運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者による管理・運営 ・指定管理者と連携した円滑な管理・運営の実施 ●利用促進に向けた広報の実施 ・企業、研究機関等への誘致の実施 ・顧客開拓のための知名度向上につながる広報の検討・実施 R2稼働率：21%(R1：42%) 	継続実施 指定管理者の更新、協定締結				稼働率：60%以上 稼働率：60%以上 稼働率：60%以上 稼働率：60%以上

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策4-2-4 スマートシティの推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」に基づき、令和32（2050）年の脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。また、多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用とICT・データの活用によるスマートシティの推進に向けたリーディングプロジェクトを実施しています。
- 「川崎水素戦略」に基づき、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを創出・推進しています。また、脱炭素化の潮流が加速する中、川崎臨海部の産業競争力を強化していくことをめざし、カーボンニュートラルコンビナート構築に向けた取組を進めています。



市内で試験走行する国内初の水素ハイブリッド電車（※）「HYBARI（ひばり）」（写真提供：JR東日本）
（※）水素をエネルギー源とした燃料電池と蓄電池の組み合わせで走行する電車

2 施策の主な課題

- 持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向けて、引き続き多様な主体と連携しながら、ICT・データの活用によるスマートシティの取組を進めていく必要があります。また、脱炭素化をより一層加速させるため、再生可能エネルギーの利用拡大やエネルギーマネジメントなど、スマートエネルギーの取組の推進が求められています。
- カーボンニュートラルを先導する水素社会の実現に向けて、水素需要拡大や水素供給体制の構築に向けた取組等をさらに進める必要があります。また、カーボンニュートラルに寄与する産業の成長を推進するなど、川崎臨海部のカーボンニュートラル化を実現しながら、産業競争力を強化する取組を進めていくことが求められています。

3 施策の方向性

- ★ 持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向けたスマートエネルギーの取組をはじめとするスマートシティの推進
- ★ 水素エネルギーの積極的な導入と活用に向けた「川崎水素戦略」に基づく取組の実施
- ★ 臨海部のカーボンニュートラル化実現に向けた取組の推進

4 直接目標

- スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
スマートシティに関連するリーディングプロジェクト実施累計件数 (環境局調べ)	7 件 (平成26 (2014) 年度)	38 件 (令和2 (2020) 年度)	16 件以上 (平成29 (2017) 年度)	28 件以上 (令和3 (2021) 年度)	63 件以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
スマートシティ推進事業 持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向け、エネルギーの最適利用をはじめとしたICT・データの利活用による取組を進めます。	● 持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向けたスマートシティの推進 ・スマートシティプロジェクトの企画・推進	継続実施				事業推進
		・エネルギー最適化に向けた調査・検討		・公共施設でのエネルギー平準化等の実証	・公共施設でのバーチャルパワープラント(VPP)の構築に向けた取組の推進	
	● 多様な主体との連携による取組の推進 ・川崎駅周辺地区スマートコミュニティ事業の推進・検証	継続実施				

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業 水素社会の実現に向けた取組を進展させるとともに、脱炭素化の潮流が加速する中においても、川崎臨海部の産業競争力を強化していくための取組を進めます。	●「川崎水素戦略」に基づく取組の推進 ○CO ₂ フリー水素等の供給・需要拡大に向けた取組の推進 ・水素供給事業性調査の実施 ・企業と連携した海外水素の大規模利用実証の実施 ・臨海部内外への水素等供給の検討		・調査結果を踏まえた取組の検討・実施 ・実証結果を踏まえた取組の検討・実施			事業推進	
	・CO ₂ フリー水素の受入供給拠点形成に向けた取組 継続実施						
	・ハイブリッド鉄道車両の実証試験など、多様な主体と連携したプロジェクトの創出・推進 プロジェクト件数：10件						
	○水素の社会認知度向上に向けた取組の推進 ・PR・情報発信 継続実施						
	●「炭素循環戦略」に基づく取組の推進 ・構想における戦略の検討・策定		・炭素資源の回収拡大等に向けた取組の推進				
	●「エネルギー地域最適化戦略」に基づく取組の推進 ・構想における戦略の検討・策定		・電気・熱利用の地域最適化等に向けた取組の推進				
	●川崎カーボンニュートラルコンビナート構想に基づくプロジェクトの創出や取組推進 ・構想の検討・策定		・CO ₂ フリーエネルギーの活用促進等に向けた取組の推進 ・コンビナートのカーボンニュートラル化に向けたプロジェクトの創出・推進 プロジェクト件数：12件以上 ・企業の立地誘導	プロジェクト件数：13件以上	プロジェクト件数：14件以上	プロジェクト件数：15件以上	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上



1 これまでの主な取組状況

- 「川崎市情報化基本計画」に位置づける、「川崎市情報化推進プラン」、「川崎市情報化推進プログラム」に基づき、取組を進めています。
- 行政施設や民間のアクセスポイントを活用した主要駅周辺や商業施設等での公衆無線LAN環境（Wi-Fiスポット「かわさきWi-Fi」）の整備を進めてきました。また、かわさきアプリや市LINE公式アカウント、さらにAIチャットボットを活用し、地域情報を効果的に発信しています。
- 非接触による感染症予防や窓口の利便性の向上等に向けて、各区役所、市税事務所等において発行する、戸籍・住民票や市税証明等の手数料についてキャッシュレス決済を導入しています。
- パソコンやスマートフォンなどを通じて市民や企業等がインターネットから24時間利用可能な、電子申請環境を提供しています。
- 行政が保有する各種統計データや公共施設などのデータを、市民等が利用しやすい形で公開しているほか、窓口混雑情報やイベント情報など、逐次情報の内容が変化するデータも企業等が利用しやすい形で公開するなど、オープンデータの利活用に向けた取組を推進しています。



2 施策の主な課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容が進む中で、データとICTを活用し、非接触・非対面を念頭においた市民サービスの実施と利便性の向上に向けた取組を推進するとともに、すべての市民がデジタル化による恩恵を受けるために、スマートフォンの操作などに不慣れな方への取組を合わせて進める必要があります。
- 国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において重点的な取組と位置づけられている、自治体の情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底、デジタルデバイド（情報格差）対策が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 社会変容への対応や「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン」に基づいた取組の推進
- ★ 行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの利活用、窓口のデジタル化、情報発信の強化等、デジタルファーストの行政サービスの提供に向けた取組の推進
- ★ 標準化・共通化への対応やテレワークの利用拡大、ワークスタイル変革や情報セキュリティ対策の徹底、AI・RPAの利用促進やBPR（業務プロセス改革）の徹底等、市役所内部のデジタル化に向けた取組の推進
- ★ デジタルデバイド対策や、官民データ（オープンデータ）連携等、地域社会のデジタル化に向けた取組の推進

4 直接目標

- ICTにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
提供しているオープンデータのデータセット数 (総務企画局調べ)	27 件 (平成26(2014)年度)	256 件 (令和2(2020)年度)	100 件以上 (平成29(2017)年度)	300 件以上 (令和3(2021)年度)	500 件以上 (令和7(2025)年度)
提供しているオープンデータのダウンロード数 (総務企画局調べ)	2,000 件 (平成26(2014)年度)	5,810 件 (令和2(2020)年度)	4,000 件以上 (平成29(2017)年度)	5,000 件以上 (令和3(2021)年度)	7,000 件以上 (令和7(2025)年度)
市LINE公式アカウントの友だち登録者数 (総務企画局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	22,448 件 (令和2(2020)年度)	—	—	70,000 件以上 (令和7(2025)年度)
電子申請可能な手続 ^{※1} のオンライン化率 (総務企画局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	11 ^{※2} % (令和3(2021)年度)	—	—	100 % (令和4(2022)年度)
電子申請システムの利用件数 (総務企画局調べ)	103,400 件 (平成26(2014)年度)	392,768 件 (令和2(2020)年度)	108,000 件以上 (平成29(2017)年度)	172,000 件以上 (令和3(2021)年度)	600,000 件以上 (令和7(2025)年度)
キャッシュレス決済施設・窓口数 (総務企画局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	33 施設・窓口 (令和3(2021)年度)	—	—	60 施設・窓口以上 (令和7(2025)年度)

※1 法令等によりオンライン化が困難な手続を除く約 2,400 手続

※2 令和3(2021)年9月時点

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降	
地域情報化推進事業 市民生活の更なる利便性の向上や地域経済の活性化を図るため、かわさきWi-Fiの運用を行うとともに、地域情報の効果的な発信を図ります。公共データを市民サービスやビジネスにつなげるため、オープンデータの公開を進め、その効果的な利活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさきWi-Fi」の利便性向上に向けた取組の推進 ○行政施設への公衆無線LAN環境の整備 ・整備の推進 	継続実施					事業推進
	アクセス数：372万回	アクセス数：400万回	アクセス数：420万回	アクセス数：440万回	アクセス数：460万回		
	<ul style="list-style-type: none"> ○民間のアクセスポイント等の活用 ・活用の推進 	継続実施					
	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさきアプリやLINEを活用した情報発信 ○かわさきアプリやAIチャットボットシステムの運用 ・アプリ等の運用 	継続実施					
	<ul style="list-style-type: none"> ○市LINE公式アカウントの運用 ・運用の実施 	継続実施					
	登録者数：30,000人	登録者数：40,000人	登録者数：50,000人	登録者数：60,000人	登録者数：70,000人		
	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者等と連携したイベント情報の発信 ・川崎イベントアプリの利用拡大に向けた取組の推進 	継続実施					
	R2「イベントアプリ」の民間事業者等登録数：241団体	登録数：350団体	登録数：400団体	登録数：450団体	登録数：500団体		
	<ul style="list-style-type: none"> ●オープンデータの公開とその利活用 ・オープンデータ化したイベント情報や窓口混雑情報の活用に向けた取組の推進 	継続実施					
	R2オープンデータの公開データセット数：256件	公開データセット数：350件	公開データセット数：400件	公開データセット数：450件	公開データセット数：500件		

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
行政情報化推進事業 「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン」に基づく情報化関連施策の進捗管理を進めるとともに、マイナンバー制度の効率的・効果的な運用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー制度の適切な運用と利活用 <ul style="list-style-type: none"> ○他の自治体等とのマイナンバーによる情報連携の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・連携の開始 ・適切な運用の実施 ○マイナンバーの独自利用に係る検討及び実施 <ul style="list-style-type: none"> ・検討及び利用開始 ・独自利用の実施 ○マイナンバーカードの活用の拡充に係る検討及び実施 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル等の利活用に向けた取組の検討 ●「川崎市DX推進プラン」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○「川崎市DX推進プラン」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・推進プランに基づく取組の推進及び進捗管理 ●デジタルの活用によるワークスタイル変革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○テレワーク用PCやオンライン会議等のツールの活用やモバイルワーク等の実施に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・軽量化PC及び打合せ用モニターの拡充、オンライン会議の推進 ・本庁舎等建替えに伴う新たな環境整備に向けた取組の推進 ・取組の推進 ●デジタルデバйд対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○NPO法人や地域のICT人材、ICT関連事業者と連携した取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル応援員による出前講座の実施等、取組の検討 ○スマホ教室、出前講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・国におけるデジタル活用支援推進事業の活用による取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナポータル等の利活用に向けた取組の実施 ○次期推進プランの策定に向けた検討 ○次期推進プランの策定 ○継続実施 ○継続実施 ○取組の実施 ○市民利用施設等におけるスマホ教室や出前講座の市内全域での実施 	<ul style="list-style-type: none"> → 事業推進 → → → → → → → 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → → → → → 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → → → → → 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → → → → →
デジタル化推進事業 スマートフォンなどから24時間申請可能な電子申請システムの構築・運用や、市民ニーズが高い施設・窓口等でのキャッシュレス決済の導入を推進するなど、デジタル技術を活かして利便性の高い行政サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●現行電子申請システムの安定的な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・システムの安定的な運用 ・運用終了 ●次期電子申請システムや簡易版電子申請サービス等を活用した行政手続の原則オンライン化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○行政手続の原則オンライン化に向けた課題の整理と取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請可能な手続のうち、オンラインによる申請等が可能な手続（約2,400手続）の割合：100% ○スマートフォンを活用した公的個人認証やオンライン決済等に対応する次期電子申請システムの導入及び運用 <ul style="list-style-type: none"> ・現行システムの課題の整理及び次期システムの機能等の検討 ・次期システムの構築及び運用 ・次期システムの安定的な運用 ○簡易版電子申請サービスの運用 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易版電子申請サービスの導入 ・システムの安定的な運用 ●キャッシュレス決済の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○区役所区民課等の窓口におけるキャッシュレス決済の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済可能な窓口等の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○法令等により、対面による審査や資料の原本提出が必要等課題のある手続のオンライン化の検討及び推進 ○次期システムの安定的な運用 ○システムの安定的な運用 ○キャッシュレス決済可能な窓口等の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> → 事業推進 → → → → → → → 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → → → → → 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → → → → → 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → → → → →
公共施設利用予約システム事業 インターネットや利用者端末を通じて市民が公共施設を効率的に予約・利用するため、「ふれあいネット（公共施設利用予約システム）」の効果的な運用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「ふれあいネット」の安定的な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運用 ・継続実施 ●「ふれあいネット」のシステム導入に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ○第5期システムの機器導入、移行、テスト等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・第5期システムの稼働 ●利用者登録手続等のオンライン化 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者登録手続のオンライン化に向けたシステム改修手法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証を活用した予約等の検討 ○システム改修、利用者登録手続のオンライン化の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○次期システムの導入に向けた検討 ○検討に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> → 事業推進 → → → → → → → 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → → → → → 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → → → → → 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → → → → →

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

政策体系別計画

政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

1 政策の方向性

- 10 年後の令和 7（2025）年には、本市も生産年齢人口が減少に転じることが見込まれており、活力ある地域経済を維持するためには、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成が求められます。
- 若者や女性への就業支援・再チャレンジできるしくみづくりに力を入れて取り組むほか、子どもの頃から働くよこびや価値観をリアルに実感できる学びの機会づくりなど、人材の活用・育成にも取り組みます。

（川崎市基本計画）

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 （指標の出典）	計画策定時 （H27） [2015]	現状 （R1） [2019]	目標 （R7） [2025]
働きやすいまちだと思ふ市民の割合 （市民アンケート）	29.7%	33.0%	35%以上

3 施策の体系

政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

施策4-3-1 人材を活かすしくみづくり

施策4-3-2 働きやすい環境づくり

施策4-3-1 人材を活かすしくみづくり



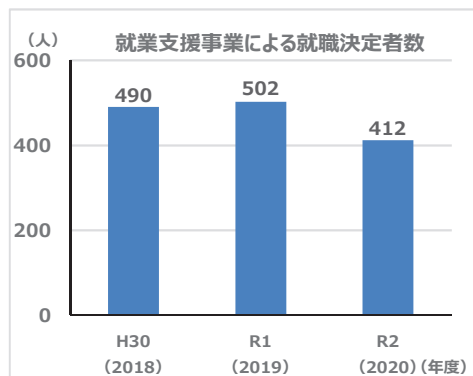
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

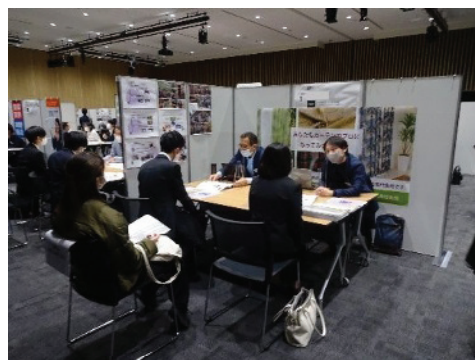


1 これまでの主な取組状況

- 「キャリアサポートかわさき」での総合的な就業支援や「コネクショonzかわさき（かわさき若者サポートステーション）」での若年無業者等への職業的自立支援の実施など、専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応する就業支援及び企業の多様な人材の活躍支援の取組を進めています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の早期就職を支援するため、短期間の求人情報を公表・紹介するサイト「かわさき短期求人ナビ（たんきゅう）」を開設するなど、社会的ニーズに対応した就業支援の取組を進めています。
- 優れた技術を持つ現役の技術・技能職者を市内最高峰の匠「かわさきマイスター」に認定するほか、技術・技能職者への市民の理解を深め、技能水準の向上、社会的地位向上及び後継者育成を図るため、技術・技能職者による各種技能イベントの実施、学校派遣等の取組を進めています。



資料：キャリアサポートかわさき実績



マッチングイベント開催による就業支援

2 施策の主な課題

- 雇用のミスマッチや若年無業者、女性の再就職、就職氷河期世代の就業などが課題となっており、産業構造の変化を踏まえた対応や社会的ニーズに合わせた取組の推進が求められています。
- 技能職者の後継者不足は深刻化していることから、市民生活や日本の産業を支える技術・技能に対する市民理解の更なる醸成に向けたものづくり産業の魅力発信などの技能振興の継続的な取組が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 若者・女性・高齢者・就職氷河期世代など多様な人材の確保と雇用情勢等の社会的なニーズの変化に対応した就業支援の実施
- ★ 「かわさきマイスター」制度をはじめとする技能の振興、継承の取組の推進

4 直接目標

- 市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
就業支援事業による就職決定者数 (経済労働局調べ)	465 人 (平成26 (2014) 年度)	412 人 (令和 2 (2020) 年度)	—	490 人以上 (令和 3 (2021) 年度)	495 人以上 (令和 7 (2025) 年度)
かわさきマスターのイベント出展等の活動回数 (経済労働局調べ)	第 2 期実施計画 から新たに設定	38 回 (令和 2 (2020) 年度)	—	102 回以上 (令和 3 (2021) 年度)	106 回以上 (令和 7 (2025) 年度)
就業マッチングイベント等参加企業数 (経済労働局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	198 社 (令和 2 (2020) 年度)	—	—	200 社以上 (令和 7 (2025) 年度)
就職氷河期世代の就職決定者数 (経済労働局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	225 人 (令和 2 (2020) 年度)	—	—	235 人以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
雇用労働対策・就業支援事業 若年無業者や女性再就職、就職氷河期世代などの就業等の課題に対応するため、雇用情勢や求職者のニーズ等を踏まえた就業支援を行います。また、市内中小企業等の人手不足や雇用のミスマッチ等の解消に向けて、求職者支援と連携して、企業の多様な人材の確保や活躍等の支援を行います。	●「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の推進 ・求職者のニーズに応じた就業支援の実施 R2就職決定者数：412人 (R1：502人)	継続実施				事業推進
	●「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」による若年無業者等の職業的自立支援の推進 ・個別カウンセリングや職業体験等の職業的自立支援の実施	継続実施				
	●労働者の問題解決に向けた労働相談への対応 ・専門相談員による労働相談の実施	継続実施				
	●若者、女性、高齢者、障害者及び就職氷河期世代など多様な人材と市内企業との体験・マッチング機会の創出 ・就業支援と連携した多様な人材の確保や活躍等の支援の実施 R2氷河期世代の就職決定者数：225人 R2就業マッチングイベント参加企業数：198社	継続実施	氷河期世代の就職決定者数：235人以上 就業マッチングイベント参加企業数：200社以上	氷河期世代の就職決定者数：235人以上 就業マッチングイベント参加企業数：200社以上	氷河期世代の就職決定者数：235人以上 就業マッチングイベント参加企業数：200社以上	氷河期世代の就職決定者数：235人以上 就業マッチングイベント参加企業数：200社以上

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
技能奨励事業 技術・技能職者への市民の理解を深め、技能を尊重する機運を醸成します。また、極めて優れた現役の技術・技能職者を「かわさきマイスター」として認定し、技能の振興や継承、後継者育成の活動を行います。	●技能職に対する市民理解の促進 ○技術・技能が体験できる「技能フェスティバル」等の開催 ・技能フェスティバル等の開催 参加者数：0人(中止) (R1：3,800人)	継続実施 参加者数：2,800人以上	参加者数：2,800人以上	参加者数：2,800人以上	参加者数：2,800人以上	事業推進	
	○マイスターによるイベント出展、講習会等の開催 ・講習会等の開催 R2活動回数：38回 (R1：102回)	継続実施 活動回数：103回以上	活動回数：104回以上	活動回数：105回以上	活動回数：106回以上		
	○技能功労者等表彰による技能奨励の推進 ・技能功労者等への表彰を通じた、技能職者への活動奨励の実施	継続実施					
	●技能振興・後継者育成・継承の取組 ○学校での技能職体験等を通じた後継者育成 技能職体験等の実施 中学校実施数：2校 (R1：5校)	継続実施 実施学校数：5校以上	実施学校数：5校以上	実施学校数：5校以上	実施学校数：5校以上		
	○技能職団体や認定職業訓練校の活動支援による技能振興・継承の推進 ・技能職団体や認定職業訓練校への活動支援の推進	継続実施					
	○新たなかわさきマイスターの認定による技能振興・継承の推進 ・新たなマイスターの認定	継続実施					
	●技能職団体向け研修会等による技能職者の経営基盤の強化 ・研修会の開催	継続実施 ・技能職団体等と連携した今後の支援のあり方及び支援体制の検討・調整				・方向性の取りまとめ ・方向性を踏まえた取組の推進	
	生活文化会館の管理運営事業 市内技能職の拠点である「生活文化会館(てくのかわさき)」において、市民理解や技能職者相互の交流、技能振興及び技能水準の向上をめざします。	●生活文化会館における情報発信の充実、各種実習室の多目的利用等の促進による交流機能等の向上 ・指定管理者と連携した稼働率の向上に向けた取組 R2稼働率：42.8% (R1：62.5%)	継続実施 稼働率：65%以上	稼働率：65%以上	稼働率：65%以上	稼働率：65%以上	事業推進
	●効率的な運営に向けた指定管理者制度の活用 ・指定管理者による効率的な管理運営	継続実施					
	●老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討 ・今後の方向性の検討					・方向性の取りまとめ ・方向性を踏まえた取組の推進	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

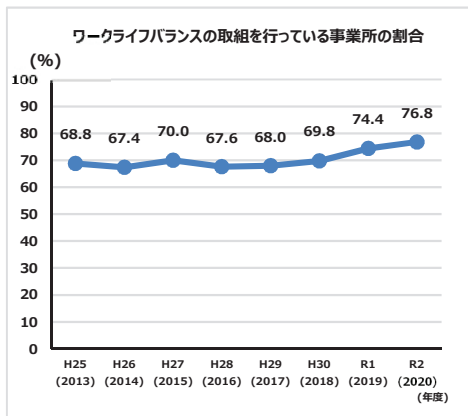
進行管理・評価

施策4-3-2 働きやすい環境づくり



1 これまでの主な取組状況

- 中小企業に従事する勤労者を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いていることから、スケールメリットを活かした福利厚生事業を実施し、勤労者福祉の充実を図る取組を進めています。
- 働き方改革関連法が施行され、長時間労働の是正や、年次休暇の取得促進が求められているとともに、健康経営、女性活躍の促進などが進展しています。こうした中、市内企業の勤労者が充実した生活を送れるよう、金融機関と連携した貸付制度や文化体育事業、セミナー等を通じてワークライフバランスの取組を進めています。



資料：「川崎市労働状況実態調査」



2 施策の主な課題

- 働き方改革の機運が高まっている中、働く人一人ひとりが年齢や性別、雇用形態、勤務体系にかかわらず、能力を十分に発揮できる働きやすく魅力ある環境づくりを推進し、市内中小企業の人材確保を図ることが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、テレワークの導入など、新しい働き方への対応が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 中小企業における従業員の福利厚生の充実に向けた取組の推進
- ★ 市内事業所等のワークライフバランスの向上やテレワークの導入等の働き方改革への対応による働きやすい職場環境づくりの推進

4 直接目標

- 誰もが働きやすい環境を整える

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合 (経済労働局調べ)	67 % (平成26 (2014) 年度)	76.8 % (令和2 (2020) 年度)	70 %以上 (平成29 (2017) 年度)	75 %以上 (令和3 (2021) 年度)	80 %以上 (令和7 (2025) 年度)
勤労者福祉共済の新規加入者数 (経済労働局調べ)	第2期実施計画 から新たに設定	231 人 (令和2 (2020) 年度)	—	420 人以上 (令和3 (2021) 年度)	440 人以上 (令和7 (2025) 年度)
勤労者福祉共済の新規加入事業者数 (経済労働局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	31 者 (令和2 (2020) 年度)	—	—	42 者以上 (令和7 (2025) 年度)
中小企業における常用労働者1人あたり平均の年次有給休暇消化率80%以上の事業者割合 (経済労働局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	15.7 % (令和2 (2020) 年度)	—	—	20 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
勤労者福祉共済事業 市内の中小企業で働く従業員の福利厚生を充実させ、あわせて中小企業の振興に寄与します。	● 勤労者福祉共済制度の推進と会員数拡大に向けた取組の実施 ○ 中小企業の従業員の福利厚生充実に向けた勤労者福祉共済制度の推進 ・サービス内容の充実に向けた市内飲食店や商業施設等との連携の促進 継続実施					事業推進
	○ 会員数拡大に向けた市内金融機関や関係団体との連携促進 ・会員数拡大に向けた取組の実施	継続実施				
	R2新規加入会員数：231人 R2新規加入事業者数：31者	新規加入会員数：440人以上 新規加入事業者数：42者以上	新規加入会員数：440人以上 新規加入事業者数：42者以上	新規加入会員数：440人以上 新規加入事業者数：42者以上	新規加入会員数：440人以上 新規加入事業者数：42者以上	
	● 川崎市勤労者福祉共済運営協議会による共済制度の円滑かつ効率的な運営 ・共済制度の円滑かつ効率的な運営 継続実施					

施策 4-3-2 働きやすい環境づくり

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
勤労者福祉対策事業 市内企業で働く勤労者がより豊かで充実した生活が送れるよう、市内の労働情勢や労働条件の情報提供や生活資金貸付制度等の勤労者福祉施策を実施し、勤労者福祉の向上を図ります。	● 勤労者生活資金貸付制度の運用 ・勤労者生活資金貸付制度の運用推進に向けた預託金融機関との連携促進	継続実施				事業推進	
	● 勤労者団体文化体育事業の実施 ・勤労者団体の活動への支援を通じた文化体育事業の実施 R2奨励事業の実施件数：2団体 (R1：15団体)	継続実施	奨励事業の実施件数：18団体以上	奨励事業の実施件数：18団体以上	奨励事業の実施件数：18団体以上	奨励事業の実施件数：18団体以上	
	● ワークライフバランス等の働き方改革への取組を通じた働きやすく魅力ある職場づくり ・テレワークなどのセミナーの開催等の啓発活動の実施 ・中小企業の「働き方改革」に係る取組支援の実施	継続実施					
	R2中小企業における常用労働者1人あたり年次休暇消化率80%以上の事業者割合：15.7% R2ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合：76.8%	中小企業における常用労働者1人あたり年次休暇消化率80%以上の事業者割合：20%以上	中小企業における常用労働者1人あたり年次休暇消化率80%以上の事業者割合：20%以上	中小企業における常用労働者1人あたり年次休暇消化率80%以上の事業者割合：20%以上	中小企業における常用労働者1人あたり年次休暇消化率80%以上の事業者割合：20%以上		
	R2ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合：80%以上	ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合：80%以上	ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合：80%以上	ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合：80%以上	ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合：80%以上		
● 市内の労働情勢や労働条件の情報提供 ・かわさき労働情報及び労働白書の発行 ・労働状況実態調査の実施	継続実施						
労働会館の管理運営事業 労働組合その他団体の健全な発達と市民の勤労意欲向上に資するため、「いこい」、「語らい」、「学びあう」ための場を提供するとともに、情報の収集・提供、学習・研修などを実施します。	● 民間事業者等を活用した効果的な管理・運営の実施 ・効果的な管理・運営の実施 R2稼働率：32.9% (H30：51.1%)	継続実施				事業推進	
	● 教育文化会館との再編整備 ・実施設計の検討 ・管理運営計画の検討	・実施設計の完了 ・管理運営計画の策定と計画に基づく取組の推進		・複合化に向けた工事の実施	・複合化に向けた工事の完了・供用開始		
	● 計画的な施設補修等の建物の維持管理 ・計画的な施設補修の実施	・再編整備を踏まえた計画的な施設修繕の実施					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

政策 4 - 4 臨海部を活性化する

1 政策の方向性

- 本市の臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいます。
- そのような状況の中で、羽田空港との近接性を活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、創造性のある人材を育成しつつ、立地企業の持続的な運営支援や、新技術の創出につながる拠点マネジメントを行います。
- また、環境と調和したスマートコンビナートの形成や、基盤整備の推進、グローバル化の進展に対応した港湾物流機能の強化等を進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
臨海部で経済活動が盛んであると思う市民の割合 (市民アンケート)	27.4%	29.3%	35%以上

3 施策の体系

政策 4 - 4 臨海部を活性化する

施策4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

施策4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成

施策4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備

施策4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業が集積する川崎臨海部の持続的な発展を推進するため、臨海部地域の立地企業の動向を把握し、平成30（2018）年3月に策定した「臨海部ビジョン」に基づき、企業と協働し、戦略的マネジメントに取り組んでいます。
- 国の支援も活用しながら、殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおいてイノベーションを創出するなど、京浜臨海部の持続的な発展と我が国の経済成長を牽引する国際戦略拠点の形成に向けた取組を進めています。
- 川崎市産業振興財団を中心として、企業、大学、研究機関等が相互に連携・共創する運営体制を整備し、研究成果を活かした事業化やベンチャー企業の創出などによるキングスカイフロントの更なる活性化に向けた取組を進めています。
- 国、東京都や大田区などの関係自治体と連携しながら、「HANEDA GLOBAL WINGS（ハネダ グローバル ウィングズ）」との一体的な拠点形成に寄与する多摩川スカイブリッジ（羽田連絡道路）の整備などの取組を進めています。
- 川崎臨海部の基幹産業を取り巻く環境変化に対応しながら、臨海部の持続的な発展を牽引する次世代の柱となる新産業を創出し、活力ある戦略拠点の形成に向けた取組を推進しています。
- 川崎臨海部に立地する製造業の操業環境向上及び産業競争力強化を促進するため、令和2（2020）年3月に「臨海部における共通緑地ガイドライン」を策定するとともに、令和3年（2021）4月に投資促進制度を創設し、基幹産業の高度化・高機能化に向けた取組を進めています。
- 臨海部の活性化、国際戦略拠点の形成に向けては、臨海部の交通ネットワークの構築や円滑化が必要であることから、令和3（2021）年3月に「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」を策定し、基幹的交通軸や交通拠点の整備とともに路線バスや企業送迎バスなど多様な端末交通の活用に向けた取組を進めています。



快適な研究環境づくりを進める
殿町国際戦略拠点 キングスカイフロント



多摩川スカイブリッジ

2 施策の主な課題

- 臨海部の強みや特性を活かして、世界をリードする人材・企業から選ばれる地域を形成するとともに、「臨海部ビジョン」に基づき、高水準な労働環境や操業環境、生活環境等の実現に向け、戦略的に取組を推進する必要があります。
- キングスカイフロントについては、ライフサイエンス分野における研究開発拠点としてさらに発展させていくため、必要となるインキュベーション機能等の導入や電線類地中化等の高水準な拠点整備を推進し、拠点価値の向上に向けた取組を進めていく必要があります。
- 臨海部の基幹産業を取り巻く環境の変化に対応するため、臨海部の持続的発展を牽引する新産業創出拠点の形成や、社会課題の解決に資するエリアづくりに向けて、大規模な土地利用転換の取組を進めていく必要があります。
- 臨海部の交通ネットワークについては、今後の土地利用等の環境変化や多様化するニーズを踏まえながら、各地域へのアクセス機能向上に資する交通基盤の整備などについて中長期的な視点で取組を進めていく必要があります。
- 川崎臨海部の持続的な発展には、企業から活動拠点として選ばれ続け、市民から誇りに思われるエリアであることが重要となるため、戦略的なブランディングを進め、臨海部の強みや特徴を捉えたエリア像を広く浸透させるなど、臨海部の認知度・理解度向上に向けた取組を進めていく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 臨海部の持続的発展に向けた臨海部ビジョンに基づく戦略的マネジメントの推進
- ★ 臨海部の基幹産業の動向を踏まえた、新産業創出拠点の形成や大規模な土地利用転換の取組の推進
- ★ キングスカイフロントの更なる成長に向けた新たな機能導入などによる、拠点価値向上に向けた取組の推進
- ★ 臨海部の交通機能強化を図る新たな基幹的交通軸及び交通拠点の整備やネットワークの強化に向けた取組の推進
- ★ 川崎市民の臨海部に対する誇りや期待感の醸成に向けた取組の推進

4 直接目標

- 臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
川崎区の従業者 1 人あたりの製造 品出荷額 (工業統計調査)	1億4,500万 円 (平成25 (2013) 年度)	1億2,192万 円 (令和 2 (2020) 年度)	1億5,700万 円以上 (平成29 (2017) 年度)	1億7,000万 円以上 (令和 3 (2021) 年度)	1億8,400万 円以上 (令和 7 (2025) 年度)
キングスカイフロント域内外の企業 等マッチング件数 (臨海部国際戦略本部調べ)	第 2 期実施計画 から新たに設定	71 件 (令和 2 (2020) 年度)	—	35 件以上 (令和 3 (2021) 年度)	130 件以上 (令和 7 (2025) 年度)
キングスカイフロントにおける取組を 知っていて、評価できると回答した 人の割合 (市民アンケート)	第 2 期実施計画 から新たに設定	10.8 % (令和 3 (2021) 年度)	—	14 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	18 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
臨海部大規模土地利用推進事業 扇島地区等の大規模な土地について、本市の市民サービス向上に寄与するとともに、我が国の課題解決に資する社会的意義のある土地利用転換に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●扇島地区等における大規模土地利用転換の取組の推進 ○大規模土地利用転換の推進 ・土地利用方針の検討 ○交通基盤整備に向けた取組の推進 ・交通基盤整備に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用方針の策定 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用方針に基づく取組の推進 			事業推進
サポートエリア整備推進事業 臨海部の機能強化に向けて、交通環境や地域環境の向上に寄与するサポートエリアの整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●大師橋駅前交通広場整備に向けた取組の推進 ・詳細設計 ●「塩浜3丁目周辺地区土地利用計画」に基づく臨海部の活性化に向けた取組の推進 ・土地利用計画の進行管理・事業推進 ・基盤整備に向けた取組の推進 ○緑のアメニティ、交通リスト機能の導入整備に向けた取組の推進 ・Park-PFI事業者の選定（池上新町南緑道） ・幹線道路における路上駐停車対策の取組の推進 ●「浮島1期地区土地利用基本方針」に基づく本格的土地利用に向けた取組の推進 ・本格的な土地利用に向けた協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事推進 ・完成・供用開始 ・完成・運営開始 			事業推進
川崎駅・臨海部公共交通利用環境向上推進事業 臨海部への公共交通によるアクセス向上に向け、川崎駅東口をはじめとした鉄道駅周辺や輸送サービス等における利用環境等の向上に資する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域公共交通計画」に基づく臨海部への公共交通アクセス向上に向けた利用環境等の改善の推進 ・川崎駅東口駅前広場の利用環境向上の検討 ・輸送サービスの快適性向上の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎駅東口駅前広場の利用環境向上の検討、取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送サービスの快適性向上に向けた取組の推進 			事業推進
臨海部交通ネットワーク形成推進事業 臨海部の持続的な発展を支え価値を向上させる交通機能の強化をめざし、交通拠点及び基幹的交通軸の整備とともに、交通結節機能の強化と端末交通の充実を図り、臨海部への円滑な移動を実現する新たな交通ネットワークの形成に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「臨海部ビジョン」を踏まえた交通機能の強化に向けた取組の推進 ・臨海部の交通機能強化に向けた実施方針に基づく取組の推進 ・川崎アプローチ線の調査・検討結果に基づく取組の推進 ・路線バス及び企業送迎バスによる交通機能強化に向けた取組の推進 ・BRTの運行に向けた協議・調整 ・羽田空港周辺へのアクセス強化の取組推進 ○多摩川スカイブリッジ開通後の事後評価の実施 ・開通前交通量調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・BRTの拡充に向けた取組の推進 ・事後評価結果に基づく取組の推進 			事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
臨海部活性化推進事業 「臨海部ビジョン」に示す「目指す将来像」の実現に向け、臨海部全体の活性化を図る戦略的マネジメントを推進します。また、臨海部の持続的な発展に向け、企業から活動拠点として選ばれ続け、市民から誇りに思われるエリアとなるよう、新たなイメージの確立に向けた戦略的なブランディングを推進します。	●臨海部ビジョンに示す「目指す将来像」実現のためのプロジェクトの検討及び推進						
	○プロジェクトの推進と進行管理						
	・リーディングプロジェクトの推進	・中間評価の実施及びプロジェクトの検証	・検証結果に基づく取組の推進				事業推進
	○基幹産業の高度化・高機能化、新産業の創出の推進						
	・投資促進制度の創設・窓口設置・運用	継続実施				・効果検証	
	・緑地制度の運用	継続実施					
	・投資促進制度（立地誘導制度）の内容の検討	相談数：10件以上	相談数：10件以上	相談数：10件以上	相談数：10件以上		
	・企業との協働・連携による取組の推進						
	・臨海部立地企業の動向把握	継続実施					
	・企業との協働によるプロジェクトの検討・推進	継続実施					
	・協議会の開催等を通じたビジョンの共有及び推進	継続実施					
	・産業・環境創造リエゾンセンターと連携した産官学民等の連携の促進	継続実施					
	・臨海部における人材育成プログラムの実施	継続実施					
	●臨海部の魅力を発信し、市民等の認知度・理解度向上に向けたPR・ブランディング戦略の推進						
	○企業やメディアの認知度向上に向けたPRの実施						
・これからの臨海部のイメージを確立するための取組の検討		・これからの臨海部のイメージを確立するための取組の推進					
・PR動画を活用したメディアへのプロモーションの実施の推進	継続実施						
○次世代を担う子どもたちに向けた学習機会の創出							
・臨海部企業等の見学会の実施	継続実施						
・教育機関と企業の連携によるモデル事業の試行実施・検証		・教育機関と企業の連携によるモデル事業の試行実施・検証及び本格実施に向けた検討	・教育機関と企業の連携によるモデル事業の本格実施				
・高校生を対象としたインターンシップの検討	・高校生を対象としたインターンシップの試行実施・検証		・高校生を対象としたインターンシップの実施				
・キングスカイフロントにおけるキャリア形成を支援する取組の創出に向けた検討・調整		・キングスカイフロントにおけるキャリア形成を支援するプログラムの試行実施・検証		・キングスカイフロントにおけるキャリア形成を支援するプログラムの本格実施			
○臨海部の企業活動や取組を広く知ってもらうためのPRの実施							
・ニューズレターの発行	継続実施						
・臨海部の見える化に向けた取組の推進	継続実施						

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成



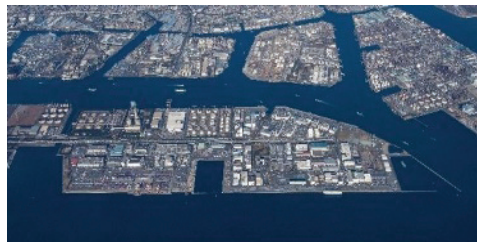
KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

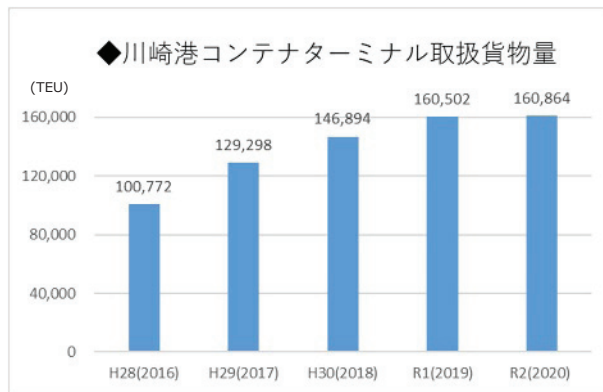
- 国際戦略港湾である京浜港（川崎港、横浜港、東京港の三港）の一翼として、三港連携による利用者サービスの向上や、指定管理業務拡大による民間ノウハウの活用、官民一体でのポートセールス活動、荷さばき地の整備等による取扱機能の強化を図るなど、取扱貨物量の増加に向けた取組を進めています。
- 川崎港では、貨物量の増加に対応したコンテナターミナルの整備・改修を進めているほか、港湾関連用地やふ頭用地を確保するため、東扇島堀込部において海面埋立による土地造成を進めるなど、港湾物流機能の強化に取り組んでいます。
- 臨港道路東扇島水江町線の整備促進、東扇島と内陸部を結ぶ唯一の連絡路である海底トンネルの適切な維持管理を行うなど、港湾貨物の円滑な輸送や防災機能の強化等に取り組んでいます。



川崎港（東扇島地区）

2 施策の主な課題

- 川崎港公共ふ頭の取扱貨物量の増加をめざし、引き続き更なるコンテナ貨物集貨の促進、新規航路の誘致に向けた取組や、各種貨物の取扱機能の強化を推進する必要があります。
- 港湾物流機能の強化を図るため、東扇島堀込部における土地造成について、早期完成に向けて整備を推進していく必要があります。
- 港湾貨物の円滑な輸送や防災機能の強化等を図るため、臨港道路東扇島水江町線の整備促進や、海底トンネルの適切な維持管理、小型船溜まり基地の整備に取り組む必要があります。
- 川崎港のカーボンニュートラル化を推進するため、港湾施設の省エネルギー化推進や、環境に配慮した船舶への支援等に取り組む必要があります。



資料：川崎港港湾統計

3 施策の方向性

- ★ 川崎港の取扱貨物量の増加を図るための取組の推進
- ★ 川崎港の港湾物流機能の強化に向けた取組の推進
- ★ 港湾貨物の円滑な輸送、防災機能の強化等に向けた取組の促進
- ★ カーボンニュートラル等の社会経済環境の変化に対応した川崎港の形成に向けた取組の推進

4 直接目標

- 川崎港での物流を活発にする

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
川崎港取扱貨物量（公共埠頭） (港湾局調べ)	1,134万 t (平成26 (2014) 年)	888万 t (令和2 (2020) 年)	1,140万 t以上 (平成29 (2017) 年)	1,210万 t以上 (令和3 (2021) 年)	1,280万 t以上 (令和7 (2025) 年)
川崎港へ入港する大型外航船 (3千総トン数以上)の割合 (港湾局調べ)	70 % (平成26 (2014) 年)	77.3 % (令和2 (2020) 年)	73 %以上 (平成29 (2017) 年)	76 %以上 (令和3 (2021) 年)	79 %以上 (令和7 (2025) 年)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状		事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降	
東扇島物流促進事業 東扇島に立地する企業の川崎港の利用促進や交通環境改善等に取り組むことにより、川崎港の国際競争力の強化を図ります。また、民間活力を活かしたコンテナターミナル及び関連施設の管理運営を進めます。	●コンテナターミナル及び関連施設の適正な管理運営						
	○コンテナターミナルの適正な管理運営						
	・管理運営の実施	継続実施				事業推進	
	・利用料金制の導入 (H30)						
	・指定管理範囲及び業務拡大 (H30)						
	○コンテナ関連施設の適正な管理運営						
	・管理運営手法の検討	・コンテナターミナルとの一体的管理運営実施					
●コンテナ補助制度の活用と港湾運営会社と連携したコンテナ貨物集貨の取組の推進							
R3補助件数：57件	・コンテナ貨物集貨の取組の推進						
R2川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱貨物増加量：0.8万TEU	川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱貨物増加量：1万TEU	川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱貨物増加量：1万TEU	川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱貨物増加量：1万TEU	川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱貨物増加量：1万TEU			
●東扇島総合物流拠点地区の事業進捗管理							
・企業へのヒアリングの実施	継続実施						
●東扇島交通環境改善の推進							
・交通環境改善の推進	継続実施						

施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
千鳥町再整備事業 ふ頭機能の改善を図るため、港湾施設利用者や立地企業等の関係者と調整を図りながら、「川崎港千鳥町再整備計画」に基づき、ふ頭機能の再編を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●上屋改良の推進 ・利用者調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・B号、C号調査・設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・B号、C号上屋改良工事の推進 ・付帯設備の維持補修に向けた調査・設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・B号、C号上屋改良工事の完了 ・付帯設備の維持補修工事の推進 		<ul style="list-style-type: none"> 付帯設備の維持補修工事の完了予定(R9)(2027)
	<ul style="list-style-type: none"> ●倉庫等の再配置・高度化等の推進 ・利用者調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活用による再配置・高度化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活用による再配置・高度化の推進 			<ul style="list-style-type: none"> 事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●ふ頭内道路改良の推進 ・道路改良の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
ポートセールス事業 川崎港の利用促進を図るため、取扱貨物量の増加や新規航路の開設に向けたポートセールスを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●官民一体となったポートセールスの推進 ・在来貨物の取扱量維持・拡充に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				<ul style="list-style-type: none"> 事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> R2川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱貨物増加量：0.8万TEU 	<ul style="list-style-type: none"> 川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱貨物増加量：1万TEU 	<ul style="list-style-type: none"> 川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱貨物増加量：1万TEU 	<ul style="list-style-type: none"> 川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱貨物増加量：1万TEU 	<ul style="list-style-type: none"> 川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱貨物増加量：1万TEU 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●新規航路開設に向けた取組の推進 ・中国・東南アジアを中心とした航路の誘致の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
臨港道路東扇島水江町線整備事業 東扇島と内陸部のアクセス性向上や交通渋滞の緩和による物流機能の強化、及び発災時の緊急物資輸送ルート多重化による防災機能の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線の整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●国等関係機関との協議・調整 ・航行安全検討委員会や交通管理者等との協議・調整 		<ul style="list-style-type: none"> ・協議完了 			
	<ul style="list-style-type: none"> ●臨港道路東扇島水江町線整備の促進 ・橋りょう部下部・上部工事等の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・整備完了 			
	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺道路の混雑の緩和策の推進 ・東扇島臨港道路改良の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事、整備完了 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計・関係者調整 					
	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋水江町線交差点改良の推進 ・改良工事の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・整備完了 			
	<ul style="list-style-type: none"> ●臨港道路東扇島水江町線の維持管理に向けた取組の推進 ・維持管理方法の検討、財源確保の取組の推進 			<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理、財源確保の取組の推進 		<ul style="list-style-type: none"> 事業推進
川崎港海底トンネル改修事業 川崎港海底トンネルの機能を維持・強化するため、トンネル本体や設備等の改良・改修工事を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●海底トンネルの機能の維持・強化に向けた取組の推進 ・本体改良の推進 ・防食対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人道、共同溝の液状化対策の推進 ・照明改修の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・人道、共同溝の液状化対策の完了 		<ul style="list-style-type: none"> 事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・維持補修の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・付帯設備改修の推進 ・排水ポンプ改修の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・維持補修の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常電話等改修工事着手・完了 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・海底トンネルの法定点検実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
				<ul style="list-style-type: none"> ・点検の実施 		

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
東扇島堀込部土地造成事業 川崎港の物流機能強化に資する港湾関連用地等を確保するため、建設発生土等を埋立用材として受け入れ、新たに海面埋立による土地造成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●土地造成事業の推進 ○護岸築造の推進 ●埋立護岸築造工事の推進 ○基盤整備の推進 ○埋立管理の推進 				<ul style="list-style-type: none"> ●埋立護岸築造工事完了 ●基盤整備の検討 ●埋立管理の完了 	<ul style="list-style-type: none"> ●埋立護岸築造工事完了 ●基盤整備の設計 ●埋立管理の完了 土地造成事業の完了予定(R9)(2027)
港湾施設維持管理事業 老朽化した港湾施設の安全性の確保と長寿命化を図るため、維持管理計画に基づいた点検調査・診断を実施し、点検結果をもとに港湾施設の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●港湾施設の補修等の推進 ○保留施設の補修等の推進 ●補修等の推進 ○護岸・物揚場の補修等の推進 ●補修等(千鳥町鉄道敷護岸等)の推進 ○臨港交通施設の改良等の推進 ●補修等の推進 ●維持管理計画に基づく点検調査・診断の実施 ●点検調査・診断の推進 ●下水管の維持管理の推進 ●点検調査の推進 	継続実施 継続実施 継続実施				事業推進
コンテナターミナル維持・整備事業 コンテナターミナル諸設備の機能を適正な状況に維持するため、荷役機械の維持補修等を推進するとともに、コンテナ貨物の取扱量の増加に対応するため、ターミナルの機能強化に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●コンテナターミナルの改良の推進 ○増加するコンテナ貨物量に対応したコンテナ関連施設整備の推進 ●整備工事の推進 ●コンテナターミナルの機能維持に向けた取組の推進 ○荷別地整備工事の推進 ●トランスファークレーン(4機)の更新 ○ターミナル設備等改修の推進 ●構内ケーブル改修に向けた調査 ●荷役機械及び電気設備の維持補修等の推進 ●維持補修等の推進 ○荷さばき地及び通路の維持補修等の推進 ●維持補修等の推進 	継続実施 継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ●供用開始 ●構内ケーブル改修に向けた設計 ●構内ケーブル改修工事着手 ●継続実施 ●継続実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●更新完了予定(R8)(2026)事業推進 ●ガントリークレーン(2機)の更新 	更新完了予定(R8)(2026)事業推進
小型船溜まり整備事業 川崎港利用コストの低減や基幹的広域防災拠点との連携による防災機能強化を目的として、小型船だまりを整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ●小型船溜まり整備の推進 ●防波堤の工事着手 ●保留施設の補修 		<ul style="list-style-type: none"> ●防波堤の工事完了 ●補修の完了 ●附帯施設の改修 	<ul style="list-style-type: none"> ●維持管理 		事業推進
川崎港カーボンニュートラル化推進事業 脱炭素社会の実現に向けて、港湾施設利用者等と連携し、川崎港のカーボンニュートラル化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎港のカーボンニュートラル化の推進 ●川崎港のカーボンニュートラル化に向けた検討 50%以上の省エネを実現した公共埠頭の割合：34.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ●港湾管理者としてのカーボンニュートラル化の推進 ●港湾施設利用者への支援の検討・推進 50%以上の省エネを実現した公共埠頭の割合：40.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 50%以上の省エネを実現した公共埠頭の割合：43.3% 	<ul style="list-style-type: none"> 50%以上の省エネを実現した公共埠頭の割合：46.6% 	<ul style="list-style-type: none"> 50%以上の省エネを実現した公共埠頭の割合：50.0% 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

施策4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 川崎マリエンや東扇島東公園等において、川崎みなと祭り、ビーチバレー川崎市長杯等のイベントを開催しているほか、川崎港の観光スポット等の魅力を紹介したPR動画をYouTubeで発信するなど、川崎港の利用促進や魅力発信・向上に取り組んでいます。

東扇島西公園において、民間事業者と連携した釣りやバーベキューなどのモデル事業の実施を踏まえ、港湾緑地における民間活力の導入を図り新たな賑わいを創出するなど、港湾関係企業の就労環境の充実や市民が魅力を感じる空間形成に取り組んでいます。

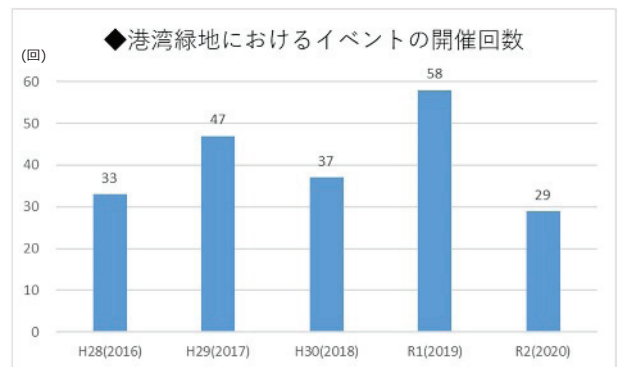
- 立地企業、関係団体、行政等が連携した臨海部の清掃活動の取組のほか、ごみの捨てにくい環境づくりや放置車両対策に向けた監視カメラの設置や指導強化等を行うなど、川崎港の環境向上の取組を進めています。



川崎みなと祭りの様子

2 施策の主な課題

- 川崎港の魅力を市内外に向けて積極的に発信するとともに、市民等が港を訪れる機会を増やす取組を推進する必要があります。
- 港湾緑地について、新しい生活様式を踏まえ、「みなと」で働く人、訪れる人が川崎の自然を感じ、魅力的なロケーションを楽しむことができる空間としていく必要があります。
- 川崎港の市民利用の拡大に向けて、市民や港湾関連企業の利用者等が快適に利用できるよう、引き続き美化対策等に取り組む必要があります。



資料：港湾局調べ

3 施策の方向性

- ★ 臨海部の活性化に向けた、各種イベントの開催や新たな賑わい創出による川崎港の魅力発信
- ★ 川崎港の魅力向上に向けた、港湾緑地の特徴を活かした利用促進や効率的な管理運営
- ★ 市民等が快適に利用できる川崎港の形成に向けた美化対策等の推進

4 直接目標

- 川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
川崎マリエン利用者数（港湾振興イベント及びスポーツ施設等の利用者を含む） (港湾局調べ)	40万 人 (平成26(2014)年度)	12.4万 人 (令和2(2020)年度)	41万 人以上 (平成29(2017)年度)	42万 人以上 (令和3(2021)年度)	43万 人以上 (令和7(2025)年度)
市内の海周辺施設を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合 (市民アンケート)	11 % (平成27(2015)年度)	15.4 % (令和3(2021)年度)	13 %以上 (平成29(2017)年度)	17 %以上 (令和3(2021)年度)	21 %以上 (令和7(2025)年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
港湾振興事業 関係団体と連携し、今後の社会変容を見据えた川崎みなと祭りなど各種イベントを実施し、川崎港の振興を図ります。	● 関係団体が開催するイベント等を通じた人々の交流やレクリエーションの場づくりの推進 ・川崎みなと祭り、ビーチバレーボール大会の開催	継続実施				事業推進
	● 市民が港と触れ合える施設の利用促進に向けた周知・取組の推進 ・川崎マリエン、東扇島東公園等の施設の利用促進に向けた広報の実施	継続実施				
	● ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設（ビーチバレーボール）指定後の地域連携体制の形成 ・地域連携の取組の実施	継続実施				
	● 港湾空間を活用した川崎港の魅力向上に向けた取組の推進 ・港湾緑地の利用向上に資するモデル事業等の実施及び川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方の検討	・モデル事業等の実施及び基本的な考え方の取りまとめ	・基本的な考え方に基 づいた事業等の実施			
港湾振興会館管理運営事業 市民に開かれた港づくり及び港湾利用促進の拠点としての港湾振興会館の活性化を図ります。	● 川崎マリエンの適切な管理運営・設備更新 ・管理運営・設備更新	継続実施				事業推進
	● 川崎マリエンを利用したイベントの開催 イルミネーションの実施：3回 クラシックカー展示：1回	・イベントの実施				
	● 帰宅困難者一時滞在施設として利用するための取組の推進 ・取組の推進	継続実施				

施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
港湾緑地整備事業 市民と港で働く人々に憩いと安らげる場を提供していくため、景観の向上のほか、魅力ある港湾空間の形成をめざして、港湾緑地整備を推進します。	●川崎港緑化基本計画に基づく港湾緑地整備の推進 ○港湾緑地(旧塩浜物揚場)整備の推進 ・整備に向けた調整			・緑地設計	・緑地整備工事	事業推進
	○港湾緑地(水江町緑地)整備の推進 ・整備に向けた調整		・緑地設計・整備工事			
川崎港保安対策事業 市民や船舶が安全・安心して利用できる港をめざして、所有船舶や保安施設を適切に維持管理し、港内巡視や保安警備、港内環境の保全を着実に実施するとともに、所有船舶の環境配慮型への更新を推進します。	●全国共通の出入国管理情報システムの運用 ・システムの運用		継続実施			事業推進
				・携帯型カードリーダーの増設工事		
	●適切な保安対策の推進 ・制限区域の警備 ・港内巡視等による港内保全		継続実施			
	保安対策訓練実施回数：8回		保安対策訓練実施回数：8回	保安対策訓練実施回数：8回	保安対策訓練実施回数：8回	保安対策訓練実施回数：8回
	●保安設備・所有船舶の定期点検と維持補修 ・点検・補修の推進		継続実施			監視システム等の更新
	●清掃船・巡視船の更新(環境配慮型へ) ・脱炭素化に向けた検討調査 ・清掃船「つばき」の代替船の設計		・清掃船「つばき」の代替船の建造着手 ・清掃船「第一清港丸」代替船(既製船)の購入・改良	・清掃船「つばき」の代替船の完成 ・清掃船「第一清港丸」代替船(既製船)の改良完了	・巡視船「ひばり」の代替船の設計	巡視船「ひばり」の代替船の完成予定(R9)(2027)
	●東扇島掘削部の埋立計画及びコンテナ関連施設整備の進捗に伴う制限区域における保安規程等の変更 ・保安規程の変更及び保安設備の改修の推進			保安規程の変更及び保安設備の改修の完了		
川崎港環境改善対策事業 港内道路、緑道等の市民利用施設の環境維持及び放置車両や不法投棄防止等の環境改善対策を推進します。	●多様な主体と連携した環境改善対策事業の実施 ・川崎港環境改善対策協議会(官民)の開催		継続実施			事業推進
	●放置車両対策の推進 ・放置車両対策に係る立地企業ヒアリングの実施 官民合同の放置自動車監視パトロール：11回		・ヒアリング結果に応じたハード対策の実施 官民合同の放置自動車監視パトロール：11回	官民合同の放置自動車監視パトロール：11回	官民合同の放置自動車監視パトロール：11回	官民合同の放置自動車監視パトロール：11回
	●美化対策の推進 ・関係局と連携した啓発・PR活動の推進 ・監視カメラの運用による不法投棄等の抑止		継続実施			
	官民合同一斉港内清掃活動：5回		官民合同一斉港内清掃活動：5回	官民合同一斉港内清掃活動：5回	官民合同一斉港内清掃活動：5回	官民合同一斉港内清掃活動：5回

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する

1 政策の方向性

- 本市では首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する東京都・横浜市の都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。
- 都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、今後も引き続き、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。
- また、超高齢社会を見据えた誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点等の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市内の広域拠点駅（川崎駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合 (市民アンケート)	70%	63.2%	70%以上
市内の地域生活拠点駅（新川崎・鹿島田駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合 (市民アンケート)	52.6%	39.0%	52.6%以上

3 施策の体系

政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する

施策4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成

施策4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備

施策4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成



KAWASAKI
SDGs



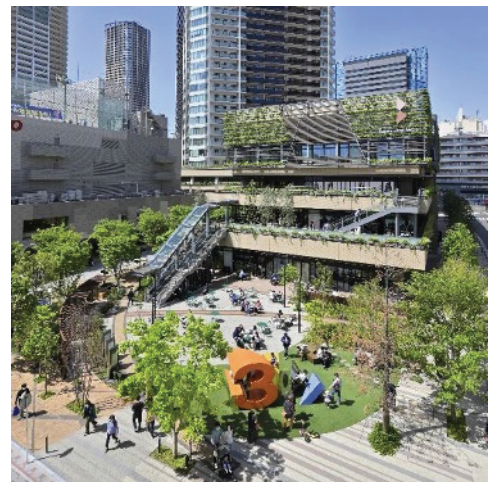
川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 川崎駅周辺地区では、民間活力を活かしたまちづくりにより、さまざまな都市機能をバランスよく誘導するとともに、歩いて移動しやすい歩行者空間を創出するため、JR川崎駅北口通路や西口駅前ペDESTリアンデッキを整備してきました。また、JR川崎駅西口大宮町地区A-2街区では、オフィス・ホテル等の機能導入とあわせ、緑地等の整備を行う民間開発事業を誘導しています。羽田空港や臨海部の玄関口である京急川崎駅周辺では、京急電鉄と包括連携協定を締結し、土地利用の誘導に取り組んでいます。さらに、東口の既成市街地では、空きビルの増加などによるまちの活力や魅力の低下に対応するため、リノベーションのまちづくりを進めています。
- 小杉駅周辺地区では、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりを推進しています。駅南側では、商業施設や住宅、公共公益施設の整備にあわせ、地区幹線道路等を一体的に整備した小杉町3丁目東地区市街地再開発事業が完了しました。駅北側では、医療・福祉、文化・交流機能を中心としたまちづくりに向け事業を推進するとともに、令和2（2020）年9月にまちづくり方針を策定した小杉駅北口駅前では、土地利用の誘導や都市基盤の強化に向けた取組を進めています。また、駅及び駅周辺の混雑緩和に向け、鉄道事業者等と連携して、JR横須賀線下りホーム新設及び新規改札口設置について、取組を推進しています。
- 新百合ヶ丘駅周辺では、商業・業務機能の集積に加え、文化・芸術施設の立地や豊かな自然環境などの地域資源を活かした、賑わいや魅力あるまちづくりに取り組んでいます。近年は、駅周辺の公共的空間を活用して「しんゆりステーションピアノ」や「しんゆりフェスティバル・マルシェ」を開催するなど、地域と連携し、更なるまちの賑わいや魅力向上に寄与する取組を進めています。また、公共交通利用をより一層促進するため、スマートフォンアプリを活用したMaaSの実証実験を実施するなど、地域の課題解決に向けて沿線の鉄道事業者等と連携した取組を進めています。



JR 川崎駅北口通路



小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業



しんゆりフェスティバル・マルシェ

2 施策の主な課題

- 川崎駅周辺地区では、本市の玄関口としてふさわしい、多様な賑わいや交流が生ま出す魅力と活力にあふれた拠点形成を展開するため、社会変容を踏まえつつ、民間活力を活かした都市機能の集積を図るとともに、回遊性・利便性の向上のための都市基盤の整備や、公共空間や既存ストックを活用した賑わい創出に向けた取組の一層の推進が必要です。
- 小杉駅周辺地区では、これまでに取り組んできた事業等を着実に推進しながら、民間活力を活かして更なる都市機能の集積を図っていくとともに、社会変容を踏まえた持続可能な魅力あふれるまちづくりに向け、都市基盤の強化、公共的空間の活用、都市機能の充実等に取り組む必要があります。また、駅及び駅周辺の混雑に対する安全性・利便性の向上に向け、鉄道事業者等と連携した交通基盤の強化のための取組を進める必要があります。
- 新百合ヶ丘駅周辺地区では、豊かな自然環境や芸術・文化等の地域資源、充実した都市機能を活かした、より質の高い、魅力ある拠点形成が求められています。横浜市高速鉄道3号線の延伸や社会変容を踏まえつつ、周辺環境の変化を見据え、適切な土地利用転換の誘導や交通結節機能の強化に向けた取組を進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 川崎駅周辺地区における川崎の玄関口としてふさわしい都市機能の誘導・都市基盤の整備の推進と賑わいの創出等に向けた取組の推進
- ★ 小杉駅周辺地区におけるコンパクトに集積した都市機能の誘導と賑わい等の創出、安全性・利便性の向上に向けた交通基盤の強化の推進
- ★ 新百合ヶ丘駅周辺地区における周辺環境等の変化を見据えた土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化に向けた取組の推進

4 直接目標

- 川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅周辺人口 (川崎市統計書)	12.6万 人 (平成26(2014)年度)	14.1万 人 (令和3(2021)年度)	12.9万 人以上 (平成29(2017)年度)	13.9万 人以上 (令和3(2021)年度)	14.5万 人以上 (令和7(2025)年度)
広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅平均乗車人員 (川崎市統計書・鉄道会社公表資料)	52.4万 人/日 (平成25(2013)年度)	41.9万 人/日 (令和2(2020)年度)	53.8万 人/日以上 (平成28(2016)年度)	58.8万 人/日以上 (令和2(2020)年度)	59.8万 人/日以上 (令和6(2024)年度)
拠点駅周辺をさまざまな施設が充実した回遊性の高いまちと思う人の割合 (市民アンケート)	第3期実施計画から新たに設定	67.7 % (令和3(2021)年度)	—	—	70 %以上 (令和7(2025)年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
川崎駅周辺総合整備事業 川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、本市の玄関口にふさわしい、多様な賑わいや交流が生み出す活力と魅力にあふれた広域拠点の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎駅周辺総合整備計画」に基づく計画的なまちづくりの推進 ・計画に基づく取組の推進 ●駅周辺の利便性・回遊性等の向上に向けた取組の推進 ○大宮町地区民間活用地区施設整備事業の推進 ・大宮町地区民間活用事業者の決定(R2) ○その他周辺地区における取組の推進 ・駅周辺の開発動向等を踏まえた取組の検討 ●川崎駅東口地区の民間開発事業の誘導・支援 ・協議会開催支援 ●川崎駅周辺における公共空間の有効活用による賑わいの創出等に向けた取組の推進 ○公共空間の有効活用に関する取組の推進 ・東口駅前広場等における広告事業の本格実施 ・公共空間を活用したイベント等の推進、効果検証 ○持続可能なしくみづくりに向けた取組の推進 ・ネーミングライツや北口通路広告事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活用事業工事了完了 ・民間活用事業の推進 継続実施 ・準備組合設立 ・川崎駅周辺地区における広告事業の推進と更なる取組に向けた検討 ・効果検証を踏まえた取組の推進 ・ネーミングライツの実施、北口通路の広告展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画改定に向けた検証 ・民間活用事業の推進 ・準備組合設立 ・川崎駅周辺地区における広告事業の推進と更なる取組に向けた検討 ・効果検証を踏まえた取組の推進 ・準備組合設立 ・実施設計の実施 ・都市計画手続の推進、基本設計の実施 ・都市基盤整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画改定 ・都市計画手続等の推進 ・取組の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進 事業完了予定(R11)(2029) 事業推進 	
京急川崎駅周辺地区整備事業 京急川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、羽田空港との直結などの地理的優位性を活かし、本市の玄関口にふさわしい商業・業務等の集積による賑わいを民間主導で創出します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針」に基づく民間開発事業の誘導・支援 ○川崎駅北口第2街区に関する取組の推進 ・工事着手(R2) ・建築工事等完了 ○京急川崎駅西口地区に関する取組の推進 ・「戦略的な整備誘導」の考え方策定(R2) ・整備誘導の考え方に基づく取組の推進 ・準備組合設立 ・関係者等との協議・調整 ○その他周辺地区における取組の推進 ・土地利用転換等の誘導 ●「京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針」に基づく都市基盤整備等の推進 ・道路等設計の実施(R2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者等との協議・調整 継続実施 ・道路等工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画手続の推進、基本設計の実施 ・都市基盤整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事 	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進 事業完了予定(R11)(2029) 事業推進 	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
小杉駅周辺地区整備事業 小杉駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導と支援により、都市型住宅や商業、業務、公共施設などがコンパクトに集約した、市域の中心の位置する広域拠点として、社会変容を踏まえた持続可能な魅力にあふれる都市拠点の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●小杉駅北口駅前地区（駅前広場等）に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者等との協議・調整 ●民間開発の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ○小杉駅北口地区に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者等との協議・調整 ○日本医科大学地区の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・病院完成 ・C地区旧病院解体工事着手 ○小杉駅東部地区の地区計画に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導・支援 ●総合自治会館跡地等の活用や周辺まちづくりの取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用方針の策定（R1） ・総合自治会館跡地活用事業の工事着手 ・周辺まちづくりの動向を踏まえた調整・誘導 ●公共的空間を活用した滞在環境の向上に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・道路等を活用した社会実験の実施・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画手続等の推進 ・都市計画手続等の推進 ・解体工事完了、新築工事着手 ・取組の推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画手続等の推進 ・工事完了 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 	
小杉駅交通機能強化等推進事業 武蔵小杉駅の利用者増加に伴う駅及び駅周辺の混雑状況に対して、鉄道事業者等と連携して安全性・利便性の向上に向けた交通機能の強化等の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●武蔵小杉駅及び駅周辺交通機能強化等に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○安全性・利便性向上に向けた抜本的な対策に関する取組の推進 ・新規改札口設置及びJR横須賀線下りホーム新設に関する協議・調整及び取組の推進 ・新規改札口への新たなアクセスルートに関する協議・調整及び整備の推進 ○周辺地区整備と連携した鉄道事業者等との協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・下りホーム供用開始 ・新規改札口供用開始 ・新たなルートの供用開始 ・事業推進 ・事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 	
新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業 新百合ヶ丘駅周辺地区については、横浜市高速鉄道3号線延伸や社会変容等の環境変化を踏まえ、豊かな自然や地域資源を活かしながら、民間活力による土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化を図るための総合的な取組を推進することで、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●駅周辺地区のまちづくりに向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方の取りまとめ ●民間開発の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用転換等の誘導 ●駅周辺における公共空間の利活用による賑わいの創出等に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・検討・調整、試行的な取組の実施 ●小田急電鉄との包括連携協定に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・検討・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方に基づく交通結節機能の強化の検討 ・基本的な考え方に基づく誘導 ・事業化に向けた取組の検討 ・駅周辺の魅力の増進に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり方針策定に向けた検討・調整 ・まちづくり方針の策定 ・事業化に向けた取組の検討 ・事業化に向けた取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の推進 ・まちづくり方針に基づく誘導 ・事業推進 ・事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 ・事業推進 	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価

施策4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備



KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 交通結節点である鉄道駅を中心とした地域生活拠点では、市街地開発事業等により商業、業務、都市型住宅等の機能の集積を図るとともに、バリアフリーに配慮した交通広場等の都市基盤の整備等を行うことで、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約した拠点の形成に向けてまちづくりを進めています。
- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区では、土地区画整理事業が終盤を迎えるとともに、令和3（2021）年7月に「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」を策定し、更なるまちの魅力や賑わい創出に向けた取組を推進しています。また、鷺沼駅周辺地区では、平成31（2019）年3月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定し、再開発の機会を捉えた、宮前区全体の将来を見据えた取組を推進しています。
- 鉄道沿線を中心に展開する生活行動圏では、広域拠点等の整備の波及効果を効率的かつ効果的に活用するため、それぞれのエリアの特性を活かした身近なまちづくりを推進しています。
- 広域拠点や地域生活拠点以外の交通利便性が高い身近な駅周辺では、各鉄道業者との包括連携協定の締結などを通じ、鉄道を軸に、地域の特性や課題に応じた沿線地域のまちづくりを進めています。

登戸土地区画整理事業の進捗状況

	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	令和3年度 (2021年度)
仮換地 指定率	59.1%	75.2%	94.8%
宅地使用 開始面積率	43.5%	55.3%	79.2%

資料：まちづくり局調べ

2 施策の主な課題

- 地域生活拠点等では、社会変容を踏まえつつ、それぞれの地域特性や個性を活かし、安全・快適で利便性が高く多様なライフスタイルに対応した都市機能がコンパクトに集約するまちづくりを推進していくことが求められています。市街地開発事業等により、複合的な都市機能の集積とともに、都市基盤の整備に取り組む必要があります。
- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区では、生田緑地や多摩川など豊かな自然環境や文化施設等のまちのポテンシャルと民間活力を活かした拠点形成を図る必要があります。また、鷺沼駅周辺地区では、社会変容を踏まえつつ、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化による、宮前区全体の活性化を促す「核」としての拠点の形成を図る必要があります。
- 鉄道沿線に展開する生活行動圏では、拠点整備の効果を効率的かつ効果的に沿線地域へ波及させていくとともに、それぞれの特性を活かした身近なまちづくりが求められています。地域の特性や課題に応じた交通や生活の利便性の充実など、地域住民の暮らしを支える取組を進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 利便性が高く多様なライフスタイルに対応した都市機能の集積や交通結節機能の強化などをめざした市街地再開発事業等による地域生活拠点の整備
- ★ 地域特性に応じた多様な主体との連携による鉄道沿線まちづくりの推進と身近な駅周辺等の整備

4 直接目標

- 新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅周辺人口（川崎市統計書）	17.5万 人 (平成26 (2014) 年度)	19.2万 人 (令和3 (2021) 年度)	17.6万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	18.4万 人以上 (令和3 (2021) 年度)	19.6万 人以上 (令和7 (2025) 年度)
地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅平均乗車人員（川崎市統計書・鉄道会社公表資料）	47.3万 人/日 (平成25 (2013) 年度)	35.7万 人/日 (令和2 (2020) 年度)	47.8万 人/日以上 (平成28 (2016) 年度)	49.5万 人/日以上 (令和2 (2020) 年度)	50.0万 人/日以上 (令和6 (2024) 年度)
拠点駅周辺をさまざまな施設が充実した回遊性の高いまちと想う人の割合（市民アンケート）	第3期実施計画から新たに設定	48.6 % (令和3 (2021) 年度)	-	-	50 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状		事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業 新川崎駅・鹿島田駅周辺地区については、大規模な土地利用転換を契機とし、商業・都市型住宅・研究開発機能等の集積を図り、利便性の高い拠点形成に向けた取組を推進します。	●新川崎地区地区計画に基づく土地利用誘導の推進 ・協議・調整		継続実施			事業推進
	●鹿島田駅周辺地区における土地利用の誘導 ・協議・調整		継続実施			
	●鹿島田駅前管理地の維持管理 ・適正な維持管理及び 利活用への検討・実施		適正な維持管理及び 地域の賑わい創出の取組の実施			

施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
<p>鷺沼駅周辺まちづくり推進事業</p> <p>鷺沼駅周辺地区については、社会変容を踏まえつつ、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化を図り、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成に向けた取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●鷺沼駅前地区市街地再開発事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ危機を契機とした再開発事業の検証 ・都市計画手続の推進 ●東急との包括連携協定に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・取組の推進 ●鷺沼駅周辺地区の民間開発の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画手続の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画手続の推進、再開発組合設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 駅前街区供用開始予定(R8〔2026〕～R9〔2027〕) ⇒ 北街区供用開始予定(R11〔2029〕～R13〔2031〕) ⇒ 事業推進
<p>登戸土地区画整理事業</p> <p>登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤整備とあわせて、都市機能の強化を促進し、魅力と活力にあふれた市北部の拠点地区の形成を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●整備プログラムに基づく集団移転の活用による整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・集団移転の推進 ・宅地使用開始面積率：79.2% ・都市計画道路等の基盤整備の推進 ・民間の専門知識や経験を活用した円滑な移転交渉等の実施 ●事業の進行管理と換地処分・清算手続の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の着実な推進に向けた進行管理 ・事業計画変更手続の推進 ●多摩区の玄関口にふさわしいまちの賑わい創出に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画変更等によるまちづくり誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地使用開始面積率：83% ・換地計画策定手続の推進 ・清算手続に向けた周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地使用開始面積率：86% ・取組終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地使用開始面積率：95% ・換地計画策定手続の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転完了 ・宅地使用開始面積率：100% ・整備完了 ・事業計画の変更 ・換地処分 ・清算手続に向けた準備・取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 事業推進
<p>登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業</p> <p>登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、まちづくりに関わる多様な主体と連携し、交通結節機能や自然環境、文化施設等のまちのポテンシャルと民間活力を活かした魅力的な拠点形成に向けた取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」に基づく魅力向上に向けた取組等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○向ヶ丘遊園駅南側まちづくりに向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ビジョンの策定 ・事業化に向けた協議・調整 ○向ヶ丘遊園駅前北地区の民間事業の誘導・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・協議・調整 ○登戸駅前地区の共同化事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業化に向けた協議・調整 ○登戸2号線等における公共空間の有効活用による賑わい創出等に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者協議・調整 ○多摩川や生田緑地等の関連事業と連携した水や緑などの自然が感じられるまちづくりに向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり方針策定に向けた基礎調査 ・関係者協議・調整、民間開発の誘導 ・実施設計の実施 ・都市計画手続や事業化に向けた協議・調整 ・社会実験実施、関係者協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり方針の検討 ・取組終了 ・本格実施に向けた取組の検討 ・取組の方向性の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり方針の策定 ・事業完了 ・事業着手 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 事業推進 ⇒ 事業完了予定(R10)(2028) ⇒ 事業推進 	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
柿生駅周辺地区再開発等事業 柿生駅周辺地区については、駅を中心に民間活力を活かした再開発事業を誘導し、商業や都市型住宅等の都市機能の集積、交通結節機能の強化に向けたまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「柿生駅周辺地区まちづくりビジョン」に基づく事業推進 <ul style="list-style-type: none"> ・北口、南口地区のまちづくりの誘導 ・駅南北地区の連携に向けた検討 ●柿生駅前南地区市街地再開発事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業化に向けた協議・調整 ●バス暫定広場の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理 	継続実施 継続実施		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画手続や事業化に向けた協議・調整 ・都市計画手続や事業化に向けた手続等の推進 	事業推進	事業推進 事業完了予定(R10)(2028) 事業推進
南武線沿線まちづくり推進事業 南武線沿線の土地利用転換の機会を捉えた戦略的かつ機動的な誘導により、地域資源と民間活力を活かした駅を中心とした魅力あるまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●南武線沿線まちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に合わせたまちづくりの誘導 ●戦略的誘導地区における適切な土地利用の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ○西加瀬地区の民間事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業化に向けた協議調整及び手続 ○鹿島田駅周辺地区における取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業化に向けた協議・調整 ○平間駅周辺地区における取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業化に向けた協議・調整 ●民間開発の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・協議・調整 	継続実施 継続実施 継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・連続立体交差事業の進捗を踏まえた取組の推進 ・取組の推進 	事業推進	事業推進
南武支線沿線まちづくり推進事業 「南武支線沿線まちづくり方針」や「小田周辺戦略エリア整備プログラム」に基づき、賑わいの創出や住環境の改善などによるまちの魅力向上を図り、沿線地域の持続的な発展に向けたまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「南武支線沿線まちづくり方針」に基づく事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づく取組の推進 ●小田周辺戦略エリアにおける取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「小田周辺戦略エリア整備プログラム」の策定(H30) ・エリアの将来像の検討 ・道路機能強化等に向けた協議・調整、取組推進 ・まちのルールづくりに向けた協議・調整(地区計画の検討) ・南部防災センター敷地等の利活用の検討 	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・整備プログラムの検証及び整備プログラムの改定素案の作成 ・エリアの将来像の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備プログラムの改定 ・改定プログラムに基づく取組の推進 ・改定プログラムに基づくまちのルールづくりの推進 ・南部防災センター敷地等の利活用方針の取りまとめ 	取組の推進 取組の推進 取組の推進	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する

1 政策の方向性

- 近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住まい方」に対する関心が高まっています。
- このため、誰もが暮らしやすく、うるおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
居住する地域の住環境（住みやすさ）に満足している市民の割合 (市民アンケート)	59.6%	65.2%	65%以上 <70%以上>
市内に美しい街なみが保たれていると思う市民の割合 (市民アンケート)	29.8%	31.1%	40%以上

< > 内数値は、第 3 期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する

施策4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進

施策4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進

施策4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進



KAWASAKI
SDGs

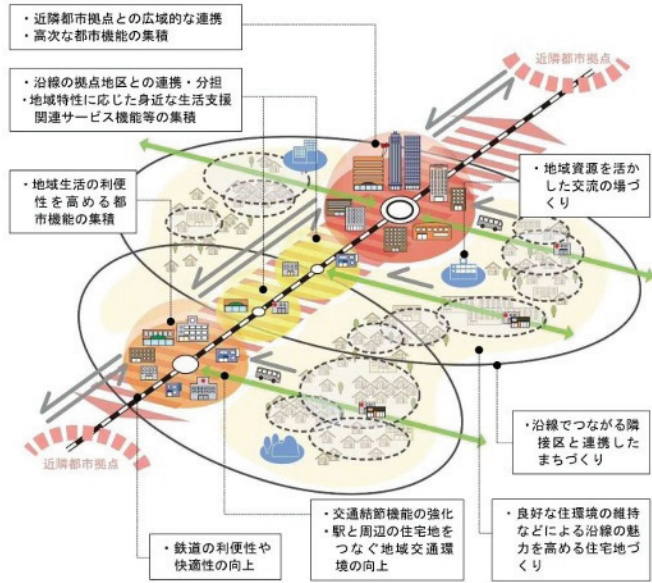
川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



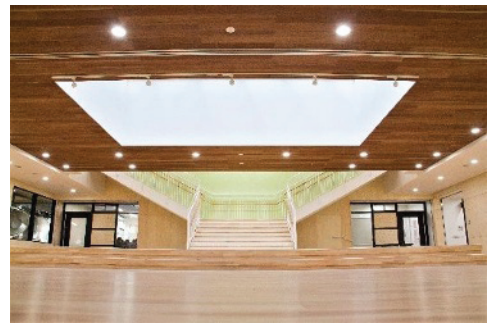
1 これまでの主な取組状況

- 都市拠点や市街地における土地利用にあたっては、少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化と地域特性や地域課題を踏まえ、よりきめ細やかにまちづくりを誘導するため、地区計画等の都市計画手法を有効に活用し、土地利用の適切な誘導を図るとともに、土地区画整理事業や再開発事業等による民間事業支援により、計画的なまちづくりを推進しています。
- ライフスタイルの多様化による、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズに的確に対応するためには、地域課題を適切に把握し、市民と行政の協働を一層推進する必要があることから、「都市計画マスタープラン」全体構想及び区別構想を改定し、生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方を新たに示すなど、将来を展望したまちづくりを推進しています。
- 脱炭素社会の実現に向けて、炭素を固定化し生産過程でも二酸化炭素の排出量を抑制できる国産木材の利用を積極的に促進するとともに、建築物環境配慮制度 (CASBEE川崎) 等を効果的に活用するなど、新たなまちづくりの機会を捉え、環境に配慮した建築物等の普及を促進しています。

生活行動圏の沿線まちづくりイメージ



資料：「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」



建築物の木質化の事例 (小杉小学校)

2 施策の主な課題

- 少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化や激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズや地域課題に的確に対応したまちづくりが求められています。
- 引き続き、既存市街地における良好な住環境の形成に向けた市民との協働による地区計画の策定や、土地区画整理事業や再開発事業等の手法活用による民間事業支援など、計画的なまちづくりを推進する必要があります。

- 脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した建築物の普及や国産木材の利用促進を図る必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 激甚化・頻発化する自然災害の発生や少子高齢化の進展など社会環境の変化を踏まえた持続可能で計画的なまちづくりの推進
- ★ 脱炭素社会や持続可能なまちの実現に向けた、良好な市街地環境の形成や環境に配慮した建築物の普及促進

4 直接目標

- 都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物 [※] の割合 (まちづくり局調べ)	17 % (平成26 (2014) 年度)	19.3 % (令和2 (2020) 年度)	19 %以上 (平成29 (2017) 年度)	21 %以上 (令和3 (2021) 年度)	23 %以上 (令和7 (2025) 年度)
市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数 (まちづくり局調べ)	6 件 (平成26 (2014) 年度)	11 件 (令和3 (2021) 年度)	7 件以上 (平成29 (2017) 年度)	9 件以上 (令和3 (2021) 年度)	13 件以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
都市計画マスタープラン等策定・推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●「都市計画マスタープラン」に基づく計画的なまちづくりの推進 ・区別構想の改定完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理、誘導 				事業推進
<p>「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを推進するとともに、激甚化・頻発化する自然災害や少子高齢化の更なる進展に備え、持続可能な都市経営の実現に向けて、適正な都市機能や居住のあり方を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害の激甚化・頻発化や少子高齢化の更なる進展を踏まえた都市機能等の立地適正化に向けた誘導 ・調査・検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・誘導の考え方の取りまとめ ・制度の普及啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の推進 	

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
地域地区等計画策定・推進事業 地域特性に応じた良好な市街地環境の創出に向けて、用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等による計画的なまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画決定及び変更などの計画的なまちづくりの推進 ○地域地区や地区計画の決定及び変更等によるまちづくり誘導 ・都市計画手続の推進（生田緑地、鷺沼駅前地区等） ・都市機能の導入や都市環境・都市防災等に配慮した優良な開発計画を誘導するための取組の推進 ・容積率特例制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画手続の推進（鷺沼駅前地区等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画手続の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画手続の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・検証を踏まえた制度の運用 	事業推進
優良建築物等整備事業 老朽化した建物の更新や敷地の共同化の機動的な促進により、良好な市街地環境の形成や地域の活性化、市街地の防災性及び安全性の向上に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●優良建築物等の整備事業の推進 ・戸手4丁目北地区の事業調整 ・新規地区・相談地区の協議・調整 	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手 			事業完了予定(R8)(2026)事業推進
建築物環境配慮推進事業 高い省エネ性能を有するなど環境への配慮に関する自主的な取組を促し、環境負荷の低減を図り、環境配慮建築物が評価される市場の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）」の適正かつ効率的な運用 R2届出件数に占めるB+ランク以上の割合：57% ●環境配慮建築物に関する普及・啓発 R2説明会等実施回数：2回 	<ul style="list-style-type: none"> 届出件数に占めるB+ランク以上の割合：57%以上 ・評価システム及びマニュアルの変更 説明会等実施回数：4回 ・制度普及に向けた手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 届出件数に占めるB+ランク以上の割合：57%以上 説明会等実施回数：4回 ・制度普及に向けた手法の検討、取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 届出件数に占めるB+ランク以上の割合：57%以上 説明会等実施回数：4回 ・制度普及に向けた手法の検討、取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 届出件数に占めるB+ランク以上の割合：57%以上 説明会等実施回数：4回 ・制度普及に向けた手法の検討、取組の推進、取組の検証 	事業推進
木材利用促進事業 脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に資する国産木材の利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●公共建築物における木材の利用促進に関する取組の推進 ○公共建築物等木材利用促進方針に基づく取組の推進 ・法改正を踏まえた方針の見直しの検討 ○公共施設木質化リノベーションの実施 ・ナノ・マイクロ産学官共同研究施設(NANOBIIC)の木質化 ●木材利用促進フォーラム等を活用した民間建築物等の国産木材利用促進 ・フォーラム活性化に向けた取組の検討 ・木材利用促進事業補助制度の実施、制度見直しの検討 ●林産地をはじめとした他都市と連携した取組の実施 ・脱炭素啓発と連携した地方創生に資する木材利用促進イベント等の実施 イベント参加者数：367人 	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正等を踏まえた方針の見直し ・木質化リノベーションの推進 ・フォーラム活性化に向けた取組の構築 継続実施 ・緑化フェアと連携した取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の推進 ・取組の検証 ・制度の見直し、新たな制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の検証 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 本市の景観施策のマスタープランである「景観計画」の改定を行うとともに、景観施策の情報提供や啓発、景観改善等の取組への支援を行い、市民・事業者・行政との協働による良好で個性と魅力にあふれた景観づくりを推進しています。また、小杉駅周辺地区等において、本市の広域拠点にふさわしい都市景観の形成の誘導を図るため、「景観計画特定地区」の指定や区域拡大等を行いました。



個性と魅力あふれる良好な景観形成

- 地域の課題解決などに向けて、市民と行政の協働により、それぞれの地域の特徴を活かしたまちづくりの取組が求められていることから、市民の主体的なまちづくり活動に向けた誘導・支援の一層の充実を図り、地域ニーズに応じた市街地環境の形成を進めています。

2 施策の主な課題

- 地域の個性や地域資源を活かした個性と魅力にあふれる良好な景観形成の継続的な推進に加え、公共空間の利活用等の新たな取組や景観をめぐる社会環境の変化への対応が求められています。
- 地域ニーズ等に応じたきめ細やかな市街地環境の形成に向け、市民の主体的なまちづくり活動を誘導する取組や地域の特徴を活かした取組への支援が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 景観をめぐる社会環境の変化に対応した個性と魅力あふれる良好な都市景観形成の推進
- ★ 良好な住環境形成に向けた住民発意の地区まちづくり活動への支援の推進

4 直接目標

- 機能的で美しく、住んでいてこちよい街なみを創出する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
「景観計画」等に位置づけられる景観形成基準が遵守されている割合 (まちづくり局調べ)	15.5 % (平成26 (2014) 年度)	28.6 % (令和2 (2020) 年度)	22 %以上 (平成29 (2017) 年度)	31 %以上 (令和3 (2021) 年度)	41 %以上 (令和7 (2025) 年度)
「地区まちづくり育成条例」に基づく登録・認定団体の累計件数 (まちづくり局調べ)	12 件 (平成26 (2014) 年度)	28 件 (令和2 (2020) 年度)	16 件以上 (平成29 (2017) 年度)	24 件以上 (令和3 (2021) 年度)	32 件以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
都市景観形成推進事業 景観法に基づく「景観計画特定地区」の指定や都市景観条例に基づく「都市景観形成地区」の指定などにより、個性と魅力にあふれた良好な街なみ形成を推進します。また、新たな技術による広告などの適切な景観誘導に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市拠点等における「景観計画特定地区」の指定・拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・指定・拡大等の推進 (武蔵小杉周辺景観計画特定地区の拡大 (H30)) 地区指定面積：152.9ha ●「都市景観形成地区」における市民による地域特性に応じた良好な街なみづくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民への支援 継続実施 ●景観施策の情報提供・啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2イベント参加者数：21人 ・景観まちづくり意識普及イベントの開催 ●「景観計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定 (H30) ・取組の推進、進行管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定・拡大等の推進 ・鷺沼駅周辺地区の指定に向けた検討 ・鷺沼駅周辺地区の指定 地区指定面積：152.9ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・鷺沼駅周辺地区の指定 地区指定面積：155.2ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定・拡大等の推進 地区指定面積：155.2ha 	事業推進	
景観形成誘導推進事業 良好な景観形成に向けて、景観法や都市景観条例等に基づく届出制度を活用し、建築物等に対し適切な指導・誘導を行うとともに、街なみ誘導助成等の活用や景観分野の専門家からの助言を活かす景観アドバイザー制度により建築物等のデザイン誘導などの支援・誘導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●景観法に基づく届出の適切な指導・誘導 <ul style="list-style-type: none"> R2指導・誘導件数：135件 ●都市景観条例に基づく届出の適切な指導・誘導 <ul style="list-style-type: none"> R2指導・誘導件数：36件 ●都市景観形成地区等における地域特性を活かした良好な街なみ形成の促進 <ul style="list-style-type: none"> ○工事等費用の一部助成の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2助成件数：1件 ●良好な街なみ形成に向けた建築物等の景観誘導 <ul style="list-style-type: none"> ○景観法に基づく事前協議制度の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・制度構築 事前協議件数：12件以上 ○アドバイザー制度の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・制度構築 活用件数：12件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 指導・誘導件数：135件以上 指導・誘導件数：30件以上 助成件数：1件 事前協議件数：12件以上 活用件数：12件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 指導・誘導件数：135件以上 指導・誘導件数：30件以上 助成件数：1件 事前協議件数：12件以上 活用件数：12件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 指導・誘導件数：135件以上 指導・誘導件数：30件以上 助成件数：1件 事前協議件数：12件以上 活用件数：12件以上 	事業推進	
地区まちづくり推進事業 「地区まちづくり育成条例」に基づき、市民発意の地区まちづくりを行うグループ (団体) に対して、地域特性に応じた良好な住環境の形成に向けたまちづくりルールの策定等の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「地区まちづくり育成条例」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○地区まちづくりグループの登録、地区まちづくり組織・地区まちづくり構想の認定 <ul style="list-style-type: none"> R2登録・認定件数：3件 ○住民発意の地区まちづくり活動の支援に関する周知啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2周知啓発活動件数：7件 	<ul style="list-style-type: none"> 登録・認定件数：2件以上 周知啓発活動件数：7件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 登録・認定件数：2件以上 周知啓発活動件数：7件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 登録・認定件数：2件以上 周知啓発活動件数：7件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 登録・認定件数：2件以上 周知啓発活動件数：7件以上 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

政策4-7 総合的な交通体系を構築する

1 政策の方向性

- 本市は、地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っています。一方で超高齢社会の進展は、今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。
- このようなことから、空港や新幹線などの広域交通機関の動向を踏まえながら、首都圏の経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上に大きく寄与する広域交通の円滑化及び地域交通環境の整備など、民間活力や既存施設を最大限に活用し、鉄道・バス・自動車・自転車・歩行者等の総合的な交通体系を構築します。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
交通利便性の高いまちだと思ふ市民の割合 (市民アンケート)	62%	67.2%	70%以上

3 施策の体系

政策4-7 総合的な交通体系を構築する

施策4-7-1 広域的な交通網の整備

施策4-7-2 市域の交通網の整備

施策4-7-3 身近な交通環境の整備

施策4-7-4 市バスの輸送サービスの充実

施策4-7-1 広域的な交通網の整備



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 「総合都市交通計画」に基づき、首都圏や本市における交通の円滑化や都市機能の向上を図る広域的な交通網の整備を推進するとともに、公共交通の利用促進に取り組んでいます。
- 鉄道事業者や周辺自治体等と連携し、横浜市高速鉄道3号線の延伸や既存鉄道路線の機能強化などによる鉄道ネットワークの形成、輸送力増強及びオプピーク通勤等による混雑緩和に向けた取組を推進しています。
- 首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的な道路ネットワークの形成や、市内の交通混雑の解消及び沿道環境の改善、災害時における物資輸送を支えるネットワークの確保のため、国道357号など広域的な幹線道路網整備の取組を推進しています。



主な鉄道路線ネットワーク



首都圏3環状道路の整備状況

2 施策の主な課題

- 新型コロナウイルス感染症の流行を契機として生じた社会変容をはじめとして、働き方やライフスタイルの多様化、脱炭素化や社会のデジタル化、高齢化の進展など、社会経済状況が大きく変化していることから、こうした状況を注視しながら、鉄道・道路網や交通環境の整備等の取組を進める必要があります。
- 首都圏における本市の地理的優位性や放射・環状方向の鉄道・道路網を最大限に活かした、市内外の拠点間の連携を推進する交通機能の強化や首都圏の都市機能・経済活動を支える交通網の整備が引き続き求められています。

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進化管理・評価

3 施策の方向性

- ★ 鉄道事業者や周辺自治体等との連携による鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進
- ★ 本市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの形成に向けた取組の推進

4 直接目標

- 首都圏における円滑な交通網を整える

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
都市拠点 ^{※1} から羽田空港までの 平均所要時間 (まちづくり局調べ)	44 分 (平成24 (2012) ・17 (2005) 年度)	45 分 (平成29 (2017) ・27 (2015) 年度)	⇒	⇒	約 20 %以上 短縮 ^{※2} (令和14 (2032) 年度)
JR南武線の最混雑時間帯における 混雑率 (国土交通省鉄道関係統計デー タ)	195 % (平成26 (2014) 年度)	120 % (令和 2 (2020) 年度)	⇒	185 %以下 (令和 3 (2021) 年度)	180 %以下 ^{※2} (令和14 (2032) 年度)

※ 1 都市拠点：本市の広域拠点及び地域生活拠点であり、臨空・臨海都市拠点は含みません。

※ 2 総合都市交通計画における目標値を成果指標としています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標				
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
総合交通計画調査事業 本市の総合的な交通体系や 交通施策の基本方向等を示 す「総合都市交通計画」に 基づき、社会環境の変化を 踏まえながら取組を推進する とともに、東京都市圏総合都 市交通体系調査を実施し、 広域的な交通における課題 の把握と分析を行います。	●「総合都市交通計画」に基づく総合的かつ持続可能な交通政策の推進 ・社会環境の変化や交通関係調査等を踏まえた計画の全体見直しに向けた検討			・計画の全体見直し	・取組の推進、進捗管理	事業推進
	●東京都市圏総合都市交通体系調査の実施 ・第 6 回東京都市圏 物資流動調査の計 画・準備	・第 6 回東京都市圏 物資流動調査の事前 準備	・第 6 回東京都市圏 物資流動調査の本体 調査	・第 6 回東京都市圏 物資流動調査の補完 調査	・第 6 回東京都市圏 物資流動調査の結果 取りまとめ	

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
鉄道計画関連事業 市内の鉄道ネットワークの形成に向け、鉄道事業者等と連携した取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道事業者や他自治体等と連携した鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市高速鉄道3号線の延伸に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業化判断を踏まえた調査・検討、関係機関との協議・調整 ・横浜市や鉄道事業者等の関係機関との協議・調整 ○ 小田急小田原線・東急田園都市線の複々線化に関する調整 <ul style="list-style-type: none"> ・調整・要望 ● 鉄道輸送力増強の促進等に向けた関係事業者との調整 <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送サービスの改善による混雑緩和・利便性向上に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・協議・調整 ○ 通勤通学時間帯におけるオフピーク通勤等の取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治体、鉄道事業者、民間企業等との連携による取組の推進 					事業推進
広域幹線道路整備促進事業 首都圏全体の都市構造の形成や本市の交通機能強化を図るため、効率的・効果的な取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 国直轄道路事業の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・国道409号ほか4路線の整備等に向けた協議調整 ● 国道357号の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・多摩川トンネル区間の整備促進 ● 川崎駅周辺の交通円滑化対策に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・協議調整 ● 高速道路料金の更なる利用しやすい料金体系の実現に向けた国等関係機関との調整 <ul style="list-style-type: none"> ・協議調整 		継続実施			事業推進
川崎縦貫道路の整備事業 社会環境の変化などを踏まえ、広域的なネットワークの形成に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● I期事業の高速部（大師～国道15号間）の整備再開に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議調整 ● I期事業の国道409号（殿町～国道15号間）の街路先行整備の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議調整及び整備の促進 ● 社会環境の変化等を踏まえた、II期計画（国道15号～東名高速間）の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議調整 		継続実施			事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策4-7-2 市域の交通網の整備



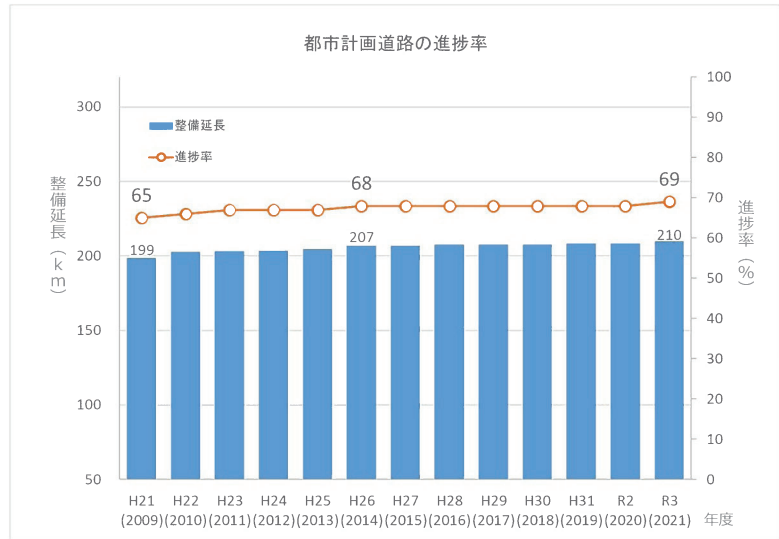
KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 市民生活や経済活動を支える幹線道路は、「道路整備プログラム」に基づき、客観的な指標を用いて整備効果の高い道路を選定し、「選択と集中」による効率的・効果的な整備を進めています。
- 交通渋滞の基本的な対策である道路ネットワークの形成には一定の期間を要することから、交差点改良など局所的かつ即効的な対策等により、効率的・効果的に渋滞緩和を図っています。
- 「開かずの踏切」は交通渋滞の原因、高齢者や児童の安全性や地域の生活利便性の低下、一体的なまちづくりの障害となるなど、さまざまな課題の要因となっています。こうした複数の行政課題を抜本的に解決するため、連続立体交差事業の推進など、本市の都市構造やまちづくりにまで効果が広く及ぶ基幹的な都市基盤整備を進めています。



資料：建設緑政局調べ

2 施策の主な課題

- 都市の活力を支える幹線道路等の整備については、交通環境の改善に向け、効率的・効果的に取組を進める必要があります。
- 連続立体交差事業については、今後の社会変容などを見据えた事業の効果や本市の長期的な行政運営の見通しなどを踏まえ、取組を進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 地域特性を踏まえた交通環境の改善や事業効果の早期発現に資する効率的・効果的な幹線道路等の整備の推進
- ★ 今後の社会変容等も踏まえた都市交通の円滑化や地域分断の解消、地域資源を活かした沿線まちづくりと連携した連続立体交差事業の計画的な推進

4 直接目標

- 自動車での市内交通を円滑化する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
都市計画道路進捗率 (建設緑政局調べ)	68 % (平成26 (2014) 年度)	69 % (令和 3 (2021) 年度)	⇒	69 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	71 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
市内幹線道路における混雑時 (朝タピーク時) の平均走行速度 (建設緑政局調べ)	16.9 km/h (平成26 (2014) 年度)	15.9 km/h (令和 3 (2021) 年度)	⇒	⇒	17.8 km/h以上 (令和 7 (2025) 年度)
JR南武線連続立体交差事業に係る 用地買収の進捗率 (建設緑政局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	0 % (令和 3 (2021) 年度)	—	—	25 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
都市計画道路網調査事業 将来の都市構造を支える、適切な都市計画道路網の構築に向けた取組を進めます。	●「都市計画道路網の見直し方針」を踏まえた取組の推進 ○見直し候補路線に関する取組の推進 ・野川柿生線変更の都市計画手続に向けた取組の推進 ・南幸町渡田線変更の都市計画手続に向けた取組の推進 ・中瀬線廃止の都市計画手続に向けた取組の推進 ○公共交通の強化に向けたモデル路線における取組の推進 ・バスベイ設置や交差点改良に向けた検討・調整	・都市計画手続 ・道路改良工事の進捗を踏まえた取組の推進 継続実施				事業推進
道路計画調査事業 「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進めます。	●「道路整備プログラム」に基づく取組の推進 ・プログラムの見直し ●緊急渋滞対策の取組の推進 ・第 4 次緊急渋滞対策の策定 ●基礎データ構築に向けた交通量調査等の実施 ・調査・分析 ・道路交通センサの実施 ・新技術の調査の実施	・プログラムに基づく進捗管理 ・対策の進捗管理 継続実施			・向丘出張所バス停に関する調整 ・調整結果を踏まえた取組の推進	事業推進 ・今後の取組の検討

施策 4-7-2 市域の交通網の整備

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
道路改良事業 都市計画道路などの幹線道路を整備することで、骨格となる幹線道路ネットワークの形成、広域拠点や交通結節点の機能強化及び道路の防災・安全性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路の整備推進 ○国道409号の整備 ・市ノ坪、小杉、小杉御殿町Ⅰ期・Ⅱ期、北見方工区 ○丸子中山茅ヶ崎線の整備 ・小杉御殿、野川(高津)工区 ○宮内新横浜線の整備 ・宮内、子母口工区 ○東京丸子横浜線の整備 ・市ノ坪工区 ○世田谷町田線の整備 ・登戸、片平、上麻生Ⅰ期・Ⅱ期工区 ○尻手黒川線の整備 ・Ⅳ期工区 ○その他都市計画道路の整備 ・整備推進(9路線) ・川崎府中(栴形・生田工区)、登戸2号線(多摩沿線工区)完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備推進 ・整備推進 ・整備推進 ・整備推進 ・整備推進 ・整備推進 ・整備推進 ・整備推進 ・整備推進 			<ul style="list-style-type: none"> ・市ノ坪工区完成 ・小杉御殿工区完成 ・子母口工区完成 ・市ノ坪工区完成 ・片平、上麻生Ⅰ期工区完成 ・Ⅳ期工区完成 ・荻宿小田中線(Ⅲ期工区)、野川柿生線(王禅寺工区)、横浜生田線(水沢工区)完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進 → → → → → → → →
渋滞対策事業 早期に効果発現が期待できる交差点改良などの渋滞対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●交差点改良などの緊急渋滞対策の実施 ・第3次緊急渋滞対策の実施(丸子橋交差点ほか1か所) ・関係機関との協議調整及び協議結果を踏まえた第4次緊急渋滞対策の推進(南幸町二丁目交差点ほか) ・対策実施箇所の効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> → → → 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次緊急渋滞対策の完了 → → 		<ul style="list-style-type: none"> ・第4次緊急渋滞対策の完了 → 	<ul style="list-style-type: none"> → → →
橋りょう整備事業 橋りょうの新設・架替により道路ネットワークの形成・強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●橋りょう整備に向けた取組の推進 ・(仮称)等々力大橋の整備推進 ・末吉橋の整備推進 	<ul style="list-style-type: none"> → 継続実施 			<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)等々力大橋完成 → 	<ul style="list-style-type: none"> → →
京浜急行大師線連続立体交差事業 渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向け、長期的な事業を進める中で生じる社会変容等に適切に対応しながら、京浜急行大師線の連続立体交差を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●1期①区間(小島新田駅～東門前駅)の事業推進 ・工事推進 ●1期②区間(東門前駅～川崎大師駅 鈴木町すり付け)の事業推進 ・事業費縮減や工期短縮に向けた検討 ●2期区間(川崎大師駅～京急川崎駅)の都市計画変更に向けた取組の推進 ・都市計画変更に向けた調整 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完成 ・検討結果及び事業再評価に基づく取組の推進 ・都市計画変更(2期別線区間) 		<ul style="list-style-type: none"> → → → 	<ul style="list-style-type: none"> → → →

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
JR南武線連続立体交差事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向け、長期的な事業を進める中で生じる社会変容等に適切に対応しながら、JR南武線の連続立体交差化を進めます。 </div>	●連続立体交差事業の事業化に向けた取組の実施 ・事業費縮減や事業期間短縮に向けた検討 ・取組方針決定 ・国等関係機関との調整		・都市計画手続等の推進	・用地買収等の事業推進		事業推進	
	●踏切の暫定対策の検討 ・踏切の暫定対策の検討		・鉄道事業者と連携した踏切遮断時間の短縮に向けた取組等の推進 ・関係機関と連携した踏切の安全利用促進に向けた啓発活動等の実施				
	●関連して整備する都市計画道路事業の事業化に向けた取組の実施		・関連事業と連携した取組の推進 ・都市計画手続等の推進				
				・用地買収等の事業推進			

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策4-7-3 身近な交通環境の整備



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 高齢化の進展等を背景に、地域公共交通に対するニーズの多様化や輸送需要の変化が進む中で、交通事業者や市民等の地域関係者と連携して、令和3（2021）年3月に「地域公共交通計画」を策定しました。また、地域住民が主体となったコミュニティ交通に対する検討を支援し、宮前区において多様な主体との連携による新たな交通手段が導入されるなど、地域交通の整備に向けた取組を推進しています。
- 令和2（2020）年2月に策定した「自転車活用推進計画」に基づき、安全、安心、快適に利用できる移動環境の充実に向けて、自転車通行環境の整備を推進するとともに、身近な移動手段の一つとして自転車の利用促進に取り組んでいます。



商業施設との連携による送迎車の導入事例
(宮前区白幡台地区)



自転車通行環境の整備 (川崎区新川通り)

2 施策の主な課題

- 高齢化の進展や輸送需要の変化、運転手不足の深刻化など、地域公共交通を取り巻く環境変化等を踏まえ、行政が主体となり、交通事業者や市民とともに効率的・効果的な路線バスネットワーク形成に向けて取り組んでいく必要があります。また、コミュニティ交通については、地域の特性を踏まえ、多様な主体との連携や新技術等の活用によるさまざまな運行手法の導入をより一層進める必要があります。
- 自転車利用のニーズの高まりや社会変容などを踏まえ、安全・安心・快適な移動環境の充実と、まちの魅力向上等に寄与する取組として、一層の通行環境の整備や、自転車のさまざまな活用が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 効率的・効果的な路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進
- ★ 多様な主体等との連携や新技術・新制度を含むさまざまな運行手法の活用によるコミュニティ交通の導入促進等に向けた取組の推進
- ★ 安全・安心でまちの魅力向上等に寄与する自転車活用等の推進

4 直接目標

- 地域の人々が生活しやすい交通環境を整える

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
市内全路線バスの乗車人員数 (1日平均) (川崎市統計書・交通局データ)	316,045 人 (市バス：平成22(2010)～26(2014)年の平均、 民間バス：平成20(2008)～24(2012)年の平均)	32.9万 人 (市バス：平成28(2016)～令和2(2020)年の平均、 民間バス：平成26(2014)～平成30(2018)年の平均)	32.0万 人以上 (市バス：平成25(2013)～29(2017)年の平均、 民間バス：平成23(2011)～27(2015)年の平均)	33.1万 人以上 (市バス：平成29(2017)～令和3(2021)年の平均、 民間バス：平成27(2015)～令和元(2019)年の平均)	34.0万 人以上 (市バス：令和3(2021)～7(2025)年の平均、 民間バス：令和元(2019)～5(2023)年の平均)
コミュニティ交通の利用者総数 (まちづくり局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	10.9 万人 (令和元(2019)年度)	—	—	12.5 万人以上 (令和7(2025)年度)
自転車に関わる交通事故件数 (神奈川県警察交通年鑑)	1,097 件 (平成26(2014)年)	947 件 (令和2(2020)年)	1,060 件以下 (平成29(2017)年)	980 件以下 (令和3(2021)年)	900 件以下 (令和7(2025)年)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
地域公共交通推進事業 「地域公共交通計画」に基づき、地域の特性や路線バスの利用実態、社会実態等を踏まえ、効率的・効果的な路線バスネットワーク形成をはじめとする地域交通環境の向上に向けた取組を進めます。	●「地域公共交通計画」に基づく取組の推進 ○計画に基づく取組の推進と進行管理 ・計画の策定(R2)	・進行管理		・計画の見直しに向けた検討	・計画改定	・事業推進
	・地域公共交通活性化協議会での協議を踏まえた取組の推進	継続実施				
	○効率的・効果的な路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進 ・路線の効率化等に向けたバス事業者等との協議・調整 ・基盤整備等を踏まえた新規路線・路線見直しの検討	継続実施				
	・路線バスの利用実態調査の検討	・路線バスの利用実態調査の実施	・路線バスの利用実態調査結果の集計・分析	・新規路線・路線見直し(大師橋駅)	・新規路線・路線見直し(登戸地区)	
	○快適で利用しやすい輸送環境整備に向けた取組の推進 ・整備に向けた協議・調整	継続実施				

施策 4-7-3 身近な交通環境の整備

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
地区コミュニティ交通導入推進事業 「地域公共交通計画」に定めるコミュニティ交通の導入に向け、地域特性に応じて多様な主体と連携しながら、新技術等も活用したさまざまな運行手法の導入を図り、柔軟できめ細かな移動手段の確保に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●行政主導により民間事業者等と連携した新たな取組の全市展開 <ul style="list-style-type: none"> ○新たな制度やICT等、さまざまな運行手法の活用に向けた取組の推進 ・方向性の取りまとめ、支援制度の創設 ●「地域交通の手引き」に基づくコミュニティ交通の導入に向けた地域協議会等への支援等の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・手引きの改定 ・新たな手引きに基づく取組の推進 ●多様な主体との連携によるコミュニティ交通導入の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・白幡台地区における導入(R1) ・取組の検討(生田山の手地区等) ・新たな地区の検討・推進 ●コミュニティ交通導入済みの地区における利用促進に向けた地域協議会等の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高石地区、長尾台地区等における取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・手法の検討、実証実験等を通じた取組の推進 ・新たな支援制度の導入及び市民への周知 ・新たな支援制度の運用及び市民への周知 ・取組の検討・推進(生田山の手地区、平・五所塚地区) 継続実施 			<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の見直しに合わせた地域支援の効果検証 	事業推進
バス利用等促進事業 バスの運行情報等の充実による利便性向上など、事業者と連携しながら利用しやすい交通環境整備に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●ICTを活用した更なる情報提供・利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・活用検討、取組の推進 ●バスロケーションシステムの導入及び運行情報の充実に向けた取組の促進 <ul style="list-style-type: none"> R2更新か所数：5か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの普及を踏まえた支援の検討 ・さまざまな手法による運行情報提供の取組の推進 ・新規設置及び既設箇所における機能更新の促進 				事業推進
自転車通行環境整備事業 自転車の通行帯や通行位置等を示す路面表示など地域の状況に応じた整備及び適正な維持管理により、安全・安心・快適に利用できる自転車通行環境の充実に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車通行環境の充実に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の安全対策の実施 ・主要な幹線道路や駅周辺における通行環境整備の推進 ・自転車通行環境の適正な維持管理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の安全対策の完了 		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な幹線道路における通行環境整備の完了 	事業推進
自転車活用推進事業 「自転車活用推進計画」に基づく進行管理と安全・安心でまちの魅力向上等に寄与する身近な自転車の活用をはじめとした自転車施策の総合的な取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車の活用に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく施策の進行管理 ・計画改定 ●シェアサイクル実証実験の実施・効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・計画改定に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画改定 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
駐車施設整備推進事業 建築物の新設等に伴い設置する駐車施設の配置や構造基準等について協議・指導を行うとともに、「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づき、路上荷さばき等の地区課題への対応を図るなど、総合的かつ計画的に駐車対策を推進します。	● 駐車場法及び条例等に基づく路外駐車場や付置義務駐車場の整備促進					
	R2協議件数：148件	・駐車施設設置に関する協議・指導				事業推進
	● 「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づく取組の推進					
	○ 計画に基づく取組の推進、進行管理					
	・計画の策定 (R2)	・取組の推進、進行管理			・取組の検証	
	○ 路上荷さばき等の地区課題に関する取組の推進					
・取組の実施	継続実施					
○ 隔地駐車場規定を活用した取組の推進						
・規定、運用基準等の見直しの検討	・規定見直しの検討、運用基準等の見直し	・規定の見直し	・新たな規定の活用、周知及び広報			
○ 交通を阻害する駐停車抑制に向けた普及啓発						
・普及啓発の実施	継続実施					
	・地域と連携した取組の検討・調整	・地域と連携した取組の推進				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策4-7-4 市バスの輸送サービスの充実



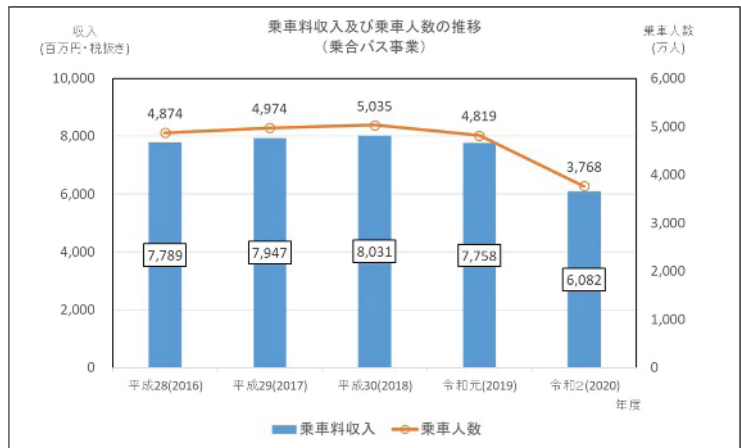
KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 市バスの安全運行を確保するため、運転手実技研修の実施、LED路肩灯・ウインカーチャイムの全車導入、運転手への脳健診等の実施や区役所と連携した交通安全教室の実施など、輸送安全の向上に向けた取組を進めています。
- お客様サービス向上に向け、バスの乗り方や路線図等を英語で記した「市バスガイドマップ」の発行やJR川崎駅中央改札口前への総合案内表示板の設置を行いました。また、外部講師による接遇向上研修の実施、ノンステップバス車両の更新やバス停留所施設の整備・維持管理の実施などの取組を進めています。
- 市バスネットワークを維持・充実するため、「鷺沼駅～聖マリ安娜医科大学前」について、民間バス事業者と共同運行による路線を新設しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響等による事業環境の変化に対応するため、路線の見直しやダイヤ改正を進めています。
- 安定的な事業基盤の構築に向けて、新たな運転手（養成枠）の採用選考の実施や営業所の計画的な整備などの取組を進めています。



資料：交通局調べ



市バスイメージキャラクター「ルフィン」

2 施策の主な課題

- 市バス事業については、新しい生活様式の定着等による利用動向など、事業環境の変化に適応した取組を進めるとともに、一層の輸送安全性の向上やバリアフリー化の推進、都市基盤整備等への対応が必要です。

3 施策の方向性

- ★ 利用実態を踏まえた事業規模への適正化に向けた取組の推進
- ★ 輸送安全性の確保やお客様サービス、移動空間の快適化に向けた取組の推進

4 直接目標

- 安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
有責事故発生件数 (走行距離10万kmあたりの有責 事故発生件数) (交通局調べ)	0.29 件 (平成26(2014)年度)	0.40 件 (令和2(2020)年度)	0.28 件以下 (平成29(2017)年度)	0.28 件以下 (令和3(2021)年度)	0.28 件以下 (令和7(2025)年度)
お客様満足度 (市バスお客様アンケート調査)	55.4 % (平成26(2014)年度)	50.4 % (令和2(2020)年度)	62.5 %以上 (平成29(2017)年度)	68.0 %以上 (令和3(2021)年度)	72.0 %以上 (令和7(2025)年度)
市バスの乗車人数 (1日平均) (交通局調べ)	127,993 人 (平成22(2010)～26 (2014)年の平均)	12.9万 人 (平成28(2016)～令和2 (2020)年の平均)	12.9万 人以上 (平成25(2013)～29 (2017)年の平均)	13.1万 人以上 (平成29(2017)～令和3 (2021)年の平均)	11.5万 人以上 (令和3(2021)～7 (2025)年の平均)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標				
	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度以降
市バス運輸安全マネジメント推進事業 運輸安全マネジメントに基づき、輸送の安全性の向上に向けた取組を実施します。	●運輸安全マネジメントの着実な推進 輸送安全委員会の開催：年4回	輸送安全委員会の開催：年4回	輸送安全委員会の開催：年4回	輸送安全委員会の開催：年4回	輸送安全委員会の開催：年4回	→ 事業推進
	●効果的な事故防止対策の実施 ・事故の発生状況に基づく目標の設定及び重点的対策の実施	継続実施				→
	●事故防止に向けた啓発活動の実施 ・交通安全教室・バリアフリー教室の実施	継続実施				→
	●適切な運行管理の実施 ・運行管理者研修の実施	継続実施				→
	●運行ミス防止対策の実施 ・運行ミス防止対策の実施	・指定交差点及び指定停留所での運行ミス防止対策の実施 ・発生傾向を踏まえた対策の検討・実施				→

施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
市バス安全教育推進事業 輸送の安全を取り巻く状況の変化等に的確に対応した教育及び研修の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●営業所研修(全運転手)の実施 ・営業所研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止研修、法令講習会、非常用具・車椅子等取扱講習、グループワーク研修の実施 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●階層別研修、派遣研修の実施 ・階層別研修・派遣研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転手のキャリアに応じた採用年数別研修の実施 ・エコドライブ指導者研修への派遣 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・実車を用いた実技研修の実施：3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・実車を用いた実技研修の実施：6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・実車を用いた実技研修の実施：6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・実車を用いた実技研修の実施：6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・実車を用いた実技研修の実施：6回 	
市バスネットワーク推進事業 利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●利用実態を踏まえた運行計画の見直し ・利用実態を踏まえたダイヤ改正等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●都市基盤整備に合わせた運行計画の見直し ・都市基盤整備に合わせた運行計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
市バスお客様サービス推進事業 お客様の声やお客様満足度などの変化を踏まえた、お客様に満足いただけるサービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市バスサービス向上推進本部会議の運営を通じた施策の進捗管理・評価・改善によるサービスポリシーの着実な推進 市バスサービス向上推進本部会議の開催：年4回 サービス向上研修：年5回 ・外部講師による接遇研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市バスサービス向上推進本部会議の開催：年4回 ・添乗観察やお客様の声を踏まえたサービス向上研修の実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市バスサービス向上推進本部会議の開催：年4回 	<ul style="list-style-type: none"> 市バスサービス向上推進本部会議の開催：年4回 	<ul style="list-style-type: none"> 市バスサービス向上推進本部会議の開催：年4回 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●添乗観察の実施と個別助言・指導等による継続的なサービスの向上 ・添乗観察：年2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託による添乗観察：年1回以上(全運転手) ・職員による添乗観察(事故惹起者等) 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●「市バスお客様アンケート調査」の実施、調査結果の分析・検証 ・調査の実施、調査結果の分析・検証 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
市バス移動空間快適化事業 バリアフリー化の推進や分かりやすい案内サービスの充実などに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー法に適合した低床バス導入率100%の維持 ノンステップバス車両の更新：16両 	<ul style="list-style-type: none"> ノンステップバス車両の更新：16両 	<ul style="list-style-type: none"> ノンステップバス車両の更新：25両 	<ul style="list-style-type: none"> ノンステップバス車両の更新：29両 	<ul style="list-style-type: none"> ノンステップバス車両の更新：29両 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●市バス運行情報の提供 ・「市バスナビ」の運用 ・タブレット型運行情報表示器の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●バス停留所施設(上屋、標識、ベンチ等)の維持・管理 R2整備実施 上屋：10基 標識：39基 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持・管理 				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
市バス事業基盤強化事業 人材の確保・育成や営業所の計画的整備など、安定的な事業基盤を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ●安定的な事業基盤を支える人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・運転手・整備員の計画的な採用 ・大型自動車第二種免許を有していない若年層（養成枠）の採用選考の実施 ●人材育成に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・職種別研修の実施 ・交通局初任者研修の実施 ●上平間営業所建替整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・整備の推進 	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 整備完了				事業推進
市バス収益性事業 貸切バス事業や広告事業など収益性のある事業に積極的に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●貸切バスの事業推進 <ul style="list-style-type: none"> ・貸切バスの事業推進 ●広告宣伝事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・車内額面貸切広告の実施 	継続実施 継続実施				事業推進
市バス営業所の管理委託事業 限られた経営資源の適正配分による運行の効率化及び市民サービスの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●上平間・井田営業所の管理委託 <ul style="list-style-type: none"> ・管理委託の実施 ●委託営業所の評価・検証 <ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会：年3回 ・委託営業所の評価・検証 ・検証結果等を踏まえた取組の推進 ●委託規模の検討の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・委託規模の検討の実施 	継続実施 継続実施				事業推進
市バス地域貢献事業 地域貢献に向け、社会的要請等に対応した取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●社会的要請等に対応した事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッドバスの導入等による環境対策の推進 ・災害時の迅速な対応に向けた取組の推進 ・その他社会的要請等に対応した事業の推進 	継続実施 継続実施 継続実施				事業推進
市バス経営計画推進事業 交通局内の進捗管理会議等を活用し、経営計画に基づく事業を効果的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市バス事業経営戦略プログラム」の取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムに基づく取組推進 ●市バス事業アドバイザー・ボードの開催 	継続実施 継続実施				事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価

政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

1 政策の方向性

- 経済的な豊かさだけでなく、健康的でうおいのある質の高い暮らしを求めて、スポーツや文化に親しみたいというニーズが高まっています。本市では、「音楽のまち・かわさき」など、これまで培われてきたスポーツ・文化芸術活動が定着するとともに、世界的に評価の高い施設や市民に親しまれる多くの施設があり、これらを地域資源として活かすことは、市民同士の交流や心豊かで温かなコミュニティの形成、さらには都市としての魅力向上にもつながります。
- こうしたことから、東京2020オリンピック・パラリンピックや市制100周年を契機として、スポーツ・文化芸術活動を通じて市民が感動を分かち合うとともに、こうした活動をさらに促進することで、自ら暮らすまちに抱く愛着と誇りを次世代に継承していきます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
スポーツの盛んなまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	47.6%	58.6%	55%以上 <60%以上>
文化・芸術活動の盛んなまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	48%	48.5%	55%以上

< > 内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

施策4-8-1 スポーツのまちづくりの推進

施策4-8-2 市民の文化芸術活動の振興

施策4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進

施策4-8-1 スポーツのまちづくりの推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 競技性の高い種目やウォーキングなどの軽い運動、日常生活で意識的に行う身体活動といったスポーツについて、「スポーツ推進計画」に基づき、身近な地域で気軽に健康づくりができる機会を増やすため、スポーツ協会などの関係団体との連携のもと、各種スポーツ大会やスポーツ教室、スポーツフェスタなどのスポーツ体験イベントの実施、レクリエーション活動の推進、スポーツセンターの管理運営などの取組を進めています。
- 障害の有無にかかわらず誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるため、障害者スポーツ協会などと連携してパラスポーツの振興や普及促進、指導者の育成などに取り組んでいます。
- スポーツを通して仲間とふれあい、地域での交流を楽しめるまちづくりを進めるため、スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の支援や、総合型地域スポーツクラブの育成支援などに取り組んでいます。
- 川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダース、NECレッドロケッツなど、川崎で活躍するトップチーム・トップアスリートのプレーを間近に観る機会を提供するとともに、地域イベントへの参加や地域貢献活動の輪を広げていくことで、スポーツを通して市民が川崎の魅力を楽しみ、シビックプライドを感じることができるスポーツのまちづくりを進めています。
- プレイキンやダブルダッチ、スケートボード、BMXなどの若者による文化を活用し、「若い人が多い」「若者による文化が盛んである」という本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりを進めています。



障害者スポーツ大会（陸上・スラローム競技）



NEC レッドロケッツによるふれあいスポーツ教室



INTERNATIONAL STREET FESTIVAL
KAWASAKI 2021

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

2 施策の主な課題

- 市民の誰もが身近な場所でいつでもスポーツに接することができ、スポーツを身近に感じることができるよう、スポーツを「する」「みる」機会をより充実させるための取組を推進する必要があります。
- スポーツが地域に根つき、地域で自主的なスポーツ活動を活性化させていくため、スポーツ活動を「ささえる」担い手を充実させるための取組を推進する必要があります。
- 身近なスポーツ環境の充実に向けて、スポーツ施設の整備状況や老朽化等の状況、本市の特性を踏まえて、スポーツ活動の推進に必要な場を持続可能な形で提供していくための取組について検討を進める必要があります。
- 「障害などの有無にかかわらず誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」の形成をめざして、パラスポーツをより一層推進する必要があります。
- 「若者による文化が盛んである」という本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるため、市内における各種大会の開催支援・誘致や体験会の開催、施設整備に向けた取組等を通じて、若者文化の盛り上げを推進していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 年齢や性別、障害の有無などにかかわらず誰もが身近な地域でスポーツに親しむまちの形成に向けた、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会の充実と活動の場の持続可能な提供
- ★ 障害などの有無にかかわらずスポーツを共に楽しみ、自分らしく暮らせるまちの形成に向けたパラスポーツの更なる推進
- ★ 新型コロナウイルス感染症など本市を取り巻く環境の変化やそれに伴うスポーツのあり方を踏まえた多様なスポーツ施策の展開
- ★ 若者文化を活用した、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりの推進

4 直接目標

- スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
週1回以上のスポーツ実施率 (市民アンケート・市民文化局調べ※1)	34.8 % (平成27(2015)年度)	50.4 % (令和2(2020)年度)	36 %以上 (平成29(2017)年度)	42.5 %以上 (令和3(2021)年度)	54 %以上 (令和7(2025)年度)
年1回以上の直接観戦率 (市民アンケート・市民文化局調べ※1)	30.4 % (平成27(2015)年度)	23.4 % (令和2(2020)年度)	31 %以上 (平成29(2017)年度)	33 %以上 (令和3(2021)年度)	35 %以上 (令和7(2025)年度)
スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合 (市民アンケート・市民文化局調べ※1)	5.7 % (平成27(2015)年度)	6.1 % (令和2(2020)年度)	6 %以上 (平成29(2017)年度)	8 %以上 (令和3(2021)年度)	10 %以上 (令和7(2025)年度)
スポーツセンター等施設利用者数 (市民文化局調べ)	2,618,847 人 (平成26(2014)年度)	123.9 万人 (令和2(2020)年度)	263万 人以上 (平成29(2017)年度)	276万 人以上 (令和3(2021)年度)	276万 人以上 (令和7(2025)年度)
市障害者スポーツ大会競技参加者数 (市民文化局調べ)	359 人 (平成26(2014)年度)	422 人※2 (令和元(2019)年度)	383 人以上 (平成29(2017)年度)	415 人以上 (令和3(2021)年度)	447 人以上 (令和7(2025)年度)
障害者の週1回以上のスポーツ実施率 (市民文化局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	32.0 % (令和元(2019)年度)	—	—	36 %以上 (令和7(2025)年度)

※1 計画策定時の値は市民アンケートによります。

※2 令和2(2020)年度は大会が中止となったことから、令和元(2019)年度実績値を記載しています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
市民スポーツ推進事業 「スポーツ推進計画」に基づき、市民大会や大規模スポーツ大会を実施するなど、スポーツを「する」「みる」「ささえる」環境づくりを進めます。また、バラスポーツの振興や普及・促進に向けた取組を推進します。	●「スポーツ推進計画」に基づく取組の推進 ・第2期推進計画の策定	・計画に基づく取組の推進			・第2期推進計画第2次実施計画の策定	事業推進
	●スポーツを「する」身近な環境づくり ○かわさき多摩川マラソンの開催、ボランティア等の充実に向けた多様な主体と連携した取組の実施 参加者数：2,123人（オンライン開催）（H30：6,671人）	参加者数：6,671人以上	参加者数：6,671人以上	参加者数：6,671人以上	参加者数：6,671人以上	
	一般ボランティアでボランティアリーダーを担える人材の数：0人（オンライン開催）（H30：7人）	一般ボランティアでボランティアリーダーを担える人材の数：8人以上	一般ボランティアでボランティアリーダーを担える人材の数：9人以上	一般ボランティアでボランティアリーダーを担える人材の数：10人以上	一般ボランティアでボランティアリーダーを担える人材の数：11人以上	
	○各種スポーツ大会等の開催 R2開催回数：22回（H30：56回）	開催回数：56回以上	開催回数：56回以上	開催回数：56回以上	開催回数：56回以上	
	○市内企業等のスポーツ施設の市民開放 ・民間施設開放（5施設）	継続実施				
	○スポーツフェスタなどのスポーツ体験イベントの開催等、スポーツ関係団体等と協働・連携した、市民のスポーツ活動の促進 ・スポーツ活動促進	継続実施				
	○スポーツを通じた市民の健康づくりの取組の検討・実施 ・取組の検討	・取組の実施				
	○スポーツ協会の機能強化に向けた運営体制の調整 ・運営体制の調整	継続実施				
	○スポーツの活動の場の持続可能な提供に向けた取組の実施	・調査・検討		・検討結果の取りまとめ	・検討結果に基づく取組の推進	
	●バラスポーツの普及・促進に向けた取組の推進 ○市障害者スポーツ大会の開催 ・大会の開催・運営	・競技種目へのポッチャ追加（6→7種目）				
	○バラスポーツ推進に向けた小・中学校や高齢者施設などでの体験講座等の取組の実施 R2開催件数：26件	・小・中学校等での体験講座等の実施 ・新たな対象施設等の調査・検討		・検討結果に基づく取組の推進		
	○ポッチャの普及に向けた取組の推進 R2体験会開催数：20回	継続実施				
		・効果的な普及促進に向けた開催方法等の検討		・検討結果に基づく取組の推進		
	○初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の実施 R2講習会受講者数：25人	継続実施				
	●選手・指導者などのスポーツ人材と連携した事業の実施 ○次世代アスリートの強化支援、スポーツ指導者の派遣、競技指導者等の育成支援 R2参加人数：506人（H30：3,802人）	参加人数：3,800人以上	参加人数：3,800人以上	参加人数：3,800人以上	参加人数：3,800人以上	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
地域スポーツ推進事業 スポーツを通して仲間とふれあい、地域での交流や健康づくりが楽しめる環境づくりのため、地域活動の支援や総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各区における地域スポーツ活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・活動の支援 継続実施 → 事業推進 ○スポーツ推進委員育成事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・育成事業の実施 継続実施 → ○スポーツ推進委員の充実にに向けた取組の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・取組の検討 → ・取組の検討及び実施 → ●総合型地域スポーツクラブの活動支援及び自主的運営に向けた育成支援 <ul style="list-style-type: none"> クラブ加入者数： 令和3(2021)年度 4,343人 (H30: 5,382人) → 令和4(2022)年度 4,375人以上 → 令和5(2023)年度 4,750人以上 → 令和6(2024)年度 5,125人以上 → 令和7(2025)年度 5,500人以上 → 					
ホームタウンスポーツ推進事業 本市をホームタウンとして活躍するトップチームやトップアスリートを「かわさきスポーツパートナー」に認定するなど、多様な主体と協働・連携しながらスポーツを通して本市の魅力・活力を高めるまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさきスポーツパートナー等との協働・連携による本市の魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ○市広報媒体の活用等によるかわさきスポーツパートナーのPR <ul style="list-style-type: none"> ・協働・連携による魅力発信 継続実施 → 事業推進 ○川崎プレイングサウンズをはじめとするかわさきスポーツパートナー等による地域イベント、地域貢献活動への参加による魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ・協働・連携による魅力発信 継続実施 → ○「かわさきスポーツアンバサダー認証制度」の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・「かわさきスポーツアンバサダー」の創設及び運用 → ○ふれあいスポーツ教室の開催 <ul style="list-style-type: none"> R2開催回数： 0回 (R1: 35回) → 令和4(2022)年度 34回以上 → 令和5(2023)年度 34回以上 → 令和6(2024)年度 34回以上 → 令和7(2025)年度 34回以上 → ●Jリーグクラブと連携した魅力ある地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○川崎フロンターレ後援会との連携による、市民認知度向上に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎フロンターレと連携した市内外への魅力発信 継続実施 → ○川崎フロンターレによる地域イベント、地域貢献活動への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎フロンターレによる地域貢献活動への参加及び支援 継続実施 → ・川崎フロンターレと川崎区・高津区との連携協定の締結 → ○川崎フロンターレによる小・中学校等での巡回サッカー教室の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2巡回サッカー教室開催回数： 88回 (H30: 125回) → 令和4(2022)年度 120回以上 → 令和5(2023)年度 120回以上 → 令和6(2024)年度 120回以上 → 令和7(2025)年度 120回以上 → ●アメリカンフットボールを活用したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○多様な主体と連携した、アメリカンフットボールの市民認知度向上に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・競技の魅力発信など認知度向上に向けた取組の実施 継続実施 → ○競技普及を目的とした選手やチアリーダーの地域イベントへの参加 <ul style="list-style-type: none"> ・地域イベントへの参加 継続実施 → ○フラグフットボール等の普及に向けた巡回教室、大会の開催 <ul style="list-style-type: none"> R2巡回教室、大会開催回数： 118回 (H30: 186回) → 令和4(2022)年度 150回以上 → 令和5(2023)年度 150回以上 → 令和6(2024)年度 150回以上 → 令和7(2025)年度 150回以上 → ●公式戦などへの市民招待の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○かわさきスポーツパートナーのホームゲームへの市民招待 <ul style="list-style-type: none"> 申込者数： 9,329人 (合計) → 令和4(2022)年度 5,000人以上 (合計) → 令和5(2023)年度 5,000人以上 (合計) → 令和6(2024)年度 5,000人以上 (合計) → 令和7(2025)年度 5,000人以上 (合計) → 					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
若者文化の発信事業 ブレイキンやダブルダッチ、スケートボード、BMXなどの若者による文化を活用し、「若い人が多い」「若者による文化が盛んである」という本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●若者文化の発信によるまちづくりに向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ○INTERNATIONAL STREET FESTIVALの開催支援 参加者数：2,918人(R1：21,000人) → 参加者数：4,000人以上 → 参加者数：5,000人以上 → 参加者数：5,000人以上 → 参加者数：5,000人以上 → 事業推進 ○河川敷や公園などを活用した日常・非日常の施設整備に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・創造発信拠点の整備に向けた取組の実施 → 事業推進 ・創造発信拠点の供用開始 → 事業推進 ・創造発信拠点の運営等を踏まえた検証と施設整備に向けた取組の推進 ・日常・非日常の施設の整備に向けた取組の実施 → 継続実施 ○若者文化の盛り上げに向けた情報発信等 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等を通じた情報発信等の実施 → 事業推進 ・創造発信拠点の活用やイベント等を通じた情報発信等の実施 ○世界的な大会の誘致及び開催支援 <ul style="list-style-type: none"> ・大会誘致及び開催支援に向けた取組 → 継続実施 ○パリ2024オリンピック競技大会を活用した機運醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックに向けた機運醸成イベント等の検討 → 事業推進 ・オリンピックに向けた機運醸成イベント等の開催 → 事業推進 ・オリンピックの開催に合わせた機運醸成イベント等の開催 					
スポーツセンター等管理運営事業 市民の心身の健全な発達やスポーツの普及に向け、子どもから高齢者まで、障害のあるなしにかかわらず、身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツセンター等の運営によるスポーツに親しむ環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツセンター等の体育室・トレーニング室などの利用提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・利用提供の推進 → 継続実施 → 事業推進 ○生涯スポーツの推進に向けたスポーツ教室及びイベント等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室及びイベント等の実施 → 継続実施 ○スポーツセンター等の指定管理者による管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者によるスポーツセンター等の管理運営 → 次期指定管理者の募集・選定（幸・高津・宮前・多摩・麻生スポーツセンター、市武道館） → 新たな指定管理者による管理運営（R8）(2026) ○とどろきアリーナの管理運営及び等々力緑地再編整備事業の実施に伴う一体的管理の開始 <ul style="list-style-type: none"> ・とどろきアリーナの指定期間の延長 → 指定管理者によるとどろきアリーナの管理運営 → 等々力緑地再編整備事業の実施に伴う一体的管理の開始 → 事業推進 ○カルッツかわさきの管理運営及び管理運営に係るPFI導入の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・カルッツかわさきの管理運営 → 次期事業期間に向けた管理運営に係るPFI導入検討の実施 → 検討結果の取りまとめ及びPFI事業終了に向けた調整等の実施（R8）(2026) ●計画的な施設の補修等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・補修等の実施 → 継続実施 → 事業推進 ●カルッツかわさきのホールの運営による文化芸術活動等の機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者によるホールの管理運営 → 継続実施 					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策4-8-2 市民の文化芸術活動の振興



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 誰もが気軽に文化芸術に触れ、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることができるよう、市民が活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民、文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興に向けた取組を進めています。
- 令和3（2021）年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたかわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた取組として、障害者による文化芸術の普及促進など障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動に取り組めるパラアートの環境づくりに向けた取組を進めています。
- 市内の文化関連施設では、文化芸術の創造拠点や市民の活動拠点、本市の魅力発信拠点、文化財の保存活用拠点としての取組を進めています。
- 令和元年東日本台風による浸水被害により現在休館中の市民ミュージアムについては、引き続き被災収蔵品の修復作業等を進めながら、等々力緑地外への移転など、新たな博物館、美術館の整備に向けた検討を進めています。
- 市民の郷土に対する愛着を高め、貴重な文化財を次世代に継承していくため、その調査・研究や保護・活用等の取組を進めています。本市初の国史跡である橋樹官衙（たちばなかんが）遺跡群については、計画的な調査・研究や保存活用計画及び整備基本計画に基づく取組などを行い、市民にその価値を広く伝える取組を推進しています。



©公益財団法人日本オペラ振興会

川崎・しんゆり芸術祭（アルテリカしんゆり）
日本オペラ振興会設立40周年記念
日本オペラ協会公演「魅惑の美女はデスゴッデス！」
／藤原歌劇団公演「ジャンニ・スキッキ」（2021年）



発掘調査現地見学会（橋樹郡家跡）

2 施策の主な課題

- 文化芸術活動を通して、自由で多彩なアイデアが次々と生まれ、寛容で多様性のある豊かな交流によって新たな価値を創造し、社会的課題の解決につなげていくために、誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくり（アート・フォー・オール）に取り組む必要があります。
- 令和6（2024）年の市制100周年や、今後の社会変容を見据え、市民、文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図るとともに、文化芸術を通じた川崎の魅力発信に取り組む必要があります。
- 令和元年東日本台風により市民ミュージアムが浸水し、収蔵品等が被災したことから、被災収蔵品の修復等の作業を進めながら、さまざまな課題を整理し、新たな博物館、美術館の整備に向けた検討を進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくり（アート・フォー・オール）の推進
- ★ 市制100周年や社会変容を見据えた、地域資源を活用した多様な文化芸術活動の推進
- ★ 市内文化関連施設の効率的・効果的な運営と更なる魅力の発信
- ★ 市民ミュージアムの被災収蔵品修復作業等の推進及び新たな博物館、美術館の整備に向けた取組の推進

4 直接目標

- 市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
主要文化施設の入場者数 (市民文化局調べ)	1,269,188 人 (平成26(2014)年度)	57.1万 人 (令和2(2020)年度)	135.6万 人以上 (平成29(2017)年度)	140.5万 人以上 (令和3(2021)年度)	140.5万 人以上 (令和7(2025)年度)
年1回以上文化芸術活動をする 人の割合 (市民アンケート)	14.6 % (平成27(2015)年度)	12.1 % (令和3(2021)年度)	16 %以上 (平成29(2017)年度)	18 %以上 (令和3(2021)年度)	20 %以上 (令和7(2025)年度)
文化・芸術の環境に対する満足度 (市民アンケート)	第3期実施計画 から新たに設定	29.6 % (令和3(2021)年度)	—	—	40 %以上 (令和7(2025)年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
市民文化活動支援事業 市民の参加と文化芸術活動団体等との協働・連携により、障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが気軽に文化芸術に触れ、より多くの市民が文化芸術の楽しさを楽しみ、本市に愛着と誇りを持ち、創造的で人間らしく感性豊かに暮らせる地域づくりを進めます。	●文化団体等と協働・連携した鑑賞・普及事業の実施 ○文化振興団体などの活動に対する支援 ・活動支援の実施 → 継続実施 → 事業推進					
	○川崎市文化財団等と協働・連携した各種文化芸術事業の実施 ・文化芸術事業の実施 → 継続実施 →					
	●文化、芸術等の各分野で顕著な活躍のあった個人・団体への市文化賞等の贈呈 ・市文化賞等の受賞者の選考及び贈呈式の開催 → 継続実施 →					
	●「アート・フォー・オール」に向けた取組の推進 ○アーティスト、開催団体等の多様な主体と連携した取組の実施 ・取組の検討 → ・アート関係者との「対話の場」における検討や、推進モデル事業の実施を通じたプラットフォームの検討 → ・プラットフォームの試行実施 → ・プラットフォームの本格稼働 →					
	・公共施設等を活用した文化芸術活動の検討 → ・市制100周年記念アートイベントの実施 → ・公共施設等を活用した文化芸術活動の実施 →					
	●文化芸術振興計画(第3期)の策定 ・策定に向けた検討 → ・計画の策定 →					
	●バラアート推進事業の実施 ○バラアートプラットフォームの運営支援の実施 ・プラットフォームの運営支援 → 継続実施 → 事業推進					
	○Colorsかわさき展の開催支援 ・展覧会の開催支援 → 継続実施 →					
	●KAWASAKI MURAL ART PROJECTの推進 ・ミューラルアートの展開に向けた取組の実施 → 継続実施 →					
	●各種文化施設の運営支援と施設の計画的な維持・補修の実施 ・ラゾーナ川崎プラザリール等の運営支援、維持・補修の実施 → 継続実施 →					
	・小黒恵子童謡記念館の次期活用準備 → ・小黒恵子童謡記念館貸付期間の更新 →					
	●総合芸術祭「川崎・しんゆり芸術祭(アルテリッカしんゆり)」の開催支援の実施 参加者数：9,574人(R1：30,000人) → 参加者数：26,700人以上 → 参加者数：26,700人以上 → 参加者数：26,700人以上 → 参加者数：26,700人以上 → 事業推進					
	●公募市民と市民オーケストラによる「かわさき市民第九コンサート」の開催 参加者数：1,133人(R1：2,072人) → 参加者数：1,600人以上 → 参加者数：1,600人以上 → 参加者数：1,600人以上 → 参加者数：1,600人以上 →					
	●地名に関する市民講座や調査・研究の実施 ○日本地名研究所と連携した地名講座(現地探訪も含む)の実施 参加者数：146人 → 参加者数：160人以上 → 参加者数：160人以上 → 参加者数：160人以上 → 参加者数：160人以上 →					
	○「川崎地名辞典」改訂に向けた調査・検討 → ・改訂に向けた調査・検討 → ・市制100周年を記念した「川崎地名辞典」の改訂・発行 →					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
文化財保護・活用事業 市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「文化財保護活用計画」等に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進 ・「文化財保護活用計画」に基づく調査・保護・活用事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保護活用計画」の総括と「(仮称)文化財保存活用地域計画」策定に向けた課題整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)文化財保存活用地域計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)文化財保存活用地域計画」に基づく取組の推進 		事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●指定文化財の保存修理等の実施 ・保存修理等実施 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ●専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保 ・保護・活用事業へのボランティアの参加 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ●埋蔵文化財の発掘調査等の実施 ・調査実施 	継続実施				
東海道かわさき宿交流館管理運営事業 東海道川崎宿の歴史、文化を学び、後世に伝え、地域活動・地域交流を推進することで、文化芸術活動を通じた市民相互の交流を進めるため、「東海道かわさき宿交流館」を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●東海道川崎宿の歴史・民俗資料の展示等による地域と連携した江戸文化の発信 ○地域と連携した江戸文化の発信 R2利用者数：23,277人(H30:49,724人) 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数：50,000人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数：50,000人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数：50,000人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数：50,000人以上 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○企画展の実施及び伝統芸能や講演会等の文化イベントの開催 ・企画展の実施 ・伝統芸能や講演会等の文化イベントの開催 	継続実施 継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ○東海道川崎宿起立400年に関する取組及び東海道かわさき宿交流館10周年記念事業の実施 ・東海道川崎宿起立400年に関する取組及び東海道かわさき宿交流館10周年記念事業の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・東海道川崎宿起立400年に関する取組及び東海道かわさき宿交流館10周年記念事業の実施 			
	<ul style="list-style-type: none"> ●東海道川崎宿起立400年を契機とする地域活動の支援や地域交流拠点としての取組の推進 ・地域活動の支援や地域交流拠点としての取組の実施 	継続実施				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施 	継続実施				
市民ミュージアム管理運営事業 令和元年東日本台風により施設や収蔵品等が被災したことから、被災収蔵品の修復等作業に比重を置いて活動するとともに、アウトリーチ等により博物館、美術館活動を継続しながら、新たな博物館、美術館の整備に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●被災収蔵品の応急処置作業と修復作業の実施 ・修復作業等の実施 ・R4以降の現施設の管理運営についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 ・現施設の代替施設の設計及び調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替施設の整備及び運営 			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●展覧会及び教育普及事業の実施 ○市内他施設を利用した展覧会の開催 R2来場者数：5,298人 	<ul style="list-style-type: none"> ・展覧会の開催 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○アウトリーチによる社会科教育推進事業等の実施 R2参加者数：4,118人 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科教育推進事業等の実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな博物館、美術館の整備に向けた取組の推進 ・「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)新たな博物館、美術館に関する基本構想」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)新たな博物館、美術館に関する基本計画」の検討及び策定 			・計画に基づく取組の推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
大山街道ふるさと館管理運営事業 大山街道の歴史・文化を学び、文化活動を通じて地域の交流や活性化を図るため、「大山街道ふるさと館」を運営します。	● 大山街道に関する民俗等に関する資料、郷土にゆかりのある人の美術、文学等の作品の展示 R2来館者数：47,632人 (R1：69,222人) ● 大山街道に関する地域の文化活動への支援や地域団体と連携した大山街道の魅力を発信する取組の推進 ○ 大山街道に関する地域の文化活動への支援の実施 ・企画展、講座等の開催 ● 計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施	来館者数：60,000人以上 継続実施	来館者数：60,000人以上 継続実施	来館者数：60,000人以上 継続実施	来館者数：60,000人以上 継続実施	事業推進
市民プラザ管理運営事業 文化・教養に関する講座や健康増進のための教室等の開催、市民相互の交流機会を促進するため、「市民プラザ」を運営します。	● 健康増進に資する教室や文化教養に関する講座の開催 R2講座参加者数：8,264人 (H30：19,733人) ● プール・体育館などの利用提供の推進 R2施設・設備利用者数：81,891人 (H30：375,507人) ● 市民の相互の交流推進に向けた行事等の実施 R2行事等参加者数：3,018人 (H30：27,791人) ● 計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施 ● 老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討の実施	講座参加者数：19,000人以上 利用者数：432,000人以上 行事等参加者数：29,000人以上 継続実施	講座参加者数：19,000人以上 利用者数：432,000人以上 行事等参加者数：29,000人以上 継続実施	講座参加者数：19,000人以上 利用者数：432,000人以上 行事等参加者数：29,000人以上 継続実施	講座参加者数：19,000人以上 利用者数：432,000人以上 行事等参加者数：29,000人以上 継続実施	事業推進 ・方向性に基づく取組の推進
橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橋樹官衙（たちばなかんが）遺跡群」（橋樹郡家跡と影向寺遺跡）の保存整備・活用・調査研究を進めます。	● 「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく保存管理・活用の実施 ○ 計画に基づく保存管理・活用の実施 ・保存管理の実施と史跡指定地の公有地化の推進 ○ 橋樹官衙遺跡群活用事業の実施 R2事業への参加者数：374人 ● 市民との協働による史跡環境の整備・維持の推進 ・環境保全・維持管理の実施 ● 「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく整備の推進 ・基本・実施設計 ● 橋樹官衙遺跡群の調査・研究の推進 ・調査及び研究	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
藤子・F・不二雄ミュージアム事業 本市ゆかりの漫画家、藤子・F・不二雄の作品に込められたメッセージを幅広い世代に伝えることで、文化芸術の振興や、本市の魅力を推進するため、「藤子・F・不二雄ミュージアム」を運営します。	● 藤子・F・不二雄の作品及び資料の展示 R2入館者数：154,349人 (H30：428,655人) ・季節に合わせた展示等の実施 ・開館10周年記念事業の実施	入館者数：450,000人以上 継続実施	入館者数：450,000人以上	入館者数：450,000人以上	入館者数：450,000人以上	事業推進
	● 藤子・F・不二雄ミュージアムの魅力を国内外へ発信する取組の推進 ○ SNSによる最新情報発信 ・情報発信 ○ カフェ&ショップの各種フェアと連動した広報の実施 ・広報の実施 ○ 指定管理者のネットワークを活かしたミュージアムのPR、区民祭等の地域イベントへのPRブース出展 ・PRの実施	継続実施				
	● 生田緑地における他美術館や博物館と連携した取組の推進 ・連携した取組実施	継続実施				
	● 計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施	継続実施				
岡本太郎美術館管理運営事業 本市ゆかりの芸術家、岡本太郎の美術作品や資料を展示することで、市民の美術に関する創造的活動を促進し、市民文化の振興を図るため、近現代美術を扱う美術館として「岡本太郎美術館」を運営します。	● 岡本太郎の美術作品及び資料等の展示、教育普及事業の実施 ○ 岡本太郎の美術作品及び資料等の展示 R2入館者数：59,049人 (H30：77,962人) ○ 展覧会の開催及び関連したイベント及びワークショップ等の実施 ・イベント及びワークショップ等の実施 ○ 学校団体利用等による教育普及事業の実施 ・教育普及事業の実施	入館者数：78,000人以上 継続実施	入館者数：78,000人以上	入館者数：78,000人以上	入館者数：78,000人以上	事業推進
	● 生田緑地の他施設と連携した取組の推進 ・連携した取組実施	継続実施				
	● SNS等を活用した国内外に向けた情報発信 ・情報発信	継続実施				
	● 作品や資料のデジタル化（デジタルアーカイブ）事業の早期推進 ・デジタル化の推進	継続実施				
	● 計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施	継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

政策体系別計画

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
日本民家園管理運営事業 国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の充実を図るため、「日本民家園」を運営します。	●江戸時代の古民家の野外展示 R2利用人数：68,267人	●古民家の野外展示				事業推進
	●伝統的生活文化に関する企画展示及び各種講座等、教育普及事業の実施 ・企画展示及び事業実施	●継続実施				
	●観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施 ・国内外に向けた広報活動の強化	●継続実施				
	●文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究 ○文化財建造物の維持管理 ・維持管理の実施	●継続実施				
	○古民家耐震補強工事の実施 ・工事の実施	●継続実施				
	○園内の環境整備 ・整備の実施	●継続実施				
	○資料の整理・調査研究 ・整理・調査の実施	●継続実施				
	●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ・連携事業の実施	●継続実施				
	●「(仮称)川崎市立日本民家園運営基本方針」の策定 ・方針策定に向けた調査の実施	・方針策定に向けた準備・調整	・方針の策定		・方針に基づく事業推進	
	●計画的な施設の補修等の推進(文化財建造物を除く) ・補修等の実施	●継続実施				
青少年科学館管理運営事業 自然・天文・科学の各分野において、市民への科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、「青少年科学館」(かわさき宙と緑の科学館)を運営します。	●「青少年科学館運営基本計画」に基づく事業推進 ・計画に基づく事業推進	・次期計画の策定	・計画に基づく事業推進			事業推進
	●自然・天文・科学の3分野の実物・標本・模型などの資料展示 R2利用者数：178,245人	・資料展示				
	●自然観察教室や科学実験教室など、体験を通じた教育普及の取組の推進 ・教育普及事業の実施	●継続実施				
	●プラネタリウム「MEGASTAR-III FUSION」を活用した天文知識の普及啓発の実施 ・プラネタリウムを活用した事業の実施	●継続実施 ・FUSION新番組の作成	・FUSION新番組完成	・FUSION新番組完成	・FUSION番組を活用した取組の推進	
	●ボランティア、市民活動団体等の育成・支援 ・天文サポーター研修会等の実施や団体支援	・研修会の実施等によるボランティアの育成や団体支援				
	●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ・連携事業の実施	・連携事業の充実				
	●計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施	●継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価

施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
アートセンター管理運営事業 芸術文化の創造・発信・交流を促進するとともに、芸術文化の鑑賞の機会を提供することで、市民の芸術文化の発展に寄与するための創造・発信拠点として「アートセンター」を運営します。	●小劇場や映像館を活用した芸術文化の鑑賞会等の開催 ○音楽、演劇、ダンス、伝統芸能などの舞台公演開催、映画などの映像作品の上映 R2利用者数：34,474人 (H30：84,468人)	利用者数：88,000人以上	利用者数：88,000人以上	利用者数：88,000人以上	利用者数：88,000人以上	→ 事業推進
	○バリアフリー上映の実施	継続実施				→
	●市民の芸術文化の創造や交流の促進に向けた各種研修やワークショップ等の実施 ・講座等の実施	継続実施				→
	●青少年を含む市民参加型の地域劇団による公演開催の支援の実施 ・支援の実施	継続実施				→
	●地域劇団や地元音楽大学出身の若手俳優等の主催公演への起用によるアーティストの育成・支援の取組の推進 ・育成・支援の取組の推進	継続実施				→
	●新百合ヶ丘駅周辺の文化施設等との連携による取組の推進 ・日本映画大学の学生が制作した作品の上映等	継続実施				→
	・昭和音楽大学の指導者や卒業生を起用した主催公演の実施等	継続実施				→
	●計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施	継続実施				→

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 本市のフランチャイズオーケストラである東京交響楽団や市内2つの音楽大学、4つの市民オーケストラ、100を超える市民合唱団や企業の吹奏楽団など多様な主体と連携しながら、「かわさきジャズ」や「プラチナ音楽祭」、「アジア交流音楽祭」などの魅力ある音楽事業の実施及び開催の支援を行い、幅広い世代の市民が身近に音楽を楽しめる環境づくりに取り組んでいます。
- 国際的評価が高く、「音楽のまち・かわさき」の中核施設であるミュージア川崎シンフォニーホールについては、海外著名オーケストラによる公演、フェスタサマーミュージア等の主催事業や、「名曲全集」等の東京交響楽団との共催事業による良質な音楽の鑑賞の機会を市民に提供するとともに、「音楽のまち」の裾野を広げることを目的としたアウトリーチ事業等の取組を進めています。また、新型コロナウイルス感染症に対し、必要な感染症対策を適切に実施するとともに、オンライン事業など環境変化に則した事業に取り組んでいます。
- 映像のまち・かわさき推進事業では、市内4つのシネマコンプレックスや映画の単科大学といった映像資源を活かし、教育現場及び地域における映像制作活動の支援や「KAWASAKIしんゆり映画祭」の開催などによるまちの魅力の向上、企業や団体等と連携した地域活性化の取組を行うとともに、市内のさまざまな施設や場所等をロケ地として活用し、映画やテレビ等の映像メディアを通して発信されることで、シティプロモーションの推進、シビックプライドの醸成を図る取組を実施しています。



(撮影：池上直哉 提供：東京交響楽団)
東京交響楽団



小学校での映像制作授業

2 施策の主な課題

- 市民の豊かな心を育み、活力とうるおいのある地域社会づくりを進めるため、「音楽のまち・かわさき」推進協議会や「映像のまち・かわさき」推進フォーラムなどの関連団体とのより一層の連携のもと、市内の音楽や映像に関する資源を活用し、今後の社会変容を見据えながら、幅広い世代の市民が文化芸術を楽しめる環境づくりを進めていく必要があります。
- 映像のまちの取組については、市民の認知度向上に向け、市民向け広報の工夫や、地域と連携した映像に親しむ機会の創出を進めるとともに、ロケ地活用のための事業者への情報提供に引き続き取り組む必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 誰もが身近に音楽を楽しめる環境づくりと音楽を通じた活力とうるおいのある地域社会づくりの推進
- ★ ミューザ川崎シンフォニーホールなどの音楽資源を活かした「音楽のまち・かわさき」の魅力を発信
- ★ 映像資源を活かした映像文化活動支援や情報発信による、都市の魅力向上やシビックプライドの醸成と次世代の映像文化の担い手の育成

4 直接目標

- 音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合 (市民アンケート)	53.3 % (平成27 (2015) 年度)	46.3 % (令和3 (2021) 年度)	55 %以上 (平成29 (2017) 年度)	57 %以上 (令和3 (2021) 年度)	60 %以上 (令和7 (2025) 年度)
ミュージャックシンフォニーホール主催・共催公演の入場者率 (市民文化局調べ)	72.0 % (平成26 (2014) 年度)	72.6 % (令和2 (2020) 年度)	73 %以上 (平成29 (2017) 年度)	74 %以上 (令和3 (2021) 年度)	75 %以上 (令和7 (2025) 年度)
「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合 (市民アンケート)	18.4 % (平成27 (2015) 年度)	11.4 % (令和3 (2021) 年度)	20 %以上 (平成29 (2017) 年度)	25 %以上 (令和3 (2021) 年度)	30 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
音楽のまちづくり推進事業 多様な活動団体等と協働・連携しながら、誰もが身近に音楽を楽しめる環境づくりを進めることで、まちに音楽があふれ市民の豊かな心を育み、活力ある地域社会づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な活動団体等との協働・連携に向けた「音楽のまち・かわさき」推進協議会への支援・支援の実施 ●ジャズ・フェスティバル「かわさきジャズ」の開催 入場者数：14,152人 (R1：55,256人) ●アジア諸国の民族音楽・舞踊等による「アジア交流音楽祭」の開催 入場者数：0人 (中止) (R1：80,000人) ●地方の音楽コンクールでの優秀受賞者等による公演「交流の響き」の開催 入場者数：400人 (R1：550人) ●シニア世代で構成される市内音楽団体による「ブラチナ音楽祭」の開催 入場者数：0人 (中止) (R1：1,354人) ●東京交響楽団市内巡回コンサートの開催 R2開催回数：5回 ●姉妹都市・友好都市との音楽文化交流事業の実施 ・オーストリア・ザルツブルク市及びドイツ・リューベック市との周年記念事業等に合わせたコンサートの実施 ・オーストリア・ザルツブルク市及び中国・瀋陽市との交流事業の実施 	継続実施	入場者数：35,000人以上 入場者数：50,000人以上 入場者数：900人以上 入場者数：1,500人以上 開催回数：5回	入場者数：35,000人以上 入場者数：50,000人以上 入場者数：900人以上 入場者数：1,500人以上 開催回数：5回	入場者数：35,000人以上 入場者数：50,000人以上 入場者数：900人以上 入場者数：1,500人以上 開催回数：5回	事業推進
川崎シンフォニーホール管理運営事業 世界的な音楽家の指揮や演奏など良質な音楽鑑賞の機会や「市民の晴れの舞台」を提供することで、市民の音楽活動の振興を図るため、「音楽のまち・かわさき」の中核施設として、世界水準の音響性能を有するミュゼ川崎シンフォニーホールを運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●音楽ホールを活用したクラシックオーケストラ等による音楽鑑賞機会の提供（主催・共催公演） ・海外著名オーケストラや東京交響楽団によるコンサートの開催 R2入場者数：29,904人 (H30：92,884人) ●誰もが気軽に音楽に興味を持てるコンサートの開催 ・コンサートの開催 ●クラシック、ジャズ、バレエ、子どもの発表会までをそろえた夏の音楽祭「フェスタサマーミュージア」の開催 ・音楽祭の開催 ●本市の都市イメージの向上とジビックプライドの醸成に向けたミュゼ川崎シンフォニーホールの魅力発信 ・シンフォニーホールの魅力発信 ●中長期修繕計画の改訂に向けた検討及び次期大規模修繕の内容・時期の検討 ・中長期修繕計画改訂に向けた検討 ・次期大規模修繕に向けた検討 ・維持補修等の実施 ●地域の文化拠点として、音楽分野の裾野を広げる事業の展開 ・人材育成や教育プログラム等、事業の検討及び実施 	継続実施	入場者数：100,000人以上 入場者数：100,000人以上 継続実施	入場者数：100,000人以上 入場者数：100,000人以上 継続実施	入場者数：100,000人以上 入場者数：100,000人以上 継続実施	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
映像のまち・かわさき推進事業 映像関係団体、企業、行政で組織する「映像のまち・かわさき」推進フォーラムを中心に、映像に関する豊富な地域資源を活用し、映像に親しむ機会の創出とまちの魅力を発信することで、都市イメージの向上、映像産業・映像文化の振興、地域の活性化を図ります。	●「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの活動支援を通じたまちづくりの推進 ・活動支援を通じたまちづくりの推進	継続実施				事業推進
		・推進フォーラムの役割・取組の方向性の再整理の実施	・推進フォーラムの役割・取組の方向性の再整理及び事業内容の再検証の実施	・推進フォーラムの事業内容の再検証の実施	・再検証に基づく取組の実施	
	●教育現場及び地域における映像制作活動の支援 ・支援の実施	継続実施				
	●川崎市映像アーカイブ事業の推進 ・上映会・ワークショップ等の実施	継続実施			・市制100周年 映像タイムカプセルの公開	
	●映像資源を活用した地域活性化の取組の推進 ・取組の検討	・映像メディアを通じた本市の魅力発信				事業推進
	●魅力発信につながる映像作品のロケ支援とロケ地を活用した地域活性化等の取組の推進 ○ロケ支援とロケ地を活用した地域活性化等の取組の推進 ・ロケ相談窓口設置、市内ロケ地の情報提供	継続実施				
○ロケ相談窓口設置、市内ロケ地の情報提供の実施 R2ロケ支援件数：87件 (R1：223件)	ロケ支援件数：150件以上	ロケ支援件数：150件以上	ロケ支援件数：150件以上	ロケ支援件数：150件以上		
●市民中心の映画祭「KAWASAKIしんゆり映画祭」の開催支援 総参加者数：1,159人 (R1：2,477人)	総参加者数：2,500人以上	総参加者数：2,500人以上	総参加者数：2,500人以上	総参加者数：2,500人以上		

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

政策 4-9 戦略的なシティプロモーション

1 政策の方向性

- 本市は、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、さまざまな文化・スポーツや、多摩川をはじめとした自然環境など、魅力あるさまざまな地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出され、住みやすいまちとして認知されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積が、川崎の魅力のひとつとして認識されるようになり、川崎のイメージは着実に向上しています。
- 今後、海外にも通用する抜群の都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、誰もが訪れたい川崎をめざすため、地域資源を磨き上げるだけでなく、新たな地域資源の発掘・創出に取り組むとともに、市民や企業などと効果的なコラボレーションを図り、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市に魅力や良いイメージがあると感じている人の割合 (市民アンケート)	40.7%	39.0%	50%以上

3 施策の体系

政策 4-9 戦略的なシティプロモーション

施策4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成

施策4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興

施策4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成



1 これまでの主な取組状況

- より一層の都市イメージの向上を図るため、産業・研究開発分野（脱炭素社会の実現等）、文化芸術分野（音楽のまち、歴史・文化財等）、スポーツ分野（川崎フロンターレ等）、自然分野（生田緑地・多摩川等）、生活分野（駅周辺のまちづくり・教育等）など重点施策を中心に、本市の多面的な魅力を活かしたさまざまなメディアの活用によるイメージ戦略を進めています。
- 都市のブランドメッセージ「Colors,Future! いろいろって、未来。」を活用し、市民や民間事業者等のさまざまな主体が、まちを好きになり、まちが元気になる取組を進めています。このブランドメッセージ等を効果的に用いて、国内外に向けたさまざまな情報発信を戦略的に行っています。
- グローバル化が進展する中、世界における本市の存在感を高めるため、姉妹・友好都市をはじめとする海外都市等とお互いの強みや特性を活かした交流を推進するなど、国内外から行ってみたい、住んでみたい、働いてみたい、そして市民が住み続けたい「世界をひき寄せる真のグローバル都市川崎」をめざした取組を進めています。



令和3（2021）年
ブランドメッセージポスター

2 施策の主な課題

- 令和6（2024）年に市制100周年を迎えることを契機に、本市の都市イメージの向上及びシビックプライド（市民の市に対する「愛着」「誇り」）の醸成を図るため、ソーシャルメディアをはじめとしたさまざまなメディアやブランドメッセージを活用して、社会変容に対応しながら市の多彩な魅力をより効果的に発信していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 市制100周年を契機とした、更なる都市イメージの向上とシビックプライドの醸成を図るためのシティブロモーションの推進
- ★ 市内外に向けた、さまざまなメディアの効果的活用や発信力のある民間事業者等との連携による、本市の多彩な魅力の情報発信の強化
- ★ ブランドメッセージ等を活用した、多様な主体を巻き込んだ取組によるシビックプライドの醸成
- ★ これまで良好な関係を築き上げてきた海外都市等とお互いの強みや特性を活かした更なる交流の推進

4 直接目標

- 市内外における市の認知度・好感度を高める

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」「誇り」に関する平均値 ※10点満点 (都市イメージ調査)	愛着 6.0 点 誇り 5.0 点 (平成26 (2014) 年度)	愛着 5.5 点 誇り 4.9 点 (令和3 (2021) 年度)	愛着 6.1 点以上 誇り 5.1 点以上 (平成29 (2017) 年度)	愛着 6.5 点以上 誇り 5.5 点以上 (令和3 (2021) 年度)	愛着 7.0 点以上 誇り 6.0 点以上 (令和7 (2025) 年度)
隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合 (都市イメージ調査)	50.3 % (平成26 (2014) 年度)	39.8 % (令和3 (2021) 年度)	51 %以上 (平成29 (2017) 年度)	53 %以上 (令和3 (2021) 年度)	55 %以上 (令和7 (2025) 年度)
市民のうち川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合 (都市イメージ調査)	第3期実施計画 から新たに設定	59.4 % (令和3 (2021) 年度)	-	-	67 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
市制100周年記念事業 本市が、令和6 (2024) 年に市制施行100周年を迎えることから、本市のさまざまな魅力、ポテンシャルを市内外にアピールする機会と捉え、各種事業や情報発信等を展開します。	●市制100周年記念事業実施に向けた検討・調整 ・基本的な考え方の策定 ・スケジュールや実施体制の検討・調整	・実施計画の策定 ・実施体制の構築及び多様な主体と連携した取組の検討	・計画に基づく取組の推進 ・多様な主体と連携した取組の検討・実施	・市制100周年記念事業の実施 ・多様な主体と連携した取組の実施	・市制100周年を契機とした取組の推進	事業推進

施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
シティプロモーション推進事業 戦略的な情報発信等により、市民のシビックプライドの醸成及び対外的な都市イメージの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「シティプロモーション戦略プラン」に基づく取組の推進 ・「シティプロモーション戦略プラン第3次推進実施計画」の策定 ●ブランドメッセージ等を活用した効果的な情報発信 ・スポーツパートナー等やパラームメントの取組との連携及び民間主体の発信支援や広報物の作成 ●民間企業等との連携による効果的なプロモーションの推進 ・スポーツパートナー等と連携したプロモーションの推進 ●国内外に向けた、各種メディアの効果的活用によるシティプロモーションの推進 ○動画の制作及び効果的な活用 ・ソーシャルメディア等さまざまなメディアを活用した魅力発信 ・PR会社を活用したプロモーションの推進 ●戦略的な情報発信力強化のための取組の推進 ・研修実施等による情報発信力の強化 ・効果的な情報発信に向けたプロモーションの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画に基づく取組の推進 ・民間企業及び学校等との連携や広報物の作成によるブランドメッセージの浸透に向けた取組の推進 ・インフルエンサーやスポーツパートナー等と連携したプロモーションの推進 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 			<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)新シティプロモーション戦略プラン」の検討・策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)新シティプロモーション戦略プラン」に基づく取組の推進 事業推進
国際交流推進事業 海外からの視察受入れや(公財)国際交流協会との連携により、行政だけでなく市民による国際交流を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●海外からの視察受入れや(公財)国際交流協会と連携した国際交流の推進 ・姉妹・友好都市等との国際交流の推進 ・中国・瀋陽市姉妹都市提携40周年記念事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 ・オーストリア・ザルツブルク市及びドイツ・リュベック市友好都市提携30周年記念事業の実施 				<ul style="list-style-type: none"> 事業推進
国際交流センター管理運営事業 市民の国際理解の増進及び国際友好親善の発展等に寄与するため、「国際交流センター」を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●国際交流や多文化共生を促進する講座・イベント等の開催及び日本語・外国語等の研修の実施 ○国際交流や多文化共生を促進する講座・イベント等の開催 R2講座・イベント等の開催数：55回 ○日本語、外国語等の講座・研修事業の実施 R2国際理解講座受講者数：271人(R1：418人) R2日本語講座受講者数：448人(R1：364人) ●国際交流に取り組む市民、団体等の主体的な国際活動を促す情報提供等の実施 ・情報提供等の実施 ●外国人窓口相談事業(多文化共生総合相談ワンストップセンター)による生活相談等の実施 R2相談件数：2,895件(R1：1,702件) ●計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 講座・イベント等の開催数：55回以上 国際理解講座受講者数：390人以上 日本語講座受講者数：350人以上 継続実施 相談件数：2,720件以上 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 講座・イベント等の開催数：41回以上 国際理解講座受講者数：340人以上 日本語講座受講者数：310人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 講座・イベント等の開催数：55回以上 国際理解講座受講者数：510人以上 日本語講座受講者数：470人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 講座・イベント等の開催数：55回以上 国際理解講座受講者数：540人以上 日本語講座受講者数：480人以上 相談件数：2,770件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
市民文化大使事業 文化芸術・スポーツ分野で活躍する本市にゆかりのある方々を市長の代理として他都市との交流事業に参加し、御自身の活動の中で本市の魅力PRする市民文化大使に任命し、本市のイメージアップを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民文化大使の活動を通じた本市の魅力のPRやイメージアップ ○市民文化大使の個々の活動や市長の代理としての交流事業への参加等を通じた本市のPRやイメージアップの推進 ・PR等の実施 	継続実施 本市制度による市内外派遣件数：3件以上	本市制度による市内外派遣件数：3件以上	本市制度による市内外派遣件数：3件以上	本市制度による市内外派遣件数：3件以上	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●市民文化大使の改選 ・第10期市民文化大使の任命 		・第11期市民文化大使の任命		・第12期市民文化大使の任命	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興



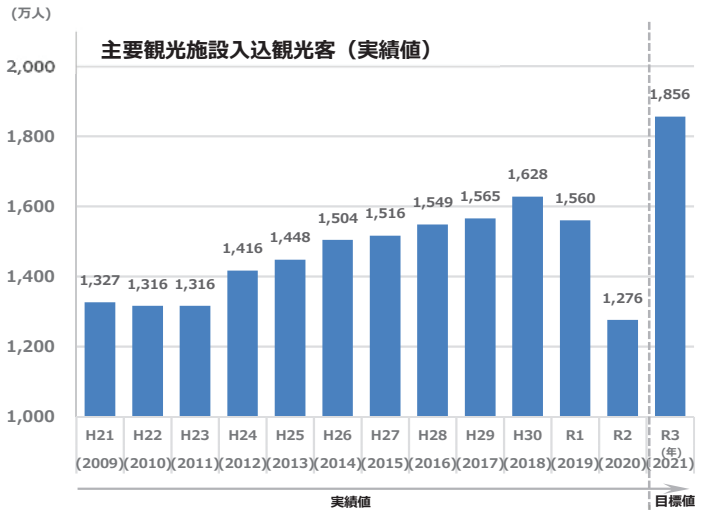
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 訪日外国人旅行者数の変化等に対応するため、外国人観光客の動態分析調査を実施し、分析結果を踏まえて、インフルエンサー（人々に影響を及ぼす人物）やSNS等による情報発信をしています。また、川崎駅北口行政サービス施設（かわさき きたテラス）において多言語による観光情報を提供し、受入体制の充実を図るとともに、インバウンド需要を取り込む下地づくりを推進するナイトタイムエコノミーの取組を進めています。
- 市内に多数存在している生産施設や産業遺産、先端技術施設などの川崎の特性を活かして産業観光を推進するとともに、全国の工場夜景観光を推進する都市と連携して、工場夜景カードの発行や、全国工場夜景サミットの開催など、工場夜景の魅力を発信しています。
- 競輪事業については、包括的な業務委託により事業の収益性を確保するとともに、新たなファン層を拡大するためにガールズケイリンやミッドナイト競輪の開催、初心者教室、バックヤードツアー等を実施しています。また、施設の市民利用・市民開放を進めるとともに、地域の活性化に資する競輪事業を推進しています。



資料：経済労働局調べ



日本民家園での藍染め体験の様子を発信するフランス人インフルエンサー

2 施策の主な課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の観光客が減少していますが、今後の観光需要の回復及びその先の拡大を見据え、多くの人々を魅了するための魅力ある観光資源の創出や活用に向けて取り組むとともに、観光情報の積極的な発信等を進めていく必要があります。
- 令和6（2024）年に市制100周年を迎えることなどを契機に、観光振興を通じて、本市の更なる魅力向上につなげていく必要があります。
- 競輪事業については、持続的な事業運営を行うため、新たなファン層の獲得など、更なる施策の展開が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 観光協会、民間企業、近隣自治体等との連携による外国人観光客の誘客やナイトタイムエコノミー等の新たな観光振興施策の推進
- ★ 地域の魅力、地域資源を再発見するマイクロツーリズムや本市の特性を活かした産業観光の取組の推進
- ★ 市制100周年等を契機とした、本市の更なる魅力向上に向けた観光振興施策の推進
- ★ 競輪事業の経営基盤の強化及び本市財政への貢献に向けた効率的な運営と、持続的な事業実施を図るための施設整備の推進

4 直接目標

- 市内への集客及び滞在を増加させる

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
主要観光施設の年間観光客数 (経済労働局調べ)	1,504万 人 (平成26(2014)年)	1,276万 人 (令和2(2020)年)	1,646万 人以上 (平成29(2017)年)	1,856万 人以上 (令和3(2021)年)	2,100万 人以上 (令和7(2025)年)
宿泊施設の年間宿泊客数 (経済労働局調べ)	178万 人 外国人 15万 人 (平成26(2014)年)	140万 人 外国人 6万 人 (令和2(2020)年)	187万 人以上 外国人 17万 人以上 (平成29(2017)年)	198万 人以上 外国人 23万 人以上 (令和3(2021)年)	210万 人以上 外国人 25万 人以上 (令和7(2025)年)
工場夜景・産業観光ツアーの年間参加者数 (経済労働局調べ)	6,600 人 (平成26(2014)年)	900 人 (令和2(2020)年)	7,200 人以上 (平成29(2017)年)	8,100 人以上 (令和3(2021)年)	9,200 人以上 (令和7(2025)年)
競輪事業の一般会計繰出金 (経済労働局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	1.4 億円 (令和2(2020)年度)	-	-	1.4 億円以上 (令和7(2025)年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
観光振興事業 観光協会、商工会議所、企業、近隣自治体等との連携体制の構築による旅行商品の造成や広報など、オール川崎による集客事業を実施します。	●新・かわさき観光振興プランに基づく施策の展開 ・施策の展開		継続実施 → 事業推進				
	●本市の多彩な観光資源の魅力発信と多様な広報戦略の実施 ・ホームページやパンフレットなどによる情報発信、広報戦略の推進		継続実施 →				
	R2主要観光施設の年間観光客数：1,276万人 (H30：1,628万人)		主要観光施設の年間観光客数：1,913万人以上	主要観光施設の年間観光客数：1,971万人以上	主要観光施設の年間観光客数：2,031万人以上	主要観光施設の年間観光客数：2,100万人以上	→
	●旅行者の利便性が高い川崎駅での観光案内の提供 ・川崎駅北口行政サービス施設(かわさききたテラス)における観光案内の提供		継続実施 →				
	R2宿泊施設の年間宿泊客数：140万人 (R1：217万人)		宿泊施設の年間宿泊客数：201万人以上	宿泊施設の年間宿泊客数：204万人以上	宿泊施設の年間宿泊客数：207万人以上	宿泊施設の年間宿泊客数：210万人以上	→
	●住宅宿泊事業(民泊事業)の適正な運営確保と活用 ・住宅宿泊事業の届出受付事務と監督業務の実施		継続実施 →				
	・民泊の実態把握と活用に向けた情報発信等の実施		継続実施 →				
	●外国人観光客の誘客促進及び観光客受入体制の充実 ・近隣自治体等との連携による外国人観光客の誘客促進		継続実施 →				
	・外国人観光客の動態分析の実施		継続実施 →				
	・ナイトタイムエコノミーの推進		継続実施 →				
	R2宿泊施設の年間宿泊客数(外国人)：6万人 (R1：28万人)		宿泊施設の年間宿泊客数(外国人)：23万人以上	宿泊施設の年間宿泊客数(外国人)：24万人以上	宿泊施設の年間宿泊客数(外国人)：25万人以上	宿泊施設の年間宿泊客数(外国人)：25万人以上	→
	●市民文化の創造と地域経済の活性化を推進するかわさき市民祭りの開催 ・市民・事業者・行政が一体となったかわさき市民祭りの開催		継続実施 →				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
産業観光推進事業 産業観光ツアー、工場夜景ツアーを推進するとともに、全国の工場夜景都市と連携した取組等を実施します。また、全国各地への教育旅行誘致活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の強みを活かした産業観光ツアー及び工場夜景ツアーの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ツアーの企画・実施及び全国の工場夜景都市と連携した取組の実施 ・市内回遊性を高めるマイクロツーリズムの実施 ●教育旅行誘致活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・産業観光DVD等を活用した教育旅行誘致活動の実施 ●川崎工場夜景等のガイド養成 <ul style="list-style-type: none"> ・「ようこそ！かわさき検定」合格者等を活用したガイド養成 ●インバウンド観光の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・SNSによる定期的な情報発信の実施 ・海外向けプロモーションの実施 	継続実施				事業推進	
市制記念花火大会事業 川崎の市制記念のイベントとして親しまれている花火大会を開催することで、「ふるさと川崎」の意識の高揚を図り、豊かな市民文化の創造をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●観賞客の安全確保及び継続可能な花火大会の企画の立案・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ継続可能な花火大会に向けた企画の立案・実施 ●民間事業者との連携による安全で楽しい花火大会の運営計画の策定、実施 <ul style="list-style-type: none"> ・運営計画の策定、実施 ・会場周辺の環境変化に対応した警備計画の策定、実施 ・協賛席の定着に向けた広報の実施 	有料協賛席販売数：0席(中止) (R1：5,233席)	継続実施	有料協賛席販売数：5,250席以上	有料協賛席販売数：5,250席以上	有料協賛席販売数：5,250席以上	事業推進
競輪場整備事業 公園との一体感を感じられる空間づくりや持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくりをメインコンセプトとして、施設の再整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎競輪場再整備基本計画」に基づく施設の再整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画に基づく再整備の推進 ●競輪場施設・設備の耐用年数に応じた整備・改修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化設備の更新工事及び維持修繕工事の実施 	継続実施	・全国都市緑化かわさきフェアと連携した取組の検討・実施			・富士見公園との一体感を感じられる施設づくりの更なる推進	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
競輪等開催・運営事業 包括的な業務委託による柔軟かつ効率的・効果的な事業運営を行うことで、コスト削減、ファンサービスの向上、市民利用・多目的利用の一層の推進を図り、市民に親しまれ地域の活性化に資する競輪場の確立をめざします。	●効率的・効果的な運営方法による競輪の開催 ・包括的な業務委託による、柔軟かつ効率的・効果的な事業運営の実施	継続実施				事業推進
	●新規ファンの獲得や市民に親しまれ、地域の活性化に資する競輪場に向けた取組の推進 ・競輪初心者教室、ガールズケイリン等の実施による取組の推進	継続実施				
	・子ども自転車教室等の開催	継続実施				
	●特別競輪の誘致活動の展開 ・誘致活動の展開	継続実施				
	●収益向上をめざした企画レースや協賛レース等の活性化策の推進 ・企画レースや協賛レース等の開催による収益の向上	継続実施				
R2一般会計への繰出金：1.4億円	一般会計への繰出金：1.3億円以上	一般会計への繰出金：1.3億円以上	一般会計への繰出金：1.3億円以上	一般会計への繰出金：1.4億円以上		

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価